

**中華人民共和国
民事訴訟法・仲裁法改善プロジェクト
事前調査報告書**

**平成19年11月
(2007年)**

**独立行政法人国際協力機構
社会開発部**

序 文

中華人民共和国（以下、「中国」と記す）は、1999年第9期全国人民代表大会（以下、「全人代」と記す）第2回会議にて改正した憲法に「依法治国」という4字を挿入し、「中華人民共和国は法による国家管理を実行し、社会主義法治国を建設する」と明確に規定している。2010年を目途に社会主義市場経済における法システムの構築を国家目標として掲げており、現在、破産法、国有資産管理法、産権取引法などの起草制定及び民事訴訟法、仲裁法等の法律の改正作業が進められている。同時に、2001年12月のWTO加盟議定書の約束に従って、2010年までの段階的な市場開放スケジュールに即したWTO各協定の国内法下と既存法の改正作業が継続して実施される予定になっており、今後数年は中国の民事紛争解決制度に関する法制の整備が全般的に展開される重要な時期である。第10期全人代常務委員会は2004年～2008年の任期内に作業が行われる立法計画を策定しており、民事訴訟法改正と仲裁法改正のプライオリティは特に高く位置づけている。

このような状況のもと、2006年6月、全人代常務委員会法制工作委员会より、特に民事訴訟法及び仲裁法の改正について日本に対して支援の要望がなされた。

この要請を受けて、JICAは技術協力の内容を検討するため、民事訴訟法及び仲裁法改正の起草・検討スケジュール、改正に関わる期間及び役割分担、プロジェクトの枠組みの範囲を確認するとともに、法務省関係者・弁護士など法律家によるプロジェクトの妥当性等を検討することを目的として事前評価調査を実施した。2007年11月に討議議事録（R/D）を締結することにより、本プロジェクトを2007年11月から3年間の計画で実施することとなった。

本報告書は、上記事前評価調査団の調査結果と、それに基づくR/D等を取りまとめたものであり、今後の本プロジェクトの実施にあたり、広く活用されることを願うものである。

終わりに、これらの調査にご協力とご支援をいただいた法務省、大学、外務省関係者など、各機関の方々に心から謝意を表するとともに、引き続き本プロジェクトに対する支援をお願い申し上げる次第である。

平成19年11月

独立行政法人国際協力機構

社会開発部長 岡崎 有二

略 語 表

ADB	Asian Development Bank	アジア開発銀行
CIETAC	China International Economic and Trade Arbitration Commission	中国国際経済貿易仲裁委員会
GTZ	Gesellschaft für Technische Zusammenarbeit	ドイツ技術協力公社
JETRO	Japan External Trade Organization	日本貿易振興機構
M/M	Minutes of Meeting	ミニッツ
R/D	Record of Discussion	討議議事録
TRIPS	Trade-Related Aspects of Intellectual Property Rights	知的所有権の貿易関連の側面に関する協定
WTO	World Trade Organization	世界貿易機関

目 次

序 文

略語表

事前調査報告概要	i
第1章 事前調査団の派遣	1
1-1 調査団派遣の背景と目的	1
1-2 調査団の構成	1
1-3 調査日程	2
1-4 面談者	2
第2章 調査結果	3
2-1 調査結果概要	3
2-2 協力実施の意義	7
2-3 実施上の問題点と改善	9
2-4 実施上の留意点	12
2-5 プロジェクトの枠組み	15
2-6 5項目評価	16
第3章 事前調査後の段取りとR/D署名	18
付属資料	
1. 調査日程	21
2. 面談議事録（2007年6月11日～6月20日）	23
2-1. JICA中国事務所との面談議事録（6月11日）	23
2-2. 在中国日本大使館との面談議事録（6月11日）	26
2-3. JETRO北京事務所との面談議事録（6月11日）	28
2-4. 全人代（常任委員会法制工作委員会民法室）との面談議事録（6月12日）	30
2-5. 最高人民法院との面談議事録（6月12日）	37
2-6. 本田技研工業との面談議事録（6月13日）	40
2-7. アンダーソン・毛利・友常法律事務所との面談議事録（6月13日）	43
2-8. GTZとの面談議事録（6月14日）	45
2-9. 社会科学院との面談議事録（6月14日）	48
2-10. 北京市第2中級人民法院との面談議事録（6月14日）	50
2-11. ADBとの面談議事録（6月15日）	55
2-12. 森脇弁護士との面談議事録（6月15日）	58
2-13. CIETACとの面談議事録（6月15日）	62
2-14. 毅弘律師事務所との面談議事録（6月15日）	64

2-15. 中国人民大学における研究者との交流会議事録（6月18日）	65
2-16. 中国人民大学の見学	73
2-17. 全人代との協議議事録（6月19日）	74
2-18. 在中国日本大使館との面談議事録（6月20日）	83
2-19. 在中国日本大使館 香川公使との面談議事録（6月20日）	84
2-20. JICA中国事務所との面談議事録（6月20日）	85
3. 事前調査団M/M	87
4. 面談者リスト	95
5. R/D、同時署名M/M	101

事前調査報告概要

中国の立法機関である全国人民代表大会（以下、「全人代」と記す）常務委員会法制工作委员会（以下、「法工委」と記す）より、中国の民事訴訟法、仲裁法の改正に係る支援要請を受けて、協力内容等につき調査・検討した。

〈主たる調査内容〉

（1）立法・審議スケジュール

民事訴訟法について、第一次改正作業として2007年6月末に執行・再審部分の改正を、その後第二次改正作業として数年かけて全面改正を行う。具体的には政治スケジュールによるが、民事訴訟法改正のプライオリティが下がることはない。仲裁法は2007年中に改正案起草予定。

（2）改正に関わる機関とその役割分担、責任体制

民事訴訟法は全人代法工委民法室が起草。仲裁法は全人代法工委民法室と国務院が共同で起草。必要に応じ裁判所等運用機関、研究者から意見聴取。

（3）日本の知見の必要性

社会変化に伴う日本の民事訴訟法・仲裁法改正の経験、他国への法整備支援の経験の活用可能。また、中国では法改正時に、米国・ドイツ・日本の関連法を参考資料として提出する必要があるが、全人代法工委民法室では日本の関連法の資料が不足。

（4）立法後の運用についての協力可能性

改正法がいつ成立するか未定であること、運用機関である最高人民法院（最高裁判所）などは今回の要請元である全人代法工委とは異なる機関であること、要請元が運用協力に対する各関係機関間のコーディネートまでする意思はないことから、今回は起草支援に絞るのが適当。

（5）中国に進出している日本企業が直面している両法に関する問題点

法律の内容のみならず、法の運用面における問題意識が強い。これは法の規定の不備に起因する点も多いことから、法改正時に考慮要。

（6）他ドナーとの関係

関連ドナー会合は3種。3か月ごとにミーティングの機会あり。民事訴訟法、仲裁法への支援は確認する限りなし。

（7）その他留意点等

民事紛争解決制度においては、民事訴訟法、仲裁法を整備しても、各個別の実体法で基本法の原則と異なる定めをされると、協力の意義が減殺する。例えば、実体法による、過度の立証責任の転換についての規律等。関連法案の立法動向に留意が必要。

長期専門家のTORには、中国の立法スケジュール・動向の把握、それを踏まえた協カスケジュール・活動内容のアップデート、各法律の関係の把握、中国の社会背景と法の規定及び日本の法改正の背景を踏まえた現地と日本の関係者の有効な橋渡し、各ドナーとの情報交換、中国の法曹界等からの幅広い情報収集、中国の民事紛争解決制度における日本側の改正要望把握と反映、中国の法案改正過程とその背景の詳細な記録整理・作成、などを入れることが有効。

起草責任をもつ全人代法工委だけではなく、学識関係者等周辺からの情報収集は極めて重要。ただし、全人代法工委の起草責任者としての体面の尊重など、慎重な配慮が必要。日本人専門家による情報収集が（日本人有識者からのよりの的確・適切な情報提供につながるなどの）本協力にもたらす効果を実地に示せること、全人代法工委からの信頼を得られることが、情報収集のためには不可欠。

第1章 事前調査団の派遣

1-1 調査団派遣の背景と目的

中華人民共和国（以下、「中国」と記す）は、1999年第9期全国人民代表大会（以下、「全人代」と記す）第2回会議にて改正した憲法に「依法治国」という4字を挿入し、「中華人民共和国は法による国家管理を実行し、社会主義法治国を建設する」と明確に規定している。2010年を目途に社会主義市場経済における法システムの構築を国家目標として掲げており、現在、破産法、国有資産管理法、債権取引法などの起草制定及び民事訴訟法、仲裁法等の法律の改正作業が進められている。同時に2001年12月の世界貿易機関（World Trade Organization：WTO）加盟議定書の約束に従って、2010年までの段階的な市場開放スケジュールに即したWTO各協定の国内法下と既存法の改正作業が継続して実施される予定になっている。

一方で、中国の現行の民事訴訟法は条文が簡略であり、また立法解釈が欠如していることにより、民事訴訟法は完全性・統一性を欠いた状況となっている。最高人民法院は一連の司法解釈と内部文書を発表しているが十分ではない。

第10期全人代常務委員会は、2004～2008年の任期内に作業が行われる立法計画76件を策定し、特にプライオリティの高い「今期の全人代で審議される法案」第一類（59件）の「7 訴訟及び非訴訟手続法類」に民事訴訟法改正と仲裁法改正を位置づけている。

このような状況のもと、2006年6月、全人代常務委員会法制工作委员会（以下、「法工委」と記す）より、特に民事訴訟法及び仲裁法の改正について日本に対して支援の要望がなされた。

本事前調査においては、上記プロジェクト実施を検討するにあたり、民事訴訟法及び仲裁法改正の起草・検討スケジュール、改正に関わる機関及び役割分担、プロジェクトの枠組みの範囲を確認するとともに、法務省関係者・弁護士など法律家によるプロジェクトの妥当性等を検討すること等を主要な目的とした。

（なお、要請・採択時のプロジェクト名は、「立法交流プロジェクト」となっていたが、協力内容を具体的に表すプロジェクト名称とすべきという外務省等からの指摘があり、調査後、日中合意のうえ、「民事訴訟法・仲裁法改善プロジェクト」と改めて名称を設定した。）

1-2 調査団の構成

氏名	担当	所属
熊谷 晃子	団長／総括	JICA社会開発部 第一グループガバナンスチーム長
田中 嘉寿子	法制度	法務省法務総合研究所国際協力部 教官
北村 治樹	民事訴訟法	法務省民事局 局付
吉澤 敏行	民事訴訟実務	日本弁護士連合会
佐藤 直史	立法交流	JICA国際協力専門員、弁護士
小島 元	協力企画	JICA中国事務所
植田 絵麗	通訳	(財) 日本国際協力センター

1-3 調査日程

調査期間は、2007年6月10日から同月20日まで。
詳細な日程については、付属資料1. 調査日程参照。

1-4 面談者

付属資料4. 面談者リスト参照。

第2章 調査結果

2-1 調査結果概要

(1) 概要

本プロジェクトの要請は、立法機関である全人代法工委から出されたものであり、国の基本法である民事訴訟法及び投資環境整備に必須の仲裁法という、中国の改革開放、市場経済化を一層促進するために極めて重要な紛争解決手段を規定する法律の改正に対する支援を求めるものである。

法改正の必要性、重要性、日本の協力方針との合致については疑義がないため、今般調査にあたり、特に確認が重要と考えていた点は、①協力期間にも関係する立法・審議スケジュール、②改正に関わる機関とその役割分担、責任体制、③日本の知見の必要性、④立法後の運用についての協力可能性、⑤中国に進出している日本企業が直面している両法に関する問題点、⑥他ドナーとの関係等である。

まず第一に、立法・審議スケジュールについては、現在の立法5カ年計画に両法とも改正予定が入っていること、民事訴訟法は2007年6月に部分改正として執行・再審について改正案を審議したあと全面改正の予定であること、仲裁法は2007年中に改正案が審議される予定であることなどから、全人代法工委は両法とも起草を急ぐ必要に迫られている。一方、民事訴訟法の全面改正の起草スケジュールは、2008年3月に立てられる次の立法5カ年計画によることに加え、審議スケジュールは政治的要素で左右されるため、立法スケジュールには流動的な要素も多い。ただし、全人代法工委は、民事訴訟法も仲裁法も改正の必要性が全人代で明確に認識されており、改正の優先度が低くはなることはあり得ないと言明した。また、立法5カ年計画や年度ごとの立法計画作成も全人代法工委の業務となっているとのことである。なお、日本の1996年の民事訴訟法改正の際に、起草から法案を国会に提出するまで6年もかかったことなどに鑑みても、基本法の改正には（政治的な関係で早い決着がなされるということがない限り）通常膨大な時間がかかることが予想される。

そこで、要請期間は5年であるが、政治的なスケジュールの流動性等を考慮して、まずは3年程度の短期間を設定し、必要に応じて延長という手段をとるのが現実的であると考えられる。全人代法工委からは、3年と規定し、後にスケジュールをみて延長することは手続きが面倒になる恐れがあり、最初から5年の協力期間にしておきたい、民事訴訟法・仲裁法のほかの法律に関しても改正の必要が出てくるであろうからそれらにも協力してほしいことがでると思われるので期間は長いほうがよいとの話もあった。しかし調査団から、スケジュールに流動性があるものの協力期間は必要に応じ延長などの設定をしていくことのほうが合理的であることや、要請内容が変わればプロジェクトとしては別物として要請を受け、その協力可能性を別途検討する必要があるとの手続きを説明し、中国側の了解を得た。

第二に、関係機関の役割と責任体制に関しては、民事訴訟法、仲裁法ともに、改正案の起草の法的責任を負うのは全人代法工委であり、他の実体法のケースのように、複数の機関の人員から成るタスクフォースを構成して起草する方法とは異なる。特に、民事訴訟は基本法であるため、全人代法工委の人員が自ら起草する。仲裁法は全人代法工委と国务院法制弁公室が共同して起草する（起草した機関が修正に責任をもつため、仲裁法をもともと起草した全人代法工委が今回の改正にも関与することになるが、将来の起草機関がどうなっていくか

はわからないとの言及あり)。ただし、起草に際し、全人代法工委は各級人民法院等実務家からの意見について最高人民法院を通じて聞き取りを実施したり、学識経験者の研究成果や改正提案建議書等を参考にしたりするなどの方法をとることが多い。

第三に、日本の知見の必要性に関し、日本は中国と同じ大陸法系の法体系をもち、その基礎の上に、社会経済の発展に伴う民事紛争の複雑・多様化等の状況に対応するべく、適正かつ迅速な裁判の実現を図るための改正を行ってきた。これらの改正の過程で議論された項目は、現在の中国民事訴訟法の主要改正項目、すなわち争点及び証拠の整理手続の整備、証拠収集手続の拡充、少額訴訟手続の創設、最高裁判所に対する上訴制度の整備等と共通するものも多い。したがって、日本が蓄積してきた経験は、今回の要請に十分応え得るものと判断できる。なお、全人代法工委は、全人代による法律改正案の審議の際に、米国、ドイツ、日本における関連資料を提出することを義務付けられているため、これら中国以外の立法状況の理解が必要である、日本の資料が大変不足しており、日本から聴取したい事項は数千項目にも及ぶ(例えば、日本は97年に民訴法から強制執行法を分離したが、なぜそうせねばならなかったのか、など)、とのことであった。

第四に、運用に関する協力については、法律の成立後、その運用が適切になされなければその法律の効果も減じられてしまうことから、今回のプロジェクトにおいても、最高人民法院や国際経済貿易仲裁委員会などの実務機関に対する運用面での協力も同時に視野に入れておくことが本来望ましいといえる。しかしながら、今回の協力の要請元はあくまで全人代法工委であり、運用面の協力を含めると要請元と協力先の所掌がずれてしまうこと、全人代には運用に関する協力の調整機能まで果たすことができない(果たす意思是感じられない)こと、最高人民法院も法律の成立後でなければ運用面の事項(司法解釈の制定、裁判官への研修等)を計画できないことなどから、今次の協力においては民事訴訟法・仲裁法の改正草案の起草支援に絞り、その中で実務家の意見を取り入れていく工夫をすることが、適切なアプローチであると判断される。なお、地方の立法関係者への新たな法律の広報や研修、裁判官関係者への同様な研修は、それぞれ、全人代法工委や裁判所がそれぞれ取り組む仕組みがあるとのことであった。

第五に、法改正にあたっては、中国自身が直面する問題に対応するだけでなく、日本が協力するからには、日本企業等が、現在の中国民事訴訟法・仲裁法に対して感じている問題点もくみ上げ、改正に可能な部分を反映していくことも、日本の協力意義をより高めるために必要であると考えられる。北京駐在の日本企業や法律事務所等によると、法の運用面における問題を指摘する声が多かったが、それも法の規定の不備に起因する点も多いことから、恣意的運用を防止するような改正草案作りに向けて助言していく必要がある。今後も、プロジェクトに関わる日本側人員が、これら日本企業や実務家の情報を十分にくみ取っていく必要がある。

第六に、他ドナーの立法支援についてであるが、民事訴訟法につきADBが今後支援を行う予定があり得るという情報もあったため、その点をADBに確認したところ、そのような計画はないとのことであった。ADBは中国でさまざまな法整備支援を行っているが、従来のようにコンサルタントが草案を作成して引き渡すという方法ではなく、いろいろな国からの専門家の知見を得つつ、相手国のオーナーシップを尊重しながら進めるJICA的なアプローチに変えつつある由であった。また、ドイツ技術協力公社(Gesellschaft für Technische Zusammenarbeit :

GTZ)は法整備支援の歴史も長く、そのノウハウ・実施方法は評価されているようである。GTZも法律のバックグラウンドのある専門家を長期に常駐させ(オフィスはGTZ持ち。ただし全人代法工委によれば、GTZのプロジェクトの開始から3年目以後は、一部の経費を負担したとのこと。)、必要な助言を行うというアプローチをとっている。また、GTZによると、法整備関係のドナーミーティングも三種定期的に開催されており、3か月ごとにミーティングの機会がある、とのことであった。

以上のとおり、本プロジェクトは、全人代をカウンターパートとして進めることになるが、効果的な協力を実施するためには、日本人長期専門家が、全人代法工委だけではなく、実務機関である各級人民法院及び仲裁機関、研究者、実務家等の各方面と情報交換を行い、中国の実情、社会背景等を理解したうえで、日本国内でバックアップをする各関係者と情報を共有し、プロジェクトを進めていくことが必要であると考えられる。しかしながら、全人代法工委は、全人代法工委が各関係機関(裁判所等)からヒアリングをする際に日本人長期専門家が同席することはまず無理であることを述べ、さらに日本人長期専門家がこれら関係機関や学識経験者と独自に情報交換を行うことに対しても強い拒否感を示した。調査団は、全人代法工委の組織としての立場は理解しつつも、法整備支援を行う際にはさまざまな専門知識をもつ人員が日本国内でバックアップすることが必要であり、それら関係者に対して長期専門家が中国の社会背景も含めた中国法を取り巻く状況をつなぐ必要があること、また日本の民事訴訟法を日本で学んだ中国の学者の知見を得ることも重要であることを強調した。しかし、全人代法工委は、日本人専門家がどのような名目(民事訴訟法改正作業名義、プロジェクト名義等)で情報交換の場を持つのかについて何度も質し、日本側が独自に改正作業のための意見聴取を行うのではない旨調査団が何度も説明したにもかかわらず、強い懸念を示した。この点については、プロジェクトを実施するなかで調整していくこととなったが、日本人長期専門家が独自の情報交換を行うことに対する中国側の抵抗感は強く、プロジェクト実施にあたっては全人代法工委に誤解や疑念が生じないように、十分な調整と工夫が必要である。

(2) 総括所感

今次調査では、実際のカウンターパートである全人代法工委のほか、施行機関や実務家、研究者からも広くヒアリングをすることができた。また、その中で、日本で法律を学び、日中双方の民事訴訟法等に造詣の深い中国側のリソースや、そうした人材の日中における交流の仕組みについても紹介を受けた。

社会の変化に即した民事訴訟法等の改正において、中国が現在抱えている問題点につき、共通の課題に直面してきた日本側が、今次協力にあたり、日本の知見を生かし、また日本企業等が直面している問題点に留意しつつ、カウンターパートである全人代法工委に有効なインプットをしていくことが、協力にあたって重要であることは論を待たない。それに加えて、上記のような、中国国内において日本法を研究している学者等の知見を取り入れて実施していくことにより、知見のインプットの仕方も含め、中国の実態に合った協力をより効率的に進めていくことができるであろう。言葉の翻訳ひとつで解釈の齟齬を生じ得る法整備支援の場合、こうした人材の知見は大変重要である。また、中国の研究者・実務家が最新の研究成果や実務上のニーズに基づく自己の意見を直接立法機関に反映しにくい点を、日本側協力者が十分咀嚼し、プロジェクトの中で全人代法工委につなげていくことも中国にとって有効な

協力になると考える。実際、中国国際経済貿易仲裁委員会からは、具体的に、投資環境整備の観点から重要な国際ルールに基づき改正すべき項目につき、日本側から改正草案に反映させるよう全人代に助言してほしい点について幾つかの要望が挙げられた。

なお、民事紛争解決制度については、民事訴訟法や仲裁法を整えても、各個別の実体法で思わぬ規定をされてしまう恐れがある。例えば、権利侵害責任法案で立証責任の転換につき、特別の定めをするなど、民事訴訟法の改正作業において、その内容について留意しても、これら別の特別法で民事訴訟法の原則と異なる定めをされると、民事訴訟法の改正を支援した意義が減殺されてしまう。法整備支援の難しい点であるが、こうした関連法案の動向についても、全人代法工委及び各ドナーよりできるだけ情報を得、動向に留意することが必要である。

そのためにも、プロジェクトの日本側関係者は、カウンターパートのほか法の施行機関、実務家、研究者、他ドナーとの良好なネットワークを築き、信頼を得、情報交換を行い、知見をくみ上げることに留意することが大変重要である。その意味で、日本の長期専門家の果たす役割は、全人代法工委に直接インプットを行うということのみではなく、大きいものがあるであろう。

上記のように、直接のカウンターパート機関である全人代法工委以外の、施行機関、学識関係者等と日本人長期専門家の情報交換の枠組みを、全人代法工委の了解のもと、今般組み立てておきたかったが、結果的に全人代法工委からは全面的な了解を得るには至らなかった。外国人が、「(全人代法工委の業務である)中国民事訴訟法の改正に係る関係者ヒアリング」と題するような会議を独自に主催できるはずもないが、さまざまな状況把握の活動を行う場合、専門家がいかに注意を払って全人代法工委の名目から分けた活動と位置づけても、「全人代法工委の民事訴訟法・仲裁法改正プロジェクトの日本人専門家」が情報収集をしているという事実からは離れ難く、正面から理解できない全人代法工委の考えに対しては、同意しかねるが理解はできる。ここは、事実上、そうしたリソースからの知見を日本の協力者にもつなぎ生かすことが、より効果的な協力につながるという現実を踏まえ、長期専門家には日ごろの往来のなかで全人代法工委はもちろん各界関係者との良好な関係を築きつつ、情報交換ができる素地を作ってもらふようにするとともに(全人代法工委も専門家の個人的ネットワークを否定はしない)、全人代法工委と共同で座談会を実施する、(日本側独自での知見収集が必要な場合には)全人代法工委にも理解を得られるよう工夫した勉強会を実施するなどの知恵を絞ることが必要である。

そのほか、法整備支援プロジェクトの難しい点として、立法・審議スケジュールが政治スケジュールに左右されることから、プロジェクトの終了時期、それまでに何が結果としてできるのかが明確に規定しにくいということがある。また、活動についても、立法や審議のポイントがどこに置かれるかによって、重点的に取り組むべきものが変わってくる。こうした事情を念頭に置き、今回、現時点での情報に基づき仮置きしている活動内容は、両法検討・改正動向を緻密にモニタリングし、実態に合わせて調整を常に行っていく必要がある。

最後に、本案件は、起草支援であるが、起草グループである全人代法工委のわずか数人のメンバーに対するキャパシティビルディングのプロジェクトではない。有体に言えば、日本側が上手にハンドリングしない限り、起草グループが求める情報・資料のみを、日本側が翻訳代を負担して提供するだけという、資料提供のためのツールとなりかねない。日本には、

日本自身が大陸法系の中に英米法圏である米国の考え方もうまく反映させる工夫を重ねてきた経験がある。また、カンボジアやベトナムその他の国において、市場経済化に伴う法整備支援を重ねてきた歴史があり、中国がなぜこのような規定を設けようとするのか、なぜこのような解釈をするのかななどの社会的背景と法律との関係を他ドナーに比して比較的容易に理解することができる。これらが日本の強みであり、それを活かして相手の信頼を勝ち得、有効な協力をする努力が日本側にも必要である。

2-2 協力実施の意義

以下の理由から、本プロジェクトを評価すると、協力を行うことは必要かつ有効と判断される。

(1) 中国側の民事訴訟法・仲裁法改正のニーズの高さ

1) 全人代の立法計画における優先度が高い

中国は、国家目標として2010年を目途に社会主義市場経済における法制度の構築を掲げ、第10期全国人民代表大会立法計画（2003～2006年）において民事訴訟法、仲裁法の改正を掲げ、ことに民事訴訟法については、民事紛争の激増・困難化に伴い、法と実務の乖離が大きいことから、90件もの改正議案を提出して全面改正を求めており、実施の意義は高い。

また、中国では法改正にあたり、全人代の審議参考資料として諸外国の法令に関する資料を提出することとされているところ、特に日本・ドイツ・米国3国の法令資料は必須である（法工委高主任の説明）にもかかわらず、ドイツ・米国に関しては資料提供・情報交換・視察訪問の機会が頻繁にあるのに比べ、日本法に関する情報収集の組織的・定期的パイプがなく、ドイツから民事訴訟法を導入し、米国の影響を受けつつ、日本社会に適合するよう改正して実務を運用してきた日本の知見（法文上の内容のみならず改正の裁判実務上・社会的背景等）を本プロジェクトを通じて是非参照したいとのことであり、中国側の本プロジェクトに関する期待は極めて高い。

2) 実務上の改正ニーズが高い

市場経済化に伴い、民事紛争は、件数が増加の一途を辿り、紛争内容も複雑困難化する一方である。従前の職権主義的訴訟手続（裁判官がすべて証拠収集義務を負う制度）では裁判所の人的・経費的負担が加重となり、裁判所の負担軽減・訴訟の効率化のため、簡易手続の拡充、立証負担の当事者への転換等を含む訴訟制度改革が焦眉の急となっている。

また、WTO加盟に伴いTRIPS協定（Trade-Related Aspects of Intellectual Property Rights：知的所有権保護のための国際条約）等の国際ルールにより調和的な民事訴訟・仲裁両制度における執行・保全制度の整備など、経済的な紛争解決制度の整備が経済発展のための喫緊の課題となっている。

さらに、人権意識の向上、環境保護等の中国国内の現代的課題に対応するため、三審制の導入や公益訴訟の整備等が内外からの改革課題とされている。

いずれの観点からも現行法の全面的改正が必要である。

(2) カウンターパートの適切さ

中国では、法制工作委員会以外の機関で法案第1稿を起草するのが通常であるが、民事訴訟法は司法制度の根幹に関わる重要法案として法工委民法室が直接起草し、仲裁法も同民法

室と国務院法制弁公室とで共同で起草する。

しかも、民法室は、日本以外のドナーから民事訴訟法・仲裁法改正支援を受けておらず、日本の民事訴訟法・仲裁法改正の経験を参照することを希望している。

法制工作委員会をカウンターパートとすれば、両法案の起草作業に日本の知見を生かすことが最も効率的に行えることが期待できる。

(3) 日本政府の対中経済協力計画との整合性・必要性

1) 整合性

日本政府の対中経済協力計画中で「改革・開放支援（ガバナンスの強化）」と「民間活動への支援」が重点分野として位置づけられており、司法制度の改善は法の支配を強化し、ガバナンスの改善に資するのみならず、知的財産紛争の解決手段の一つとしての民事紛争解決制度の改善は喫緊の課題の一つであり、妥当性が高い。

2) 必要性

中国最高人民法院の司法解釈や有力な学者の改正提案の中には、これらが民事訴訟法の改正に採り入れられれば、過度な立証責任の転換や不合理な推定規定の導入など、濫用により在中国日本企業を含む企業側が不当な判決を受け得る規定が散見される。改正草案作成段階から、これらの規定が濫用された場合の危険性を含めた日本を含む諸外国の訴訟実例を紹介するなどの情報提供を通じて適切な改正草案の策定に協力する必要性が高い。

また、中国国際経済貿易仲裁委員会（China International Economic and Trade Arbitration Commission：CIETAC）からの聴取結果によれば、仲裁法改正案第1稿が既に存在し、仲裁機関に対する国家管理を強化する傾向にあるとのことであり、日本企業等の仲裁利用者の立場からは仲裁機関の独立性が非常に重要であることから、国際ルールに沿った改正になるよう助言する必要がある。

(4) 日本の知見を提供することの妥当性

1) 日本の民事訴訟法・仲裁法改正の経験

日本では、1996年に民事訴訟法を全面改正¹、以後引き続き司法制度改革を進めるなか、民事訴訟制度の充実・迅速化のため、2003年に裁判迅速化法の制定、民事訴訟法の一部改正、裁判所法の一部改正、人事訴訟法の制定、仲裁法の全面改正、2004年に労働審判法の制定、知的財産高等裁判所の設置などの改革を次々に進めており、同法分野における法改正・制度構築に関する直近の経験と知見を提供できる立場にある。

¹ 日本の民事訴訟法改正では、起草作業の開始から法案の提出まで6年間かかっている。すなわち、1990年7月、法制審議会（法務大臣の諮問機関）民事訴訟法部会で全面改正のための調査審議を開始し、1991年12月に「民事訴訟手続に関する検討事項」を、1993年12月に「民事訴訟手続に関する改正要綱草案」を、1996年2月に「民事訴訟手続に関する改正要綱案」を取りまとめ、その都度パブリック・コメントを求めつつ、この間、合計85回にわたる審議会を開催し、諸外国・国際機関の最新の民事訴訟制度の調査を実施した。

主要な改正内容は、社会経済の変化及び発展等に伴う民事紛争の複雑・多様化等の状況に鑑み、適正かつ迅速な裁判の実現を図るため、民事訴訟に関する手続の基本法を新たに定め、争点及び証拠の整理手続の整備、証拠収集手続の拡充、少額訴訟手続の創設、最高裁判所に対する上訴制度の整備等、民事訴訟に関する手続を改善するための措置を講ずることを目的としていたが、これらの改正点は、現在の中国民事訴訟法の主要改正項目とほぼ共通している。

中国の現行民事訴訟法のレベルと現在の改正課題の広範さ・問題の根深さ、日本の法制審議会のような仕組みがなく、民法室の少人数を中心に起草作業をしている体制に鑑みれば、改正草案の起草には数年かかるのが当然である。

2) 日本の法整備支援の経験

日本の法整備支援関係者は、ベトナム民事訴訟法起草支援（2004年制定）、カンボジア民事訴訟法起草支援（2006年制定）において、社会主義的で職権主義的な民事訴訟制度から当事者主義の導入を支援した経験を、同様の問題意識を有する中国民事訴訟制度改善支援においても活用し得るため、効果的・効率的支援を提供し得る。

3) 法文化、社会的・言語的文化の類似性

日本は中国と法文化（法体系が成文法系＝大陸法系であること）、農耕社会を基盤とした慣習を有すること（和解・調停制度を好むなど）、法律用語に漢字を使用すること（言語）などの種々の類似点があるため、日本の経験や知見を参考に中国が立法・改正作業を進めていくことは効果的であり、他ドナーへの比較優位を有する。

(5) 長期専門家と国内助言体制の必要性

1) 長期専門家派遣の必要性

関係各機関からの聴取結果によれば、全人代法工委民法室は、公的には学者や裁判官・弁護士・仲裁人等の実務家の意見は座談会等で聴取するにすぎない旨表明していたが、実際には、相当程度最高人民法院研究室に草案の下案を起案させたり、現行民事訴訟法の起草者でもある著名な学者らの作成する建議書を参考にしたりしているのが実態のようであった。学者・弁護士の中には元日本留学生も少なくない。民法室に対し、適切な情報を提供するためにも、彼らからの質問に一方的に答えるのではなく、長期専門家が、関係各機関との交流を深め、中国の民事訴訟・仲裁制度の実態・問題点を把握し、日本の学者・実務家との橋渡しを務める必要がある。

日本の民事訴訟法は、条文だけを研究してもその真の実情は理解し難く、実務の実態を踏まえた情報提供が必須であることから、研究者ではなく、弁護士等の実務家を長期専門家として派遣する必要性が高い。

2) 国内助言体制の必要性

長期専門家として派遣される法曹は、通常の場合からいうと若手弁護士であり、一人で民事訴訟・仲裁のあらゆる分野に精通することはあり得ない。法整備支援では、長期専門家を現地に派遣する一方、国内で、研究者・実務家からなる研究会等を組織し、助言体制を構築し、必要に応じて長期専門家からの質問に応えたり、セミナーや研修の講師となるなどして広範かつ深い知見を提供する体制を構築する必要がある。

ことに、中国では、日本の一流の民事訴訟法学者の著書が中国語訳されたり、既に様々な学術交流が行われたりしているため、国内の助言者としてある程度日中双方で高名な学者を確保しておかなければ、若手の長期専門家の助言が相手方に重みを持って受け止めてもらえない可能性が高く、国内の支援体制構築は必須である²。

2-3 実施上の問題点と改善

今般の調査においては、中国に駐在する日本人弁護士や日本企業の法務担当者なども含めて、

² カンボジアのように日本側の部会で起草作業を行うのと異なり、助言型であるため、研究会を設けても、頻繁に会合を開催したり、必ず全員が出席したりするという必要はなく、研究会のあり方については工夫の余地がある。

現行の中国における民事紛争解決制度がどのような問題点を抱えているか、特に実務上の視点で捉えたところ、以下の問題点が浮かび上がった。そして、どのようにこれを改善すべきかについての方向性を探った。

2-3-1 民事訴訟法

(1) 民事訴訟法の実務上の問題点は概要下記のとおりであった。

1) 民事裁判そのものに対する信頼性

裁判の長期化、低額な損害賠償額の認定、前審判決踏襲の例が多い等、この問題は特に日本企業の担当者及び現地に駐在する日本人弁護士らの共通した感想であったが、これは民事訴訟法の規定の内容自体の問題、及び民事訴訟法の運用面の問題に起因しているものと思われる。

2) 裁判官の専門性の低下等、一部裁判官の資質に関する問題点

3) 民事執行制度の不備

4) 復審委員会への過度の依存及びその判断の予測の困難性

5) 地方保護主義の弊害

中国の国情等の固有の問題であると考えられるが、これにより公平な裁判が担保されず、紛争解決手段としての信頼性に欠ける点がある。その結果、日本企業等においては、CIETAC等の仲裁機関に紛争解決を委ねる傾向がある。

6) 争点整理手続等について

実際に民事訴訟を傍聴し、現職の裁判官から第1回期日前の争点整理手続や訴訟前の証拠交換制度についての説明を受けた。傍聴した事件に関しては、当事者双方の争点整理がなされておらず、また弁論と証拠調べの区別がなく、渾然一体化しているようであった。この問題は単に民事訴訟法の運用の問題なのか、それとも民事訴訟法自体に内在する問題なのかは判然としなかった。なお、書証等の証拠の成立（真正）に関する認否の手続が曖昧ではないかとの印象も受けた。

7) 現地駐在の日本人弁護士から、民事訴訟法等の規定が抽象的すぎて、裁判官の裁量の幅が広く、また前記の「地方保護主義」により、各裁判官にバイアスがかかっていると指摘を受けた。また、司法システム全体の問題として、各地方政府が裁判官を任命することの問題点についての指摘があった。

8) また、日本に留学経験のある中国人弁護士からは、前記同様、不明確な自由心証主義（個々の裁判官の裁量の幅が広すぎる）、立証責任の適切な配分がなされていない点、証人の採用・証人尋問の実施に関わる手続きの不備、弁護士に証拠の収集手段が与えられていない点などの指摘があった。

9) 民事執行の機能不全の原因としては、執行の權威の確保が問題であると思われ、また、人民法院の司法解釈により債務者の権利が過大に制約されるなど、立法主義との関係で問題がある。

10) 上訴制度の不備を補うために、「再審」に関する規定がある。これは日本の民事訴訟法における「再審」とはその内容、機能において相異があり、かつ再審事由の不備等の問題がある。

(2) 上記の諸問題を解決し、民事訴訟法の改正を行うには、以下の諸点に留意することが望まれる。

1) 民事執行に関しては、中国人民大学での学者らとの意見交換に際し、学者らから現在最高裁国務院弁公室作成、及び学者の中国民事執行法の建議稿（現在第12稿、全353条）があり、民事執行法は民事訴訟とは別個の法令として独立化させる可能性が高いとの発言があった。

日本でも、民事執行法制定以前は、民事訴訟法中に民事執行に関する規定が置かれていたが、その後これを独立の法律として整備してきた経緯があり、少なくとも民事執行、民事保全については、民事訴訟法とは独立した別の法体系として整備、見直しを行うほうが効果的ではないかと考える。

なお、学者らからは、現状では裁判所の負担が重いとして、執行権限を裁判所から独立させるべきであるとの見解も出されたが、当該独立の機関の法的位置づけ等、問題が多い。

2) 前記「再審」については、実質的に上訴制度の不備を補完しているものと思われるが、日本における民事訴訟法の上訴制度（続審構造）に照らし合わせれば、「再審」という名称は残したとしても、実質的に続審制度に近い内容に改正するか、三審制を導入して、当事者の上訴権の保護をはかるべきであると考えられる。なお、学者らからは、再審制度に関し、容易にこれを認めると、裁判の権威等に問題を生じること、再審事由を限定すべきとの意見が多いとの発言もあったが、少なくとも上訴制度が不備であるとの前提がある限り、広く「再審」事由を認めるべきではなかろうかと考えられる。

なお、民事執行及び再審については近々小幅な改正が行われる模様である。

3) 裁判官の事実認定に関する裁量の幅が広すぎるとの点（不明確な自由心証主義）については、日本法のように、証拠力（証拠の証明力）について文書の形式的証拠力に関する推定規定を置いたりするなどして、一定の制約規定を設ける方法もある。

4) 民事裁判そのものに対する信頼に関する課題、特に裁判の長期化の問題については、争点整理手続の効率化を図るとともに、計画審理を実現する方向で法改正を行うことも検討に値しよう。

5) 立証責任の適切な配分については、これを法律の規定として網羅的に明文化することは困難であり、日本におけるように、民法等の実体法を整備することにより、要件事実（主要事実）を明確化し、もって立証責任の適切な配分を実現することが望まれる。

6) 弁護士の証拠収集手段が限られているとの点については、民事訴訟法における送付嘱託、調査嘱託制度の改善、及び日本の弁護士法23条の2（弁護士会を通じた公私の団体に対する照会制度）に相当する法令整備の必要性を検討することも考えられる。

7) 中国の民事訴訟法に関して、（自由心証主義とは別に）裁判官の裁量の範囲が広すぎるとの点については、裁判官の独立を前提としながらも、訴訟指揮等のあり方など、個々の論点ごとに必要な改善事項を検討する必要がある。

8) 裁判官の専門性の低下及び資質に関する問題点については、特定の分野（知的財産権、医療過誤等）を専門的に扱う裁判所、裁判部等の創設、及び裁判官に対する継続研修等の方策が考えられる。

2-3-2 仲裁法

(1) 仲裁法に関する実務上の問題点は概要下記のとおりである。

1) 仲裁合意の問題

「最高人民法院による仲裁法の適用の若干問題に関する解釈」5条など、課題が多い。

2) 仲裁判断についての執行に関する規定の不備など。

仲裁法46条では、仲裁機関が証拠保全を申し立てるが、外国の仲裁機関からの囑託による証拠保全が行われていない。

3) 仲裁合意があると訴訟の提起ができない点、及び仲裁合意の中で仲裁機関の指定がない場合仲裁合意が無効になってしまう点。

4) CIETAC関係者から、「仲裁の行政化」の問題が指摘された。「行政化」の意味が必ずしも判然としなかったが、同関係者から、民間の仲裁機関の活動が国家に拘束されることがないようにすることが望ましいのではとの意見もあった。

5) また、同関係者から「仲裁前の保全措置」が必要であるとの指摘もあった。現行では、CIETACを通じて裁判所に保全（財産の保全及び証拠保全）を申し立てる手続となっているようであり、この場合時間がかかり過ぎるとのことであった。

6) さらに、CIETAC関係者から、同機関に対して海事事件の専属管轄を与えてほしいとの考えも聞かれた。

(2) 仲裁法の改正作業においては、以下の諸点に留意すべきである。

1) 仲裁法においても、最高人民法院の「司法解釈」により仲裁手続の運用がなされているようであり、法律の明文規定の整備が不可欠である。

2) 仲裁機関による前記証拠保全の申立て、仲裁合意と訴訟の関係、及び仲裁合意の有効・無効の問題については、証拠保全及び仲裁合意の意義を検討したうえで、実際に仲裁に携わる仲裁機関の意思も汲み上げる必要があるのではないかと考える。

3) なお、前記「仲裁の行政化」の問題については、仲裁の実効性、公平性等の観点から、法令による一定程度の国家による関与は必要ではあるものの、国家による過度の干渉がなされ、結果として民間の仲裁機関の機能が十分に果たせないような事態があるとすれば望ましくないと考える。

2-4 実施上の留意点

本プロジェクトの効果的な実施のためには、全人代法工委との良好な関係を構築しつつ、日本側がプロジェクトを主体的にハンドリングすることが不可欠であり、日本側関係者には工夫と知恵が求められる。以下詳述する。

(1) 全人代法工委との関係

長期専門家を中心とする日本側関係者は、全人代法工委のオーナーシップを尊重しつつ、長期専門家の果たす役割が全人代法工委に大きなメリットをもたらすことについて、全人代法工委と認識を共有する必要がある。

本プロジェクトにおけるカウンターパートである全人代法工委は、その人員のキャパシティ及びオーナーシップが極めて高い。そのため、長期専門家による技術的なインプットに対

する期待は低く、長期専門家の常駐の必要性についても懐疑的である。さらに、長期専門家の独自の情報収集に対する否定的な意見にみられるように、長期専門家の活動は全人代法工委が求めたものに限定されるべきであり、全人代法工委から独立した長期専門家の活動を可能な限り排除したいとの思いがある。

しかしながら、日本が行った他の法整備支援プロジェクトの経験からみても、本プロジェクトのような起草支援においては、長期専門家が中国の民事訴訟・仲裁制度の問題点を把握し、日本・中国のそれぞれの実務に照らしながら、日本国内の助言グループとの橋渡しを主体的に行うことが、効果的な支援を行うために不可欠である。また、長期専門家がこのような役割を果たすことは、全人代法工委にとっても、適時に適切な助言を受けうることとなり、そのメリットは大きいはずである。今回初めてパートナーとなる全人代法工委にその点を認識してもらえよう、全人代法工委の体面を尊重しつつ、長期専門家の存在が全人代法工委に利益になることを実感させるよう活動することが重要である。

(2) 他の関係者との意見交換・情報共有

長期専門家を中心とする日本側関係者は、(最高) 人民法院、CIETAC、中国の研究者・実務家等との意見交換・情報共有を行い、得られた知見をプロジェクト実施に活用すべきである。ただし、全人代法工委との関係では、長期専門家が行う意見交換・情報共有の枠組みに慎重な配慮が求められる。

民事訴訟法・仲裁法の適切な改正への助言のためには、(最高) 人民法院、CIETAC、中国の研究者・実務家等との意見交換を通じ、実務上の問題をより正確に把握することが重要である。ただし、上記のとおり、全人代法工委は長期専門家が独自に情報収集することに対する抵抗感を示している。この点については、起草に責任を負う全人代法工委への配慮も当然必要であり、全人代法工委の起草活動にマイナスとなる要素を生ぜしめないような工夫が必要である。この工夫については、JICA中国事務所等とも連携しつつ検討を進める必要がある。さらに、この問題も、上記(1)に記載したと同様、長期専門家の活動が全人代法工委にマイナスになるものではなく、むしろプラスになるという実感を全人代法工委にもってもらうことが鍵となろう。

また、日中の法律関係等での協力の既存の枠組みはいくつかある。日本貿易振興機構(Japan External Trade Organization : JETRO) が実施している研修、財団法人国際民商事法センターによるセミナー、日中法律化交流協会、日中経済協会などの交流プログラムなどの関連情報の把握や有効な情報交換等にも留意すべきであろう。

(3) 関連法令の動向の注視

長期専門家を中心とする日本側関係者は、民事訴訟法・仲裁法の内容に関連する他の起草中の法令(権利侵害責任法等)の情報の収集に努め、民事訴訟法・仲裁法と他法令との関係に留意してプロジェクトを実施する必要がある。

言うまでもなく、一国における各種の法令は一貫性・体系性をもって整備されなければならない。しかし、途上国においては、法令の体系性を確保する機関の能力不足、省庁間の連携不足等の理由により、矛盾・抵触する法令が成立することが少なくない。その結果、ドナーの起草支援の対象となった法令(の一部)の趣

旨が没却されてしまうことが生じる。本プロジェクトにおいても、権利侵害責任法等の関連法令の起草内容を確認することを怠った場合には、日本の起草支援（の一部）が無駄になる恐れが生じる。長期専門家及び日本側関係者は、全人代法工委、他ドナー、中国の研究者・実務家、JICA中国事務所を有する日本の法律事務所等を通じ、関連法令の起草・成立の状況を常に確認しながら、プロジェクトを実施しなければならない。

（４）他ドナーとの意見交換・情報共有

法整備分野で活動している他ドナーとの意見交換・情報共有は、上記の関連法令の動向についての情報の入手をはじめとして、効果的なプロジェクトの実施に極めて有益である。長期専門家及び日本側関係者は、法整備分野のドナー会議への参加のみならず、公式・非公式を問わず情報交換の場を積極的にもつことが求められる。

（５）他プロジェクトの経験の活用

本プロジェクトにおいては、中国で実施中の会社法・経済法プロジェクトの経験のみならず、ベトナム法整備支援プロジェクト等JICAが他国で実施したプロジェクトで蓄積された経験・知見を活用することが期待される。

上記会社法・経済法プロジェクトは、中国における最初の本格的な法整備支援プロジェクトであり、中国における法整備支援プロジェクト運営等に参考となる経験・知見が蓄積されている。本プロジェクトにおいて、この経験・知見は大いに参考とすべきである。また、JICAが行ったベトナムやカンボジアにおける民事訴訟法起草支援の経験は、同じ分野の起草支援を行う本プロジェクトにおいても大いに参考となりうる。ことに、ベトナムの経験で得られた知見は、ベトナムと中国は制度的・文化的近似性を有することから、中国（人）の法律に対する考え方、中国の規定の背景等を理解するのに極めて有用である。長期専門家及び日本側関係者は、上記の経験・知見を有効に活用しながら効果的にプロジェクトを実施しなければならない。

（６）国内助言組織の機動的な対応

国内助言体制構築の必要性については既に述べられているとおりであるが、起草・立法スケジュールはカウンターパートである全人代法工委がコントロールできない事情に左右されるため、長期専門家の活動のみならず、国内助言組織においても機動的な対応が求められることが予想される。長期専門家が常に状況を把握し、適時に関係者・機関と連絡・調整を行うことが必要であると同時に、国内助言組織が適時に適切な助言を行いうるよう、日本側関係者は国内助言組織の活動方法について柔軟に検討することが必要である。

（７）運用面への配慮

法律は適切に運用されることが必要である。本プロジェクトにおいては、運用面の支援は活動には含まれていないが、長期専門家及び日本側関係者は、常に運用面を見据えて起草支援を行う必要がある。

また、中国では、例えば民事訴訟法に関して、最高人民法院から下級法院に対する新司法解释の普及システム等が整っているようであるが、中央の人材と地方の人材の能力格差の指

摘もあるところ、プロジェクト実施にあたって、北京だけでなく地方の運用能力の実情等についても留意することが望ましい。

2-5 プロジェクトの枠組み

調査団の調査結果とそれに基づく日中の協議に基づき、プロジェクトの枠組みに関して以下のとおり日中双方で基本的な認識を共有した。

(1) プロジェクト名 (案)

中国民事訴訟法・仲裁法改善プロジェクト

(2) 協力期間

2007年11月から3年間。以後、立法スケジュールをみて協力期間を延長。

(3) プロジェクト実施機関

全国人民代表大会常務委員会法制工作委员会

(4) プロジェクト実施主体

全国人民代表大会常務委員会法制工作委员会民法室

(5) 関係機関等

最高人民法院、地方人民法院、國務院法制弁公室、地方人民代表大会、学識経験者

(6) 上位目標

中国において、公正かつ効率的で充実した審理に基づく迅速な民事紛争解決制度が整備され、民事紛争の適正・円滑な解決が促進される。

(7) プロジェクト目標

日本を含む国際的なルールとより調和的で効率的な民事訴訟制度・仲裁制度の整備が促進される。

(8) 成果

- 1) 民事訴訟法の改正論点について立法関係者が理解し、日中の知見が生かされた改正法案が起草される。
- 2) 仲裁法の改正論点について立法関係者が理解し、日中の知見が生かされた改正法案が起草される。

(9) 活動

- 1-1 中国民事訴訟法の改正に資する日中の法令・規則及び裁判実務の比較検討
- 1-2 中国民事訴訟法の立法審議にかかる課題の検討：特に、民事執行、再審、少額訴訟、簡易手続、公益訴訟、証拠制度、審級制度等（立法スケジュールに応じて議論のポイ

ントを選定・変更・追加)

2-1 仲裁法の改正に資する日中の法令・規則及び仲裁実務の比較検討

2-2 仲裁法の立法審議にかかる課題の検討：特に、仲裁委員会の独立性、臨時仲裁、仲裁協会の地位、仲裁合意、当事者・仲裁廷及び仲裁人の権利及び義務、仲裁人の倫理規則、仲裁裁定の執行・保全等（立法スケジュールに応じて議論のポイントを選定・変更・追加）

(10) 投入

1) 日本側投入

長期専門家（民事紛争解決制度／業務調整）1名、短期専門家（現地セミナー講師等）、年2回程度民法室及び関係機関のメンバーの招聘、国内支援有識者等（約1.7億円）

2) 中国側投入

起草メンバー、必要な事務・連絡職員、プロジェクトオフィスの賃料（財政部へ申請予定、承認された場合負担可）等

(11) 裨益者

中国人民・法人、在中外国人・法人、中国の民事訴訟・仲裁制度が適用されうる関係者

2-6 5項目評価

調査団の調査結果とそれに基づく日中の協議に基づき、5項目の観点からの本プロジェクトに対する評価について、以下のとおり日中双方で基本的な認識を共有した。なお、評価の詳細は付属資料3. 事前評価ミニッツ（Minutes of Meeting：M/M）参照。

(1) 妥当性：高

- ・民事訴訟法、仲裁法の改正ニーズ；優先度高
- ・日本政府の対中経済協力計画との整合性・必要性；合致

(2) 有効性：高

- ・民事訴訟法・仲裁法の改正；国際的なルールとより調和的で効率的な民事訴訟・仲裁制度の整備を促進

(3) 効率性：高

- ・中国が各国の法律を検討してきた経験の蓄積、日本側の司法制度改革の知見の蓄積と従前の法整備支援の知見の蓄積、JICA-Netの活用による効果
- ・改善された民事訴訟法・仲裁法が適用される範囲；広範囲、裨益層大

(4) インパクト：正のインパクトが大

- ・将来的に、公正かつ効率的で充実した審理に基づく迅速な民事紛争解決制度が整備され、民事紛争の適正・円滑な解決を促進
- ・市場経済化を一層促進し、かつ改革開放の趣旨にも合致。特に、知的財産権の侵害や環境

汚染に関するより効果的な紛争解決手段が整備されるなど、中国における重大問題への効果大

(5) 自立発展性：高

- ・法の適用の普遍性と永続性

第3章 事前調査後の段取りとR/D署名

国内支援体制のための学識経験者選定、討議議事録（Record of Discussion：R/D）案のJICA本部内での決裁、JICA中国事務所長と中国側によるR/D署名が必要（その後、2007年11月2日に署名したことを確認）。なお、長期専門家については、専門家の役割に関する今次協議の内容に鑑み、中国側から確実に派遣の要請書が出てきたあとにリクルートに着手することとする。

付 属 資 料

1. 調査日程
2. 面談議事録（2007年6月11日～6月20日）
 - 2-1. JICA中国事務所との面談議事録（6月11日）
 - 2-2. 在中国日本大使館との面談議事録（6月11日）
 - 2-3. JETRO北京事務所との面談議事録（6月11日）
 - 2-4. 全人代との面談議事録（6月12日）
 - 2-5. 最高人民法院との面談議事録（6月12日）
 - 2-6. 本田技研工業との面談議事録（6月13日）
 - 2-7. アンダーソン・毛利・友常法律事務所との面談議事録（6月13日）
 - 2-8. GTZとの面談議事録（6月14日）
 - 2-9. 社会科学学院との面談議事録（6月14日）
 - 2-10. 北京市第2中級人民法院との面談議事録（6月14日）
 - 2-11. ADBとの面談議事録（6月15日）
 - 2-12. 森脇弁護士との面談議事録（6月15日）
 - 2-13. CIETACとの面談議事録（6月15日）
 - 2-14. 毅弘律師事務所との面談議事録（6月15日）
 - 2-15. 中国人民大学における研究者との交流会議事録（6月18日）
 - 2-16. 中国人民大学の見学
 - 2-17. 全人代との協議議事録（6月19日）
 - 2-18. 在中国日本大使館との面談議事録（6月20日）
 - 2-19. 在中国日本大使館 香川公使との面談議事録（6月20日）
 - 2-20. JICA中国事務所との面談議事録（6月20日）
3. 事前調査団M/M
4. 面談者リスト
5. R/D、同時署名M/M

1. 調査日程

日数	月日	曜日	時間	日程	備考
1	6月10日	日		日本 → 中国 (JL781 13:50着)	
2	11日	月	10:30-12:00 13:00-14:00 15:00-16:00	JICA中国事務所 在中国日本大使館 JETRO北京事務所	
3	12日	火	8:30-11:30 14:00-16:00	全人代協議(全国人民代表大会常務委員会 法制工作委员会民法室) 最高人民法院	吉澤団員中国着 (JL789 20:55着)
4	13日	水	10:00-11:30 13:00-15:00 15:00-16:30	団内打ち合わせ 本田技研工業(中国)投資有限公司 アンダーソン・毛利・友常法律事務所	
5	14日	木	9:30-10:30 11:30-12:00 14:00-16:00	GTZ 社会科学院 渠濤教授 北京市第2中級人民法院	
6	15日	金	10:00-12:00 10:00-12:00 14:00-16:00 16:15-17:00	ADB 森脇弁護士(アンダーソン・毛利・友常法律 事務所所属)との面談 CIETAC 呂毅勇 毅弘律師事務所	
7	16日	土		資料整理	
8	17日	日		資料整理	
9	18日	月	10:00-16:00	中国人民大学における研究者との交流会	
10	19日	火	9:00-16:30	全人代法工委とのミニッツ協議・署名	吉澤団員中国発 (JL782 15:20発)
11	20日	水	9:00-10:00 10:00-11:30	在中国日本大使館 JICA中国事務所報告 中国 → 日本 (JL782 15:20発)	

2. 面談議事録（2007年6月11日～6月20日）

2-1. JICA中国事務所との面談議事録

日時：2007年6月11日 10時30分から12時00分まで

場所：JICA中国事務所所長室

出席者：JICA中国事務所 所長古賀重成、同次長渡辺雅人、調査団員（吉澤団員を除く。）

1. 訪問趣旨・要調査事項に関する概要報告（団長）

- (1) プロジェクトの概要報告及び調査団員の紹介
- (2) プロジェクト期間及び期間中の活動内容については調査を要する。
- (3) C/Pである全人代と、主要関連機関である最高人民法院との関係等も調査を要する。
- (4) 裏アジェンダとしては、日系企業が経済活動を行うソフトインフラ整備といった国益の実現も。対中援助の妥当性の説明が必要なので。
- (5) 法整備支援では国内支援体制も重要である。本調査団も、法務省法務総合研究所国際協力部、法務省民事局及び日弁連から団員として参加してもらっている。

2. 中国事務所に対する質問事項（団長）

- (1) 協力期間が5年間というのは長すぎると思われるがどうか。
- (2) PDM案では、想定し得る支援として、起草支援のみならず運用支援まで視野に入れている。ただし、起草支援については、全人代をC/Pにして法案の起草及び法案の審議を支援することになるが、運用支援は、最高人民法院をC/Pとして主要な司法解釈の起草を、CIETACをC/Pとして仲裁規則案を、それぞれ支援することが考えられる。また、起草支援と運用支援ではタイムスパンも異なる。これらは別立てにしたほうが適当と思うがどうか。

3. 中国事務所のコメント（古賀所長）

- (1) 技術的なことは次長の渡辺と詰めてほしい。
- (2) 中国側の姿勢として、日本から経験を学びたいと広言している。欧米よりも日本から学びたいという要求があり、この立法交流プロジェクトは事務所としても重視している。
- (3) 日本型の制度が導入されれば、日本企業のメリットにもなるし、日中の相互理解も深まる。経済的のみならず社会的にも重要である。
- (4) 対中ODAが批判を受けているが、民間ができないことをやることは重要である。
- (5) 中国は不十分ながらも制度・人材はあるので、相手のプライドを尊重しつつ、オプションを提供しながら相手方が選択しモディファイできるようなやり方をせざるを得ない。日本側の支援委員会が必要だが、当該委員会がイニシアチブをとるやり方ではできない。
- (6) 知財で最も被害を受けているのは、日系や欧米系企業ではなく中国企業である。中国人（企業）自身の知財を海外で守らせるという意味で、中国人（企業）にもメリットがある。
- (7) 日本だと運用を考えて起草するが、中国にはその発想はない。運用を考えずに法を作って運用できないという問題が生じている。日本の知見が入ることは意味があるだろう。
- (8) 中国人特有の発想として、世界のそれぞれの最高水準のものを集めれば最高になるはず、というのがあり。相互の矛盾や相性を気にしない。安全基準どおりに製造すれば安全検査をする必要がない。将来のあり得る事故に備えた予防措置を取るのは無駄という考え方。Feasibility Studyの発想がない。
- (9) 中国に対する支援では、セミナー型が合っている。

4. 中国事務所のコメント（渡辺次長）

- (1) 5年は長いと思われる。経済法プロジェクトは3年で始めたところ、独禁法の制定時期が見えないので必要に応じて延長することになると思われる。
- (2) 経済法プロジェクトの場合、C/Pが商務部というフットワークの良いところであったため、司法解釈作成時にも、最高人民法院に話をつけてそのまま商務部をC/Pにしたままやっていたが、全人代や国务院法制弁公室では横の協力関係構築は無理であろう。起草支援と運用支援で活動の対象が異なるなら、別にしたほうがよいであろう。
- (3) 最高人民法院は、どこかがアレンジしてくれてそれに乗っかることはしても、ロジ面は期待できない。

5. 最高人民法院をC/Pとすることについて

- (1) 運用面を起草支援から切り離すとして、最高人民法院が単独でC/Pとなるような話をしてもよいか。（団長）
- (2) 最高人民法院自身がC/Pになることはあり得るかは不明。経済法プロジェクトで話を持っていったときは、当時の担当者は乗り気だったが。（渡辺次長）

6. 中央と地方の問題

- (1) 中央政府が決めたことは地方に浸透するが、地方がそれをどのように守るかは別問題である。例えば、産業廃棄物を「捨ててはいけない」というルールができて、そのルールは守るが、捨てないだけで積んでおく。その後のことまで考えてやらないといけない。その意味で、細則を定める司法解釈までやることは重要。（古賀所長）
- (2) 裁判官の質が地方では極めて低い。ただし、全国の裁判官への「普及」をすることは不可能。（渡辺次長）
- (3) 経済法プロジェクトで支援している独禁法が審議入りしても制定できないのは、地方の行政独占の壁を崩せないからである。地方保護主義の下、地方の裁判官が地方保護に反する判決をすると命に関わる事態があり得る。地方では問題が発生すると民間企業は諦めるのが普通。また、仮に判決を得ても執行が困難である。（渡辺次長）
- (4) 地方人民の各省政府機関に対する陳情（直訴）が1000万件くらいある。これを民事訴訟法で解決できるようになることは、中国人民のためにも重要である。（渡辺次長）
- (5) 公害被害者救済法整備の要請もある。こういったことについて（報道されないが）暴動もおきており、中央政府では、もうもたないという認識はある。（渡辺次長）

7. プロジェクトの名称

- (1) 外務省からも名称の変更を要請されている。民訴法・仲裁法の起草支援であることを明確にしたい。（団長）
- (2) 了解。（古賀所長）

8. プロジェクトの目標について

起草支援では、「成立」までは見ることができない。草案の作成及び国会審議のサポート（必要に応じ）まで。（団長）

9. 起草と運用を分けることについて

起草のタイムスパンと運用のタイムスパンは、前者が後者に先行するが支援が重なる時期もありうる。しかし、起草のプロジェクトの目標に運用支援まで入れるのは目標が不明確になるので避ける。ただし、活動には運用のための活動も入れてよいだろう。（団長）

10. 長期専門家／ローカル・コンサルタント

長期専門家のオフィスは、JICA中国事務所内はまず無理だろう。(渡辺次長) 全人代が場所を提供してくれない場合、現地業務費で別プロジェクト・オフィスを借用することも検討する。

(渡辺次長・団長)

なお、ローカル・コンサルタントと日本人弁護士とを比較検討すると、やはり、日本法をしっかりと理解し、日本を見て仕事をしてくれる人が望ましい。中国人だと、自分の中国内での利益・ネットワーク作りばかりを考え優先する恐れがある。(団長・田中・佐藤)

以上

2-2. 在中国日本大使館との面談議事録

日時：2007年6月11日 13時00分から14時00分まで

場所：在中国日本大使館会議室

出席者：一等書記官上野正晴（検事）、二等書記官鎌倉正和（裁判官）、調査団員（吉澤団員を除く）

1. 調査団来訪趣旨説明（団長）

- (1) 中国全人代からの要請経緯の説明。ただし、本当にウェルカムなのかは確認したい。
- (2) 5年間というのは技術協力の標準的なスパンであり、立法スケジュールを踏まえて確認したい。
- (3) 日本側の体制（長期専門家及び支援委員会）を整える予定。
- (4) 裏アジェンダとして、日本企業のメリットも。

2. 日本大使館のコメント（上野書記官）

- (1) 中国側の態度として、明確な予定を話さない。立法スケジュールも政治情勢で予定が変わる。ただし、制定するときは遅く早く制定してしまうこともあるので、はしごを外されないように時機に遅れない対応が必要。
- (2) 大学教授との交流が重要である。法制工作委員会は自ら起草せず外注する。物権法の場合、社会科学院と人民大学に外注してミックスした。法案作成チーム（タスクフォース）を臨時に作り、法案が通ると解散するので、責任の所在があいまいになる。法制工作委員会が無責任な対応をすることもある。
- (3) 組織的対応ではなく、個人的ネットワークで核になる人を捕まえることが重要。
- (4) 社会科学院が独立行政法人化し、大学教授も副業をしているので、特定の名目（調査委託等）を作ってコンサルタントとして利用することも可能。
- (5) 中国人はメリットがあると思わないと付き合い合わないが、メリットがある相手だと付き合い、情報提供してくれるので、付き合い方が重要。
- (6) 中国人はプライドが高いので、「指導」という態度ではできない。
- (7) 民法室は5人くらいの小さな組織である。他国の法整備支援プロジェクトとはやり方を変える必要がある。
- (8) 中日民商事研究会（日本側：星野英一名誉教授）がある。社会科学院法学研究所の渠濤教授（48歳）が、2007年後半から6か月間訪日する。これまで中日民商事研究会は中国でしかやってこなかったが、今年初めて日本でやる（東京大学及び関西大学）。2007年9月1日から東京で会合をもつ。大阪に行くときは是非1日国際協力部へ。
- (9) 上野書記官の後任として、久家書記官（検事・50期）が着任予定。

3. 日本大使館のコメント（鎌倉書記官：最高人民法院をC/Pとする活動を担当）

- (1) 最高人民法院の司法解釈の整備は重要であるが、法制定後にしか作成せず、段階的に作成すると思われる。
- (2) 最高人民法院の司法解釈へのインプットは、他ドナーの活動としても聞いたことはない。
- (3) 一般企業は中国の訴訟制度について問題があるとは認識しているが、特定・個別の問題点について具体的な指摘はあまりしないことが多いので、じっくり聴取することが必要。
- (4) 問題点の例として、損害賠償額についての立証が認められず、額が非常に小さいことがある。額の上限が決められて、その枠内でしか認めない。

- (5) 裁判官の質は低い。
- (6) 中央と地方には格差があるし、地方保護主義対策として、三審制を導入して中央まで事件を上げさせるとか、知財事件の管轄を中央に集中させるといったことを検討してもよい。
- (7) 中国の司法制度の特徴として、法律間の矛盾・重複が多いことがあげられる。法律・規則・マニュアルの各レベルの違いを意識せず、法律事項も些末なことも法律・司法解釈に混在している。
- (8) 条文の解釈能力が低い。注釈書がない（注釈書と称するものは、条文・関連司法解釈の切り貼りである）。
- (9) 最高人民法院判例集を発行しているが、加工していると思われる状態（原文ではない）で、数も少なく、また下級審のものは当該法院に行かなければ参照できない。個々の裁判官は判例拘束性があるとは考えていない上、事前に上級審に相談するので判例の有用性が認められているとは思われない。さらに、判決理由も書いてあるものと書いていないものがある上、書いてあっても理解不能（証拠が断片的に列挙されており、結論に至った論理が不明）なものも多い。理由が書かれていないので、控訴するにも反論しようがない。

以上

2-3. JETRO北京事務所との面談議事録

日 時：2007年6月11日 午後3時00分から午後4時20分まで

場 所：JETRO北京事務所会議室

出席者：JETRO北京事務所知的財産部 副部長秋葉隆充、調査団員（吉澤団員を除く。）

1. 調査団来訪趣旨説明（団長）

- (1) 全人代の要請の内容や期間について明確にする必要がある。
- (2) 裏アジェンダとして、日系企業のメリットも含む。日系企業のニーズを把握し、それに沿った助言活動をしていくことを想定している。

2. JETRO北京事務所からのコメント（秋葉副部長）

- (1) 知財で悩む場合は、民訴ではなく行政罰で対応というのが多い。小さな企業が模倣品を製造しているような場合、民事訴訟で勝訴しても現実の賠償をさせられない。バイクや車のニセモノなら、製造している企業も大きいので、民事訴訟でやるメリットもありうる。
- (2) 「中国における知的財産権保護の現状」に基づき現状説明。
- (3) 高額損害があることのみならず、「被害額不明」の割合が55%に達すること自体が問題。被害の把握が困難である。またブランド・イメージの失墜も問題。
- (4) 中国の知財の裁判は、中国企業同士の紛争が90%（額は2.4～3兆円）。「売れるものは真似される」というのは中国企業でも同じ。中国企業の製品では、酒、食品、有名レストランの名前を騙るなど。
- (5) 製造拠点は沿海州南部。流通拠点は広東（田舎が多い）。被害発生地は広東省の田舎で裁判すると裁判官の質が低いので、北京・上海での事例を探してそちらで提訴するのが普通（知財事件は中級人民法院が一審）。
- (6) 広東省が多い理由は、軽工業が発達していることに加え、地方保護主義の下、独立志向が強く、中央の指令が行き届かない。また、中近東、アフリカ、東南アジア等海外への輸出が容易であることがあげられる。
- (7) デッドコピーではなく、巧妙化している。被害分野は、商標権・意匠権侵害が多い。業種別では、自動車の部品や、トナー・カートリッジ、食品、化粧品等。農業については、農民保護政策の一環として取締りが重点的に実施されている。デジタル・コンテンツは一時期より減少。
- (8) 企業が取れる模倣品摘発には2つのルートがある。行政ルートと司法ルートのうち、行政ルートのほうが影響力が強く、迅速であり、再発防止効果がある（違反工場の再操業許可申請を許可しないなど）ため、知財で悩んでいる企業は行政訴訟での行政罰を求めるほうが多い。
- (9) 通常の摘発活動は、調査会社（商標局OBや軍関係者などが経営する民間企業。政府機関とうまく連携している。日系企業の支払代金の一部は政府機関に上納されているかもしれない）に依頼 → 製造工場・流通経路等を調査（2か月） → 担当行政機関に訴える → 行政摘発 → 行政罰
- (10) ニセモノがはびこる背景として、受入れ環境があること、巧妙化していること、地方執行機関の対応の甘さがある。地方ではニセモノ作りが地場産業として重要な場合もある。
- (11) 巧妙化している例としては、日本の企業名を自社の名称にする例（NEC等）、商標ブローカーの例（無印良品等）、合併事業解消後の商標の継続使用などがある。

- (12) 企業が取れる模倣品摘発対策として、権利取得と権利行使を勧めている。
- (13) 民事訴訟の問題点として、損害賠償を得る判決を得ても、資力の乏しい零細企業が多いため実効性が乏しいことがあげられる。ホンダは民事訴訟に積極的だが、ホンダの場合は、ニセモノ企業がバイクを作れる程度の企業なので比較的資力がある。
- (14) JETROでは各省でセミナーを行っているほか、政府レベルの対策として、政府間対話を進めている。毎年、知財に関係する国家機関に対し、法改正等への建議を提出している。最高人民法院へも提出している。
- (15) 2007年1月に中国の知財担当裁判官の会議があり、同月11日の新「意見」が出された。背景には、日本の地道な要請・活動に加え、アメリカが昨秋からWTO提訴の動きを見せていたこと（2007年5月に提訴、現在係争中）がある。
- (16) 2004年11月の知財に関する最高裁司法解釈が2007年4月に改正された。例えば、コピー商品を5000枚販売したら違法というのが2500枚以上で違法になるなど。多少は進歩したが、2400枚までで止めるなど姑息な対応も。
- (17) 判決後の執行は困難である。
- (18) 保全制度は重要である。
- (19) 中国側も日本の知財法廷には関心が高い（将来の選択肢の一つ?）。
- (20) 中国企業は提訴に積極的（判決例も多い）。
- (21) JETRO及び経済産業省がコーディネートして日本へのスタディツアーを行っている。これは経済産業省の模倣品対策の予算で実施している（ODA予算ではない）。参加しているのは、最高人民法院・検察院、国务院法制弁公室、税関など。

3. ニセモノ博物館の見学

以上

2-4. 全人代（常任委員会法制工作委员会民法室）との面談議事録

日時：2007年6月12日 午前8時30分から午前11時30分まで

場所：全人代会議室

出席者：中国側 扈紀華 副主任（女性）

李文閣 処長（男性）

段京連 調査研究員（女性）

弁公室 王興文主任（涉外担当：若い女性）

日本側 熊谷、佐藤、田中、北村、植田（通訳）、小島、陸

1. 扈副主任から挨拶

① 出席者紹介

② 要請提出に至る経緯

昨年来、JICA中国事務所と協議し、全人代の上層部と協議の上要請を提出した。

JICA側の回答を待っていた。

今回は、正式な実施方法に関する協議をしたい。

既にJICAとの協力の意思・方向性について詳細に要請に関する報告書に記載している。

本日は、日本側からの関係状況に関するお話を伺うことから始めたい。

2. 熊谷団長からの説明

① 自己紹介（名刺交換後のため省略）

② 日本側 大使館→科学技術部（科技部）に実施決定通知済み。

③ 本日の趣旨 実施の具体的内容の協議のため。既に、中国側の要望概要はJICA事務所経由で伺っているが、具体的な詳細につき不明な部分について直接伺いたい。大枠の協議のみならず、法改正項目に関する具体的で詳細な質問をする時間があるか知りたい（→扈副主任：重い立法の責務があるので、時間は限られている。本日の結果をみて更なる協議の要否を検討する。）。

④ 日本の特徴 民事訴訟法・仲裁法の法改正につき、諸外国と異なり、日本は、中国と同じ問題点・問題意識を抱えながら司法改革してきた経験を有しているため、相互の交流は非常に有用ではないかと考えている。

3. 熊谷団長と扈副主任との質疑応答

① 民事訴訟法と仲裁法の優先度について

扈副主任 民事訴訟法は全人代委員長会議で、仲裁法は国務院中心で準備中であるから、民事訴訟法のほうが優先度が高い。

なお、仲裁法は、民商事の仲裁であり、労働仲裁ではない。

民事訴訟法改正については、まず実務上の喫緊の問題について今年部分的に優先的に着手し、その後に時間をかけて全面改正を準備する予定である。

民事訴訟法は、今年、当民法室で直接改正準備をする。

仲裁法については、国務院で基礎改正作業を行い、当方で改正し、さらに常務委員会に審議に出してから、国務院での審議を経て全人代での最終的な審議にかかる。

② 改正法案の起草と審議に関するスケジュールリング予定について

扈副主任

・民事訴訟法 部分改正：2007年中に起草→審議。全面改正：予定を言いにくい。起草・

審議提出の機関を決めるのは当民法室ではなく、権力機関が決めるからである。一般の法律は2か月に一度の常務委員会の会議に3回かけるのが普通であるが、物権法の場合は8回審議にかかった。民訴法がどうなるかは予測不能である。

・仲裁法 基礎的な改正業務は、国务院法制弁公室で行い、今年中には全人代民法室に提出することになっているが、いつになるかは不明である。

③ C/Pと関係者について

扈副主任

全人代 常務委員会法制工作委员会民法室 立法担当者（全体）

国务院 法制弁公室 仲裁法改正草案の起草の初稿作成

最高人民法院・地方の法院 意見聴取（全人代主催の座談会等への参加。実務上の具体的な問題の聴取や、法案に対する意見の聴取）

④ 大学教授ら有識者・研究者の関与

扈副主任

法案起草において、学者等の専門家への委託・下請けはしていない。

専門家の建議稿は、学術的な研究成果であるから、全人代として参考・意見聴取することはある。

4. 田中教官の質問への扈副主任の回答

① 部分改正の民事執行・再審の部分について 6月に常務委が開催されるか否かも未定で、準備しているだけである。また、部分改正とはいえ、実務上重要な問題であるから、審議・採択には長期間かかると見込まれる上、審議過程で種々の議論が出ることが予想され、1回の審議で法案が通過するとは到底思えない。

② また、民事訴訟法改正については、第10回全人代で、民事訴訟法に関する議案は90項目に及んでいた。そのうち、執行と再審に関する部分が多かったので部分改正するが、改めて全面改正が必要。

③ 本邦研修への希望 今年のテーマは執行と再審であるので、年内の研修ではその2点について深く掘り下げたものがよい。その後は全面改正のため全般的な項目について順次実施すればよい。

④ 本邦研修の時期 11月では遅いが、そうなるのであれば、執行と再審が採択されるかどうかで変わってくる。

⑤ 本邦研修の研修員 民訴法改正については、民法室では、扈副主任がリーダーで、李と段を使って準備している。したがって、この3名+3~4名の6~7名の中から予定に合わせて人選する。その他に最高人民法院から数名。本プロジェクトは立法化に向けたものであるから、起草の核になる者を派遣したい。

⑥ 日本に要請した理由 民事執行法を分離した理由、それに伴って生じた問題点等を参考にしたいからである。

⑦ 私の上司である法工委の委員長（閣僚級）が立法状況を知りたいと考えた場合は本邦研修に参加することがある。

⑧ 本邦研修と現地セミナーの組合せ 日本で幅広く日本の法曹界関係者と接することで学びたいことを理解することも有用。他方、現地セミナーについては、特定分野の専門家に中国に来てもらうことになる。それぞれメリットがある。

5. 熊谷団長の質問・扨副主任の回答

① 長期専門家について

- ・GTZの例 北京にオフィスを構え、そこに常駐するプロジェクト専門官として裁判官等の法律家を置いている。毎年の訪独研修・現地セミナー計画を専門官と協議している。
- ・日本 長期専門家として弁護士1名を常駐させ、日本側と常時連絡を取って必要な情報提供・意見交換の体制を整備する予定。起草・審議の経過について常時連絡して民法室と協議する必要があると考えている。

② 長期専門家を置く場合のオフィス、処遇について

- ・科学技術部を通して長期専門家を派遣する通常のやり方は、C/P機関にオフィスを置くが、全人代では可能か。

→扨副主任：民法室側は提供不可能。全人代自身がオフィスがなく、このホテルを借りている状態で、満室である。2009年に向かいのビルを改装してオフィスとして使用する予定だが、それでも長期専門家へのオフィス提供は困難。

6. 北村局付からの質問・扨副主任の回答

① 最高人民法院の司法解釈を本改正に取り入れる予定か

→扨副主任：民事訴訟法については、最高人民法院及び最高人民検察院から種々の司法解釈が出されているが、本改正においては、実務のニーズに合わせて改正していくのが基本であるので、司法解釈と一致するものも不一致の部分もある。新法の制定後に新たに司法解釈が出されることはある。今まで司法解釈をそのまま法律化したことはない。

② 執行と再審についての実務上の最大のニーズは何か

→扨副主任：

- ・執行 強制執行過程において第三者への救済措置、違法行為の場合の当事者への救済措置、当事者の協力確保、財産保全（財産の存否・内容の調査方法のこと。保全手続ではない。）について研究している。
- ・再審 審判の監督、異議申立、上訴の法定事由、受理手続、再審事由・再再審事由について研究している。再審を受理する裁判所は原審か上級審か。公益訴訟、審級制、再審で許容する証拠等。

7. 田中教官・扨副主任の質疑応答

田中：保全制度は執行制度と同時に改正するのか。

扨副主任：

問題意識1：単行法として民事執行法・民事保全法が必要か検討中である。

問題意識2：喫緊問題として執行部分を改正するが、それには保全は含まない。

田中：監督手続としての再審は改正予定か。

扨副主任：我が国の再審手続には、

- ・当事者申立による再審
- ・最高人民法院による監督としての再審
- ・最高人民検察院による監督としての再審

の3種類があるが、今回は、主として、当事者がより再審申立をしやすいように改正することを検討中であり、監督手続たる再審の改正予定はない。

ただ、最高人民検察院による監督としての再審については、期間等について若干改正

する可能性がある。

田中：三審制導入の可能性はあるのか。

扈副主任：専門家から提言はあるが、全面改正の段階で検討する可能性はあるが、現段階ではまだ三審制を導入すると決めたわけではない（かなり慎重な態度）。

田中：最高人民法院の「証拠に関する若干規定」について、例えば医療過誤における立証責任の転換など、立証責任転換規定が多数あるが。

扈副主任：現在、GTZの支援を受けながら、権利侵害責任法を起草中である。権利侵害の各行為の要件・効果、立証責任について定める予定である。医療過誤についても権利侵害責任法で明確に規定する予定である。

法律と司法解釈とは法源としてのレベルが異なる。

8. 他ドナーについての確認

扈副主任：関連・重複の可能性のあるプロジェクトはない。

① ADBとのプロジェクトはない。特に全人代も国務院も民事訴訟法・仲裁法関係でプロジェクトはない。当民法室がADBと接触したことがない。

② GTZ 調査研究で過去接触したことはあるが、具体的なプロジェクトはない。

朱鎔基首相時代、ドイツとの法律分野の協力プロジェクトがあり、ドイツ司法省と国務院法制弁公室とで協力していた。民事訴訟法の知見を学ぶため、一度だけ訪独したことはあるが、他の協力案件はなかった。

9. 民法室の役割

扈副主任：民事訴訟法・仲裁法以外の立法担当としては、以下のものがある。

- ・物権法が終わったところ。
- ・弁護士法
- ・権利侵害法
- ・外国の民事法の適用等民事法全般

10. 佐藤専門員の質問・民法室の回答

佐藤：2006年、JICA中国事務所への要請内容として、全人代・中国事務所の協議結果を事務所でまとめたものには、簡易手続、少額訴訟、公益訴訟、証拠収集手段の拡充等種々の項目が挙がっていた。喫緊の執行・再審の改正後、全面改正の課題となり得るのは、この要請事項で挙げられた項目になるのか。

李処長：日本から聴取したい項目は数千項目に及ぶ。例えば三審制の審級制度についても聞きたい。日本ではドイツの影響で三審制を取っているが、事実審・法律審をどのようにするか、中国では二審制のほうが国情に合っているとも思う。年間300件を各裁判官が扱っており、三審制にすると裁判所のキャパシティを超える可能性もある。我が国の著名な民事訴訟学者は皆三審制を主張しているので、無視し難い面もあるので、日本の三審制と簡易な手続との組合せ方などの実務的な側面についても是非意見交換したい。

佐藤：第10回全人代で民事訴訟法に関する90件の議案があったとのことであるが、それが全面改正での検討項目になるということか。

扈副主任：そのとおりである。その議案の中で最も集中していたのが執行と再審であり、残りが全面改正の課題である。90件の議案を民法室で検討すれば、具体的には数千もの検討項目が出てくるということである。

例：日本での判決の任意の履行率、強制執行の割合など、詳細な質問事項がある。

田中：90件の議案を教えてもらえるのか。また、その中での優先順位はどうか。

扈副主任：民事訴訟法の全般に及んでいる。現行法が実務と合致していないものが全部含まれている。

李処長：私は、黒田さん（JICA中国事務所の小島氏前任者）の時代からずっとJICAと協議してきた本プロジェクトの担当である。

11. 仲裁法について

佐藤：改正ポイントは要請上の5項目か。

扈副主任：その他、仲裁人の倫理（自主的規制）、当事者への救済（仲裁裁定の執行がなされない場合の措置）なども課題である。

ただ、まだ国務院で第1稿の起草作業中であるため、まだ民法室は内容を把握していない。

李処長：仲裁手続における財産保全の問題も重要課題である。仲裁裁決の執行も非常に大きな問題である。なぜなら、裁判所でなければ執行できないからである。

田中：仲裁における保全・執行の2点は、UNCITRALモデル仲裁法と最も異なる点だと思うが。

李処長：外事については条約にも加盟しているのであまり問題はないと思っているが、国内での執行・保全が問題だと考えている。

熊谷：仲裁法の起草担当者は。

扈副主任：民法室内のほかの者が担当する可能性も皆無ではない。仲裁法と民事訴訟法との作業の進捗による。

12. PDM案作りのための確認事項の質問

【プロジェクトの期間・スケジューリングについて】

扈副主任：立法スケジュールは、全人代の権力機関との関係で決まるが、民法室における作業の予定は一応ある。

民事訴訟法：6月の常務委員会後、年内には部分改正ができる見込み。来年から全面改正の準備をする。

仲裁法は、今年中に法案を提出する予定であるが、国務院の作業進捗が不明である。

来年3月の全人代は代表者が全面的に交代し、5年間の立法計画が策定される予定である。

熊谷：プロジェクト期間を5年間として要請が出されたが、多少長いと感じている。

副主任はどのように考えておられるか。

扈副主任：来年3月の全人代で、新たな立法5カ年計画・年間計画が策定されるので、それによって計画は左右される。ただ、民事訴訟法は重い基本法であるので、全面改正のためには5年間は長すぎるということはないと考えている。

熊谷：JICAが外務省・財務省に計画案を説明する場合、5年間というのは説明が難しいので、できれば、2～3年の計画で区切っておき、必要に応じて延長・新フェーズ等の対応を検討するというのではいかがか。

扈副主任：日本側の予算上の問題に鑑み、そのようなやり方も考え得る。しかし、その都度面倒な協議をするのは時間の無駄ではないか。黒田さんと接触したのは2年前である。自動的な継続ができるのであればよいが。

【PDM案について】

熊谷：JICAとして、PDM案を作成しなければならないので、作成して事前にお渡しするので、ご検討いただいた上、次回協議したい。なお、これまでの情報を基に叩き台を作成したので、(手交) ご覧頂きたい。この計画案には、この叩き台のような「背景」、「上位目標」、「プロジェクト目標」、「活動」などの記載項目があるが、今日の協議により変更すべき点があることに気付いたので、週末に訂正し、月曜日の朝ファックスでお送りするので、月曜日中にご検討いただき、19日火曜日の再協議の際にコメントを頂きたい。

M/Mにご署名願えるか。

扨副主任：国際担当の涉外担当者が署名する必要がある。我々はあくまでも実務担当である。法工委とJICAとの協力案件であるから、委員会レベルでの署名が必要。

【プロジェクトの案件名について】

熊谷：JICA案件として、プロジェクトの内容を的確に表す名称が必要であるので、変更可能か。

扨副主任(李・王と多少相談しながら)：外事については決めかねる。王が興主任に報告して決めてもらう。法の名称を入れるということは問題ないと考える。

【法制定後の問題について】

熊谷：法制定後の司法解釈の制定を含む運用についての責任機関は、最高人民法院という理解でよいか。

扨副主任：そうである。ただ、最高人民検察院も共に責任を有している。

佐藤：仲裁法についても、法制定後、CIETACに対し、何らかの協力をすることも考えられるが。

扨副主任：仲裁法の司法解釈は最高人民法院が制定する。国務院法制弁公室の仲裁処があり、そこで仲裁の運用について一部担当しているほか、仲裁機関の管理も担当している。立法関係は民法室である。研修等で、1～2名程度は裁判官や弁護士に枠を割り当てることはできるが、本体としては当民法室である。

熊谷：では、最高人民法院等の関係機関を研修やセミナーに招く場合のコーディネーションは民法室でやってくれることになるのか。

李処長：我々は、関心事項の問題点を提案し、関係機関・関係者の名前をJICA事務所に伝えることはあるが、コーディネーションのロジはしない。

また、立法案件は当民法室が担当するが、案件外で最高人民法院が日本から聴取したい事項について当民法室が取りまとめるという責任はない。

C/Pが当民法室だけではないのであれば、JICAとの協議はやり直さなければならない(機嫌が悪くなっている。)

【TV会議方式によるJICA-Netセミナーについて】

田中：民事執行・再審について喫緊に意見交換する方法としては、TV会議による沿革セミナーが考えられる。

扨副主任：民事執行法、審判監督(再審)に関する条文、司法実務、立法趣旨に関する資料が必要である。

扨副主任：TV会議のスケジュールが分かれば事前に質問項目を提示できる。

熊谷：JICA内部でプロジェクト案の決裁を受けるためには、立法スケジュール・ニーズが確定していれば通りやすいのであるが、今日の協議では不明確な要素が大きいため、決裁が

通りにくいのを懸念している。

【立法計画見直しの問題】

熊谷：来年3月の全人代における立法計画の見直しにおいて、民事訴訟法の優先度が下がる可能性はあるか。

扈副主任・李処長（口をそろえて強い口調で）あり得ない。全人代からの民事訴訟法の全面改正の要求は非常に高い。喫緊の部分改正を含めた全面改正を求められる可能性がある。

熊谷：物権法のように8年越しになる危険はあっても全面改正することは間違いないか。

扈副主任：物権法は無から新規に制定したが、民事訴訟法は改正であるので、それほど時間がかからないはず。

2-5. 最高人民法院との面談議事録

日時：2007年6月12日 14時00分から16時00分まで

場所：最高人民法院大会議室

出席者：羅東川最高人民法院研究室 副主任（高級法官・法学博士）他2名、調査団員（吉澤団員を除く）、鎌倉二等書記官、楊東人民大學講師

1. 羅副主任挨拶

- ① 先週、民法室と民事訴訟法改正につき、意見交換を実施したばかりである。
- ② 最高人民法院に聞きたいことがあれば是非どうぞ。

2. 熊谷団長挨拶

- ① 日本側紹介
- ② 最高人民法院の民事訴訟法改正における役割 全人代から午前中に聴取したところ、法改正は全人代の責務であるが、最高人民法院が実務上の意見を提出すると聞いている。全人代の協力する体制・手続について伺いたい。

3. 羅副主任の回答

① 一般的な役割分担について

全人代常務委員会法制工作委員会は確かに立法実務を担当している。そして、立法すべき法律は非常に多いので、法工委がすべての立法を実際に起草しているわけではなく、他が起草する場合もあるが、必ず法工委での審議を経るが、民事訴訟法は重要法案であるから、民法室が自ら立法している。また、最高人民法院は、改正法案に対する種々の提言を行うこともある。このような改正は、部分改正・全面改正の両方の場合があり得る。

全人代と最高人民法院との役割分担についていえば、全人代の起草に最高人民法院から意見を提出することがある。

ここ数年、大学の学者から、改正の提案が多数出ている。立法機関は、学者の意見も参考にしたり研究したりすることがある。

- ② 最高人民法院では、実力のある裁判官を研究チームに配置して部分改正に協力している。民事訴訟法改正に協力する担当者は、上司の審査を得て承認を得る必要があるが、協力メンバーは固定したほうがよいと考えている。JICAと全人代との協力案件であり、最高人民法院としてはあくまでも改正へのサポート役に過ぎないが、WG（各部門の法廷の裁判官から構成されている。）ができています。執行・再審については2部から構成されていたが、全面改正については、研究室の中で私が担当している。
- ③ 審判の監督の角度から、執行に集中して意見を提出している。民意を反映するため、より大きな範囲（弁護士を含む）から意見を聴取して改正法案を作成することになっている。
- ④ 司法解釈の改正法案への取り入れの有無

羅副主任：司法解釈を改正案に反映させるか否かを決めるのは立法機関である。

執行・再審については既に多数の司法解釈を出してきたので、立法機関でも参考にしていると思う。

また、改正が大規模であれば司法解釈も大幅に参照されるが、改正規模が小さければ参照される部分も少ないだろう。

裁判官は、実務において法の運用・手続のために書かれたものであって、法律ではないので、司法解釈を抽象化して条文に入るものもあるとは思いますが、少ないだろう。

⑤ 司法解釈の作成スケジュールリング

民事訴訟法が制定されたら、どの程度の期間で司法解釈を起草するかについて

羅副主任：法の制定前には答えにくい。司法解釈は実施細則ではない。

裁判の実務上のニーズに基づくものだからである。

⑥ 新法・新司法解釈の地方への普及について

羅副主任：中国は広く、各地の発展が不均衡であるので、新法の普及・実務の均質化は困難な課題であるが、極めて重要である。

司法解釈作成の目的の一つは裁判実務の均質化にある。

重視しているのは、裁判官の研修であり、各省に研修機関を設置し、毎年研修を実施している。

最高人民法院は、下級審に対する指導・監督責任を有する。過去数年間、司法解釈の執行における効果・役割は悪くないと考えている。下級法院の裁判官も最高人民法院の司法解釈を待ち望み、これを利用して裁判実務をこなしている。

⑦ 審判の監督 格差是正のため、当事者の異議申立として再審しやすい改正を目指している。当事者からの再審の訴えは手続が煩雑なせいもあり、数はまだ少ない。しかし、裁判官のレベルも不均衡であり、再審制度の整備も必要。

⑧ 判例について

2003年、訪日したとき、日本人の法律家から判例へのアクセスについて尋ねられた。判例データベースの構築を重視している。中国でもここ数年、全国の裁判所の判決等の情報を集積してデータベースの構築を図る試みを検討中である。しかし、地域格差・ネット普及の格差のため、まだデータベースの構築には至っていない。ただし、各地のホームページで当該地方の判例が掲載されている例も少なくない。また、判決を全部搭載する必要はなく、皆に有用なものを選びたい。そのため、新しい判例指導制度を研究中である。現在の民訴法の下では判例制度が取られておらず判例自体に拘束性がない。この問題をどう扱うべきかが解決すべき課題である。

4. 羅副主任からの田中（検事）への質問

① 日本では民事訴訟法について検察官はどの程度介入するのか。

田中：ほとんど介入しない。家事事件で公益の観点からごく一部介入することはある。また、実際に介入しようとしてもできないと思う。

② 検察院の監督制度は、ソ連から移入した。そのため、検察官は、法の監督者としての役割を有しており、国家を代表して訴追・監督する役割を負っている。今、この監督制度は主として判決の是正のため行われている。

③ 検察院の監督制度は憲法上の規定であり、これを変えることはできない。ただ、個人的には、田中さんのおっしゃるとおり、検察官が現代の複雑な民事訴訟について十分な監督を行うことはできないのではないかと感じている。

5. 各省の研修機関の講師はどういう人で、教材はどのようなものか。最高人民法院が提供するのか。（田中、熊谷、佐藤）

羅副主任：

① 研修内容 裁判官に対し、新法の紹介・新司法解釈の紹介が中心である。

新任裁判官向け、OJTとして中堅向け、各種専門課題についてなど他種類がある。

- ② カリキュラム 民事・刑事の研修は毎年数回実施される。定期的な研修でまとめて新法等の研修をする場合もあるが、物権法等の重要な新法が出た場合には、国家裁判官学院において本年、臨時に3回集中的な研修を実施した（400名ずつ）ほか、各省においても実施させた。講師は、民法室、社会科学院、人民大学の立法担当等の主要人物である。また、物権法について勉強しなさいという通達も出された。
- ③ 講師 学者、立法担当者、最高人民法院の経験豊富な裁判官などである。
- ④ 教材 現在作成計画を作って作成中である。
- ⑤ 国家裁判官学院では、外国の法律家も招聘している。
- ⑥ 各省レベルで国際セミナーを開催し、外国から専門家を招聘し、そこで個別の専門的なテーマについて講演を実施している。

熊谷：協力関係の多い外国はどこですか。

羅副主任：米中司法交流プロジェクト、カナダ、オーストラリア、EUなど。

また、日本については、JICAと科技部の協力案件で年間数名の裁判官を日本に派遣している。2003年には、東京地裁・東京高裁と交流した。裁判実務に接し、日本の裁判官と中国の裁判官との考え方が非常に似ていると感じた。飯村裁判官（知財部）と話したとき、非常に賛同したのであるが、迅速化、効率化、判決書の改革を検討しておられ、中国と改革課題が共通していた点に共感した。

簡易手続、調停制度など、日本の制度にも非常に注目している。

昨年の仲裁に関する司法解釈についても、仲裁法をサポートするために出された司法解釈である。

6. 羅副主任：日本では、民事訴訟事件について統一的な分類はあるのか？

北村：知的財産訴訟、医療過誤事件、建築瑕疵など、事件の性質により集中部を設ける場合がある。例えば、東京地裁では、医療集中部、建築部、交通部、労働部、保全部、執行部、破産部がある。

羅副主任：事件の類型化を図ることにより、統計・分析・研究が容易になり、人民にとっても司法へのアクセスがよくなると考えている。

7. 熊谷：司法解釈を定めるにあたって海外と協力することはあるか。

羅副主任：外国の制度を参考にした制度が導入される場合は海外との協力も必要であろうと思う。他方、中国独自の状況に合わせて制定される場合には、特に必要はないだろうと思う。1つの司法解釈を巡って海外との協力を行うのではなく、1つのテーマを設定して協力を行うことはある。

8. 田中：本邦研修やセミナーには、是非最高人民法院からもご参加頂きたい。

羅副主任：はい。是非。

以上

2-6. 本田技研工業との面談議事録

日時：6月13日（水） 13:00-15:00

場所：本田技研工業（中国）投資有限公司

出席者：同社 加藤秀司 知的財産権法務部部長、調査団

1. 熊谷団長 来訪趣旨説明

2. 加藤部長

知財保護上の問題点についての概況説明（パワーポイント資料で）

① 本田ビジネス紹介

- ・製品 バイク、自動車、業務用機械（発電機等汎用製品）
- ・製造・販売拠点 中国国内に10拠点（米国と並ぶ拠点数）
- ・出資条件：バイク、自動車の生産会社は50：50の合資会社としてしか運営できない。合弁相手方会社の意向が経営に反映させざるを得ない点でやりにくい（知財対策では利害共通）。
- ・販売状況 北京市など大都市内ではバイクはナンバー・プレートを発行してくれない。バイクは田舎で販売。

② 裁判状況

- ・終了案件43件（うち民事18件）
勝訴35件、敗訴数件、その他和解、併合消滅など数件
商標権15件、意匠権22件、特許権2件、その他著作権など
*特徴 単純な商標から巧妙な意匠権侵害に移行。意匠権、特許権侵害においては権利の有効性自体を争い、知識産権局での行政審判を経たうえ上訴するので時間が非常にかかる。
- ・係属案件16件（うち民事12件）
商標権1件、意匠権6件、特許権9件
- ・行政判断→1審→2審→（終わってから）侵害裁判2回（結論が出るまで長い）

③ 裁判事例

- ・中国二輪車不正商品対策 中国の大手企業によるバイクの意匠権侵害（外観模倣）（部品の互換性があるほど類似。エンジン構造など、内部に差異あり）。
2003年、2004年に2社に対して提訴、判決に3年かかった。差し止め、損害賠償計60万元。
請求金額に比し、弁護士費用等の裁判費用に比して賠償金額が安い（赤字）のが問題（ホンダは抑止力を期待して積極提訴の戦略）。
- ・商標権侵害事例 Hongda
- ・判決で謝罪広告（謝罪はないが、事実関係を新聞で報道。「声明」）（近時、裁判所が謝罪広告を命じない傾向あり）
- ・中国SCR意匠権侵害裁判（勝訴事例） 意匠権の有効性が重要な争点だった。（判決時には意匠権が終了したため、過去分の損害の支払いしか受けられない）。権利の有効性が認められると勝ちやすくなるが、これが重要。（顧客の意向に合わせるとデザインが似やすくなるので難しい部分有り）

④ 損害賠償金額 これまでの裁判全体では請求額の6.2%程度しか認められない。

⑤ 賠償の強制執行 任意履行率が低く、強制執行の申立のための裁判を提起することが多か

った。バイクは田舎で販売。ただし、近時、賠償額が安く、また結局執行判決による強制執行が実施されることもあり、任意履行率が向上。

- ⑥ 証拠の差押え 帳簿類等の証拠を差押えて販売利益額等を立証したいと考え、差し押さえの申立をするが、これまでで1件しか認められず、かつ、重慶の地元の裁判所の執行官が差し押さえのために会社に行ったが、「地元優良企業が証拠の隠滅をする恐れはない」という理由で差し押さえられず。

→ホンダ側の立証方法：公表された排気量カテゴリー内生産台数データと被告会社のモデル数により推定

→裁判所：ホンダの主張には証拠がないとし、何ら算定根拠なく賠償額を決めている。

- ② 賠償額に関する司法解釈 専利紛争案件審理の法律適用問題に関する若干規定第20条：「根拠がないときは、50万元を超えない範囲で裁判官が決定できる」を元に決められてしまう。合理的算定のできる裁判運営を希望。

- ③ 裁判官 6月・12月末までに結審する傾向、前審判決を踏襲する傾向あり。

理由 結審率が裁判官の評価基準（ボーナス額査定基準）である。

若い裁判官が増加し、専門性が低下し、その結果、(SIPO) 知識産権局覆審委員会へ依存(前審チェック機能が働かない。裁判官と覆審委員会とが合同で研修をしたり、人事交流をしている。)

- ④ 現在の中国裁判の問題点

- ・覆審委員会の判断の予測可能性がない。意匠権審査を特許審査官が判断するなど、審決の信頼性が低い。
- ・裁判官の知識レベル及び責任感が低い。結審率を高めるため、専門家である覆審委員会の審決に依存。二審の裁判官の判断を仰ぐなど。
- ・各方面からの干渉が多い。(地方政府、メディア等)
- ・肖揚 最高人民法院長による最高人民法院活動報告
結審率の向上、未済の削減が優良な業務実態として報告・アピールされている。
- ・最高人民検察院長の活動報告 裁判への法的監督強化、裁判官の汚職の取締

- ⑤ 地方保護主義→中国保護主義の傾向がより顕著に。

例：知財保護一辺倒では中国の発展を阻害する。中国の発展段階・産業育成にとっては知財保護の制限も必要、という論文が社会科学院で表彰されるなど危険な傾向が見られる。

- ⑥ 再審請求 手続が複雑。時間がかかるが、再審手続中時効が停止するか否かが不分明。

- ⑦ その他

- ・裁判官の評価基準、一審・二審の人事交流・同一研修
- ・判例等の前例踏襲主義
- ・判決の迅速化が必要
- ・不当な裁判手続・判決に対する陳情ルートなし。欧米企業が主要メンバーとなっている反模倣団体QBPCは不当判決集の作成・公表などを検討。
- ・法令遵守が徹底されていない
- ・非侵害確認訴訟を地元裁判所で提起する(→地方保護主義による不当判決)。意匠権侵害行為(モーターショー等での展示だけでは「侵害」に該当しない。発売まで待たないとアクションが取れない上、発売前に抗議すると侵害者側が非侵害確認訴訟を提起する)。←警

告状等を受けなくても、対抗手段として訴えの利益が先進国では認められない場合でも訴えが提起できる。

- ・ 奇瑞自動車のように、コピー商品で儲けて外部からデザイナーや技術者を雇って知財侵害を脱する「成功モデル」に他社も追随を狙っており、コピー商品への抵抗感がない。

⑩ 日中の二輪業界で調停機関を設置したが、結局使えなかった。

(田中)

権利侵害責任法起草について 不法行為などについて個別に法律を作る。会社に立証責任を負わせるような懸念あり。

(田中)

三審制のメリット・デメリット (問題は中身)

二審制のデメリット 過度の地方保護主義

現状、敗訴しないと再審を受けられない。

全人代は、①再審と、②執行手続に関する法改正を急いでいるようである。6月の常務委員会に提出予定とのことである。

(佐藤) 執行財産としては何があるか？

(加藤) 生産設備か倉庫にある商品くらいしかない。

* 権利侵害責任法案が、知財を含むのか否か要確認。

2-7. アンダーソン・毛利・友常法律事務所との面談議事録

日時：2007年6月13日 午後3時00分から午後4時30分まで

出席者：若林 耕弁護士（中国関係2年目。常駐代表）、調査団員

* 森脇弁護士（中国関係10年の中国事務所長）は所用で欠席、後日面談した。

* 受領資料 最高人民法院の仲裁法の適用の若干問題に関する解釈（和訳）、企業破産法（2006年採択、2007年6月1日施行）

1. 小島事務所員 調査団との面談趣旨説明

2. 熊谷団長 調査団紹介・来訪趣旨説明

3. 若林弁護士の説明

① 仲裁法に関心を有している。理由は、日系企業と中国企業との契約に盛り込むのはCIETAC等の仲裁が多いからである。その背景には地方保護主義、裁判官の汚職があり、訴訟を選択し難い状況は継続している。例：天津市の高級人民法院の裁判官が汚職で調査中というニュースが今日出ていた。

② 民事訴訟法 近時、中国現地法人と中国企業との間の契約で仲裁ではなく人民法院を選択する例も増えつつあるので、今後は民事訴訟法の重要性が増すものと考えられる。

③ 仲裁法の問題点

- ・仲裁合意 契約書に仲裁合意がない場合に仲裁を選べるか。仲裁合意の存在を厳格に求められる。→日本の仲裁法は、中国の仲裁法及びその実務と比べて仲裁合意の存在を比較的緩やかに認めているが、仲裁という紛争解決手段が外国企業にとって有利な状況にある中国では、日本と同様に緩和してほしい。

- ・仲裁判断の取消を裁判所に申し立てることが容易であり、かつ、裁判所の取消決定に対する異議申立が不可能→仲裁の終局性が事実上低い。また取消の申立期間が6か月と長く、不安定。

- ・仲裁判断の執行が困難。

理由：法文上、執行に関する明確な手続規定が曖昧不十分（具体的な細則がない）。執行員の法律上の権限・位置付けが不明確（実際には裁判官が行っているとの話）。執行妨害が相当暴力的で激しいのに強制権限が限られている。

執行は、裁判所に執行を申し立て、裁判所の執行官が執行する責任を負う（民訴法217条）が、裁判所が受理しないで放置し、実際には執行不能状態であるケースもある。不受理の理由は不明であるが、被執行者が当該地方の大企業であり、裁判所に圧力をかけているという話も聞く。

また、国土が広く、委託執行せざるを得ない場合が少なくないが、執行裁判所が動かない。

外国仲裁判断についての司法解釈があるが、裁判官が司法解釈を知らなかったり、地方保護主義が理由だったりして、実際には執行されない。

執行関係は、執行専門の中国人弁護士事務所に依頼することが多い。

- ・仲裁手続における証拠保全（仲裁法46条）：外国の仲裁手続では仲裁法46条は使えない。

- ・民事訴訟法9条を利用する方法もあるかと思うが、15日間内に訴訟を提起しなければならない。

- ・仲裁合意があると裁判所に証拠保全を求めても、受理してもらえないケースがあると聞く。

4. 中国における法的問題点の把握方法に関する若林弁護士の説明

弁護士事務所、北京市弁公会（在北京の日本の法律家、会計専門家等の親睦会）、企業法務部（日系）、会計事務所、国税局等との交流の場はある。

法的問題点の把握としては、弁護士事務所（在北京）が適当であろうし、弁護士が長期専門家として派遣されれば弁公会に入ることは可能。

法務部で法務に熱心な企業は、メーカー（ホンダ、ヤマハ、ソニー等）。

法的問題を一手に把握するネットワークというのではない。

5. 中国の弁護士のレベルに関する若林弁護士の説明

地方の弁護士のレベルは地方ごとに異なる。

大規模弁護士事務所に「紛争部門」があり、支店も多く、訴訟には慣れている。

統一司法試験前に弁護士になった弁護士（およそ40歳以上）は立証責任すら理解していない場合もたまにあると聞く。

Big Fourクラスの大規模事務所はアワリー・チャージ制が普通で、弁護士によって異なるが、高い方で1時間数万円程度（依頼者は外資・大企業）、安い方は1時間1000元（1万5000円）程度。

6. 仲裁人のレベルに関する若林弁護士の説明

CIETACの仲裁人名簿約800人中、約200人は外国人であり、一定のレベルに達していると思われる。

しかし、CIETAC以外の地方の仲裁機関の仲裁委員（国内仲裁）のレベルは、以前は退役軍人等が名誉職として就職するケースがあったので、相当低い場合がある。

7. 裁判官のレベルに関する若林弁護士の説明

① 1995年職業裁判官制度導入の前後→年齢

② 地方格差

③ 審級での格差

8. 新法・新司法解釈の普及に関する若林弁護士の説明

① 法律、判例検索に関する総合的な公的Websiteがない。

② 北京大学の法律検索Webが最も便利。特に、法令等の有効・無効が官のWebにはなく不明確なため、北京大学のHPでの記載（廃止による無効の情報有）を参考になっている。

③ 改正スピードが速いので、印刷物よりもHPからのプリントアウトによる法令情報を一般の弁護士は参照している。「公報」（官報）は2か月遅れ。

④ 裁判官は、改正をチェックしていないことも多いので、不知であることも少なくなく、弁護士から最新司法解釈等を情報提供しながら訴訟活動をする必要がある。

9. 在中国の外国人の個人の民事紛争に関する若林弁護士の説明

例：交通事故（被害者側。自賠責保険が近時導入されたが、加入率が低い。）、不動産関係のトラブル、文化財持ち出しでの検挙等。

通常：日本人事務所にご相談→中国事務所を紹介・そこで実際の訴訟提起。

10. その他

やはり執行が問題。実際に事件が動かない。対応としては、「執行が得意な法律事務所」（裁判官との関係など）を選んでお願いするなどの工夫。

2-8. GTZとの面談議事録

日時：2007年6月14日 午前9時30分から午前10時30分まで

場所：GTZ内会議室

出席者：GTZ側 Prof. Dr. Hinrich Julius, German Director (専門は所有権法)
Ms. Baerbel Kohake (Project Intern)
Ms. Vanessa Egert (Project Intern) (4月から来ている法学生)
Ms. 王芳 中国人スタッフ、2年目、知財担当
日本側 熊谷、佐藤、田中、北村、吉澤、植田、小島、陸

* 受領資料

- ① GTZのパンフレットLaw and Economics – Reforms Shape China's Future
- ② 「Principles of European Tort Law」(2005年)の部分コピー¹

1. 熊谷団長からの来訪説明

2. ユリウス所長からのGTZのプロジェクト概要説明

- ① 1993-2003年 C/P：労働社会保障省 労働契約法、社会保障法等
- ② 1997-2005年 C/P：全人代財政経済委員会 破産法、会社法、投資法、契約法、外為法、財産法、国有財産法、政府調達法等。第10回全人代立法計画の策定にも助言した。
プロジェクトの枠組みは「経済法」と広範であるので、日々全人代の担当者らと協議しながら具体的な法分野を特定したり、立法支援から運用支援まで依頼されることもあるが、運用場面になればC/Pが異なるのでやりにくい。
全人代民法室とは「民法」関係を中心にやってきた。
- ③ 1997-2004年 C/P：商務省 商法関係の研修
主として知財法、契約法、会社法、担保法、WTO規則、貿易法、財産法、不法行為法、仲裁・調停等について、計約2000人に研修実施。
- ④ 現在-2010年
 - ・立法支援 C/P：全人代会計工作委員会 Public Finance Law等
C/P：全人代法制工作委員会 立法支援
2000年～ 行政訴訟法、国家賠償法、公務員法等
2005年～ 民事法：契約法、物権法、不法行為法(2006年～)、労働契約法、法の競合
 - ・裁判官の研修(1999年～、2006年更新) 最高人民法院附属の裁判官学院の教官及び若い裁判官をターゲットにしている。しかし、まず年配の裁判官から始めている。民事・刑事・行政の3分野を各3週間ずつ研修。
 - ・知的財産権 C/P：国家知識産権局等 行政での運用面(特許法、商標法、著作権法の海賊版対策)が中心である。EUの知財プロジェクトと重複しないようにしている。知財に関しては、中国では行政措置のほうが安くて早いのが通常である。
 - ・その他 例：政府職員への研修も小規模ながら継続している。例：国有財産法に関する研修等(この問題は長年の問題)。

¹ European Group on Tort Law (ヨーロッパ不法行為法グループ <http://www.egtl.org/>) という学術団体(1992年設立)で統一的な不法行為法原則を策定し、2005年出版(HPから和訳を含む各国語版がダウンロード可能)。和訳は明治学院大学法科大学院福田清明教授(民法)が担当。立証責任の転換等、民事訴訟法の特則を含む。

3. 熊谷団長のコメント

JICAがプロジェクトを実施するときにPDMを作成するように、GTZも同様の計画書を作成すると承知している。差し支えなければGTZの計画・分析書を見せてもらえないか。新プロジェクトの決裁を受けるためには他ドナーと重複がないことを説明しなければならないからである。
→ユリウス所長

立法関係のプロジェクトについては、法律名と、法の支配の改善を目標に掲げることと、指標を提示するだけで作成できるので、PDMは比較的簡単である。各法律は異なる立法趣旨の実現を目標にしているので、法が異なれば重複はないはずである。

資金洗浄法と破産法について報告書を書いたばかりである。

結果分析報告書は、各法案の第1草案から第4草案までを比較検討し、助言がどの程度採り入れられ、草案が改善されたかを示す（たまには改悪もあるが）。

報告書は、①法の内容の分析、②GTZの活動分析、③今後の改善すべき点の3部分から構成されている。

また、法整備支援は立法支援のみならず、実務上の運用が重要である。法制定後、数年後に実務の現状が実際にどの程度改善したかを検証する必要がある。しかし、このような検証調査は、非常に経費もかかるし困難であるから、現実的になる必要があると思う。プロジェクト予算の8割を評価に当てるわけにはいかないからである。

中国の法制度に影響を与えるには、GTZのプロジェクトは小さすぎる。

また、ドイツ国内では、ODAが今後継続するが縮小する傾向にある。特に、ドイツ政府は対中ODA廃止の議論が政治的に有力である。

4. 田中教官の質問1：権利侵害法について

全人代民法室で、権利侵害法案を起草中と聞いた。民事訴訟法の特則となる立証責任の転換等の規定を多数含むので、今後JICAが民事訴訟法改正を支援する場合、GTZが支援している権利侵害法案との情報交換・調整が必要であると考えている。

→ユリウス所長：権利侵害法案は、不法行為法の分野として助言中である。

ヨーロッパでは、統一不法行為法を制定しようというEuropean Group on Tort Lawという学術団体の活動があり、そこで作成したヨーロッパ不法行為法原則の中には立証責任の転換規定も含まれている。全人代民法室では、権利侵害法と民事訴訟法の担当者はいずれも室長が責任者ではあるが、実際の担当者同士の協議が不十分である可能性もあるので、法文が矛盾しないように十分情報交換したい。

中国における立証責任の転換等の問題の背景には、最高人民法院の裁判官らがアメリカ的に裁判官の地位を向上させ、役割を強化することを望んでいることにもあると思う。

権利侵害法案の第1草案は、2002年民法典第1草案の一部である。これは、全人代が作成したが公表されていない。その後の草案の内容は不明である。

5. 田中教官の質問2：最高人民法院の司法解釈について

全人代民法室は、民事訴訟法制定に当たり、最高人民法院の司法解釈をそのまま採用することはない旨言っていたが、どの程度採り入れると思うか。

→ユリウス所長：それは、法院と全人代との戦いであり、最終的には妥協するであろうが、常に機関同士の戦いがある。

6. 佐藤：ドナー・コーディネーション・ミーティングが開かれているか？

→ユリウス：以前は、フォード財団が主催し、立法関係とガバナンス関係の2種類につき、3か月ごとに開催していた。しかし、しょっちゅう交代する大使館関係者、NGOと顔合わせをするだけの会合になってしまったので、今は、EUが主催し、より少ない範囲で、主要ドナー〔GTZ、US（資金は巨額だが、活動は拡散）、AUSAID、ADB、JICA等〕でより具体的な意見交換を行っている。

7. 田中：GTZの全人代での主たるC/Pは誰か。

→ユリウス：法工委高志新、民法室 Ms. ヤオ・ホン室長、扈紀華副主任、李処長である。

2-9. 社会科学院との面談議事録

日時：2007年6月14日 午前11時30分から午後12時00分まで

場所：社会科学院会議室

出席者：

- * 渠 濤教授 中国社会科学院法学研究所、私法研究センター 秘書長・研究員
- * 日本大使館 上野一等書記官、鎌倉二等書記官
- * 熊谷、佐藤、田中、北村、吉澤、植田

1. 上野書記官 渠教授には既に来訪概要説明済み。

2. 熊谷団長 全人代・最高人民法院での聴取結果に基づき、民事訴訟法改正は、全人代民法室で直接起草し、最高人民法院を含む他の機関については、意見聴取をする程度であり、仲裁法は國務院法制弁公室で第1草案起草後に民法室で検討するとのことであった。

渠教授には、両法案起草における民法室外の関係者の関与の実態・程度につき、わかる範囲でご教示願いたい。

3. 渠教授

名古屋大学での留学後、帰国後9年過ぎた。師匠は加藤雅信教授で、森嶋先生のカンボジア等での活動も知っている。8月から半年間、東大・関西大学に行く。

① 中国に対する法整備支援で留意してもらいたい点をまず指摘したい。日本の法整備支援の東南アジアでのやり方を中国でそのままやるわけにはいかないのではないかと思う。

法制度がほとんど整備されていない国に支援するのと中国に支援するのとは異なると思う。中国は、体面を重視する国である。

② 一般的な立法の実態について説明する。1990年代以後、全人代は、まず、学者に試案を発注し、その後、法工委で検討し、学者・実務家を集めて討論する、草案完成、常務委員会での審議・採択、全人代への提出・審議・採択という経過を辿る。

中国では、日本のように解釈で対応し、対応しきれないときに改正するのではなく、いきなり改正する。

4. 上野書記官

物権法のときも、民法室は、「自分たちだけで起草する」と言っていたが、実際には学者に外注していた。

民事訴訟法についても同様のはずである。外注を受けている学者と協力することが肝要である。

民事訴訟法について、江偉教授（人民大学）がリーダーになっているのであれば、江教授とのコネクションが重要である。丁度来週月曜日に会う。

5. 渠教授

江教授のみならず、王亜新先生（精華大学）や、劉栄軍教授（北京師範大学法学部。出身は人民大学。学者との交流会に参加）等、日本で留学し、帰国している民事訴訟法の学者を通して情報を収集したほうがよい。

日本への留学経験者をネットワーク化して活かしたほうがよい。

今はそれができていなくて非常に残念である。

6. 熊谷：全人代をC/Pとした場合でも、主要関係者（起草の下請けをしている学者、最高人民法院等）を活動の中に入れられると思うか。

→渠教授：政府のことは分からないが、政府間のプロジェクトについても、サブ・プロジェクトとして日中民事訴訟法比較基礎研究は必要なはずであり、それには、留学経験者により、通訳不要の状態での協議が必要。学者・実務家の学術的な集まり。

そうでなければ、参考資料の提供→無視という無駄な活動になってしまう。

7. 上野：日中民商事法研究会という学術的な枠組みをもっと使ってもらってもよい。大使館レベルで研究しているという形でもよい。

8. 中日民商法研究会の日本側事務局

東京大学社会科学研究所 田中伸行教授²

早稲田大学法学部 近江幸治教授（民法、金融法）

9. 田中：中国の民事訴訟では、民事訴訟法のみならず、民事実体法に立証責任の転換・各種推定規定等で訴訟法の特別法となる規定が多数あるので、民法の学者との意見交換が重要であると考えている。

10. 北村 日本の学者で中国法に関心がある方をご存じか。

→渠教授：松浦馨 仲裁法

谷口安平教授の本が王亜新先生らにより翻訳されていて有名。

少し調べてみる。その結果は、田中さんに連絡する。

→田中（熊谷団長と相談の上）では、田中が渠教授と窓口になってこの種の情報について聴取、関係者に情報共有する。

11. 熊谷：中国の先生に依頼する場合の謝金のレベルを伺いたい。

→渠教授：座談会形式での諮問、意見書等、学問研究と訴訟対応とで謝金が違う。

学問研究についてはあまり高くない。外国関係では高い謝礼を期待していない。近時は、学者がそれほど貧窮していない。かえって高額謝金だとかえって裏工作を疑われる。

ただし、昨年からの所得税が厳しくなり、日中租税条約に基づき、日本での所得情報を中国に提供され、徴税された例があるので、この点は事前に注意しておく必要がある。

JICA規定の謝金でも問題はないと思うが、会議（研究会）を開催しようとする場合には、長期的に見込みを教えておいてもらったほうがよいと思う。

12. 熊谷：中国でもあると思うが、日本でも学閥の問題があり、関係者の調整に気を遣う。

→渠教授：楊東君も中日民商法研究会の会員であるが、学閥の問題はあるので、私に聞いてくれれば教える。

² 東京大学社会科学研究所 (<http://jww.iss.u-tokyo.ac.jp>, 1946年設置) には4大部門があり、うち「比較現代法大部門」の「社会主義法分野」で現代中国法が研究されている。田中教授は、現代中国法（会社法、選挙法、刑事訴訟法等）の教授であり、CIETAC仲裁員（1999年～現在）、北京大学法学院客員教授（2000年）の経験がある。

2-10. 北京市第2中級人民法院との面談議事録

日 時：2007年6月14日 14時00分から16時00分まで

場 所：北京市第2中級人民法院

出席者：延長、復延長、副主任（座談会）

- ・ 14:00-15:00 法廷傍聴（第3法廷で、製造物責任事件の控訴審傍聴）
- ・ 15:00-16:00 民事第6法廷の延長・副延長、副主任との座談会

* 法院の様子

6階建て程度の立派な建物。比較的新しい。設備は重厚で立派で機能的で清潔。

大法廷、中規模の法廷、小法廷がある。

第1法廷は、400人収容の大ホールのような階段状の部屋。

第3法廷は、傍聴人20名収容の機能的な中法廷。

訪問者撮影のカメラマンが随時撮影。

1. 傍聴内容

① 事件 製造物責任の損害賠償事件の控訴審（事件の内容は、別紙のとおり）

② 法廷の状況

法廷の裁判官、書記官、原告、被告、傍聴席の配置は日本に同じ。

裁判官席の背後の壁の両側に巨大スクリーンがあり、左背後に50インチのTVが置かれ、書記官席には書画カメラがあり（当事者が自動車のカタログを示すときに書画カメラで写しだしていた。）、書記官の隣の速記官はパソコンで速記していた。各席には日本と同様のマイクが設置されていた。

法廷内では写真撮影は禁止されており、メモ取りは許容されていたが、パソコンの使用は控えるよう助言された。

天井にはカメラが4台設置されており、法廷の様子をスクリーンに表示可能。

裁判官の法服は黒色の簡素なローブで、赤色のネクタイ（3人とも男性）。

原告代理人弁護士のみ、類似の黒色ローブを羽織っていた。

原告側は、弁護士1名、現代自動車の技術者1名、販売会社から1名で、弁護士が専ら弁論し、技術的問題については技術者が主張していた。

被告側は、弁護士1名と当事者2名であり、弁護士1名がノートPCで記録していた。

裁判官は3人とも関係記録のコピーを所持して入廷していた。

③ 手続の概要

・ 書記官が事件番号読み上げ、裁判官入廷（傍聴人等全員起立）

・ 裁判長が一審の概要を読み上げ。争点確認：自動車の欠陥の存否と欠陥と事故との因果関係の2点でよいか。

・ 原告：その他、運転者による車両の改造・不適切な運転が原因であるか否かも争点とすべきと主張。

・ 被告：第一審で争点となっていなかった点を争点にすべきでないと反論。

・ 原告：事故車のオプション装備につき、カタログを示しながら説明。

・ 被告：現代自動車のHPでは標準装備が原告の示すカタログと異なると主張し、被告代理人弁護士手持ちパソコンで同HPを裁判長に示した後、原告に示す。

・ 原告：同HPが現代自動車のHPであるか否かにつき即答せず、検討する旨回答。

- ・原告側の技術者：事故時の運転方法について自動車の模型を取り出し、模型を走らせるように示しながら裁判長に説明し始める。

2. 裁判官との座談会

北村：調査手続とはどのようなものなのか。

延長：裁判所は、自ら調査しないが、当事者の立証が不足の場合、必要に応じて裁判所が調査することもある。

北村：実際の調査の内容・方法は。

延長：例：当事者が銀行照会しようとしてもプライバシーを盾に開示してもらえないが、裁判所が照会すれば開示させることができる。

北村：日本では迅速な裁判のため、争点整理をするように裁判官が研究し、民事訴訟の改革をしてきたが、中国では審理促進のための工夫として重点的に行っているのはどのようなことか。

延長：法廷の内外における争点の早期整理のための取り組みをしている。早期に争点が把握できれば当事者とのコミュニケーションが図りやすく、審理が迅速化するからである。

北村：最高人民法院からの司法解釈等の指示があるのか、各法院で研究しておられるのか。

延長：争点整理の方法について司法解釈は出ていない。個々の裁判官が事件の特徴や自己の経験に基づき、工夫しているところである。

北村：裁判で特にご苦労されている点は。

延長：事件が多すぎること。Win-Winとは限らず、ゼロサムの場合、不満が大きいので、判決理由にも工夫が必要である。

田中：裁判官による審理上の工夫の研究成果の論文発表については各自がしているのか。

延長：裁判官には学術研究の自由がある。何ら指令はない。裁判官は自己の知見を取りまとめて論文を自由に発表している。

田中：裁判官会合はあるか。

延長：ある。裁判官は、裁判官協会、法学会があり、そこで法律研究を行っている。裁判所以外の機関との交流がある。裁判官同士の意見の不一致も多いので、熾烈な議論がある。知財については、知識産権局との交流会合がある。知財以外にも案件ごとに各種会合がある。

田中：市場経済化の進展に伴い、事件数は増加の一方だと思うが、裁判官の数は増加していないのか。

延長：事件数に追いつくほどには増加していない。

田中：調停率が低下している理由は。事件の内容が変わってきたからか。

延長：裁判実務においてできるだけ調停しようという努力は継続している。しかし、当事者の対立は激しくなる一方である。一審で調停が成立しなかった事件が二審である中級法院に来るので、調停はより困難である。全国統計では調停率は低下傾向にあるかもしれないが、当第6法廷では、毎年約20%の調停率を維持している。

田中：全人代で民事訴訟法を改正するにあたり、現場の裁判官の意見を提出する方法はあるか。

延長：多数ある。全人代は、法改正にあたり、各方面からヒアリングをするが、司法関係では裁判所から意見聴取をする。最高人民法院を通じて改正案を示し、法官が集まり、テーマごとに討議を行う。これは、最高人民法院から各高級法院に改正案を示されて各高級

法院で下級法院の意見を取りまとめて意見を提出する。

熊谷：そのような意見聴取は定期的に行われるのか。

延長：全人代の意見聴取は、法改正時期や新法制定前に行われる。その他に裁判官は実務上の問題点や法律の瑕疵に気付いた場合、論文を発表するという方法をとる場合もある。

また、上級法院に報告し、最高人民法院に伝え、そこから全人代に伝えるという方法もある。

ばらばらに意見を具申するのは非効率なので、各高級法院で取りまとめをする。

田中：高級法院でそのような取りまとめをするのはどういう方か。

延長：研究室が設けられているので、その研究員である。また、民事・刑事・行政の各廷と研究室とでタイアップしながら研究を行う。

副主任：裁判所内部でも他にいろいろな試みをしている。定期的に人民代表を招いて傍聴や座談会を開き、立法作業の促進を図っている。

法工委の立法関係者が裁判所に来るのは、裁判の監督のみならず、理解して立法上の参照にしてもらう貴重な機会である。

副院長：調査手続について補足すると、当事者の証拠が国家の秘密・営業秘密・個人情報等については、当事者の申立に基づき、職権調査することがある。

国家の人事文書に関する場合も同様の方法をとる。

争点整理の方法について補足すると、口頭弁論前に証拠の確認作業がある。その手続において当事者双方が裁判官に自己の争点を整理して証拠を提示し、準備書面を補充し合う（証拠交換）。そこで争点が整理された後、口頭弁論を行う。

田中：日本では、準備書面を活用するが、中国ではいかがか。準備書面を活用する方が開廷時間は短くなり、先ほど傍聴したような法廷で弁論を戦わせることは少なくなる。

副院長：傍聴事件では、事前に証拠交換をしていたので、従来よりもかなり短くなっている。

また、3人のうちの1人が受理・証拠交換・審理を一貫して担当する。

日本ではどうか。

北村：合議体のうちの1名が争点整理を担当することがある。

副院長：日本では裁判官は年間何件担当するか。

北村：単独事件については毎月常時150から200件、合議事件は毎月100件弱程度。

毎月受理する新件は100件あるわけではない。

副院長：証拠交換は開廷前に繰り返し行うとのことであったが、どういう時間をやりくりしているのか？

北村：当事者にできる限りのことをさせる当事者主義を取っているので、裁判所の負担を軽減している。

延長：記念品贈呈

以上

外事庭案情简介

一、当事人自然情况

上诉人（原审被告）[REDACTED]公司。

被上诉人（原审原告）[REDACTED]

被上诉人（原审原告）[REDACTED]

原审被告 [REDACTED]公司。

二、案由：产品责任纠纷

三、原审法院认定事实及处理结果

[REDACTED]年[REDACTED]月[REDACTED]日[REDACTED]在[REDACTED]公司购买[REDACTED]生产的[REDACTED]轿车一辆，[REDACTED]年[REDACTED]月[REDACTED]日[REDACTED]点[REDACTED]分左右，[REDACTED]驾驶该车辆沿[REDACTED]高速公路由[REDACTED]向[REDACTED]行驶至[REDACTED]地点时与护栏相撞，造成车辆受损，其中该车左前轮脱离车体，并造成部分路产损失。事后[REDACTED]支付了路产损失费4930元、施救费2200元和罚款200元。[REDACTED]省高速公路公安交通警察总队[REDACTED]支队[REDACTED]大队出具的第《事故认定书》写明，[REDACTED]驾驶[REDACTED]号车辆沿[REDACTED]高速公路由[REDACTED]向[REDACTED]行驶[REDACTED]地点时，遇情况采取措施不当车辆与护栏相撞，造成无人员伤亡，车辆受损，部分路产损失的交通事故。再查，事发现场照片显示，在车辆发生碰撞之前部分路面只有三条刹车拖痕。[REDACTED]号车辆已交纳了[REDACTED]年的养路费[REDACTED]元、[REDACTED]年[REDACTED]月[REDACTED]年[REDACTED]月的小区停车费[REDACTED]元、[REDACTED]年[REDACTED]月[REDACTED]日至[REDACTED]年[REDACTED]月[REDACTED]日的车辆保险费[REDACTED]元，上述费用均由[REDACTED]实际交纳；事发后[REDACTED]号车辆并未进行修理，也未上路行驶。法院与多家机构联系后，未找到合适的鉴定机构进行鉴定。二原告和

二被告亦未能向法院提供可以进行该鉴定的鉴定机构。

原审法院经审理认为：在[]公司未举证证明其免责事由的情况下，推定事发车辆存在缺陷，该事故的发生与该缺陷存在因果关系。基于此，[]公司作为生产者应对二原告的损失承担相应赔偿责任，因为其性质不同，有必要加以区分处理。据此判决：1、被告[]公司和[]公司于本判决生效后十日内连带赔偿原告[]各项损失共计[]元。2、[]公司于本判决生效后十日内向原告[]赔偿与车牌号为[]汽车同等规格的车轮一只。3、[]公司于本判决生效后十日内对车牌号为[]汽车的制动、防侧滑系统进行检查和修复，并对该车进行修理，承担相应修理费用。4、驳回原告[]的其他诉讼请求。

四、当事人对原判决的意见

(一)、[]公司的意见：

原审法院判决后，[]公司不服，向本院提起上诉，其理由是：1、一审认定事实严重错误。2、原审法院审理程序违法。3、适用法律错误。4、[]、[]擅自修复事故车辆，导致重要案情无法查清，其二人必须承担不利后果。请求将该案发回原审法院重审。

(二)、[]、[]的意见：同意原判。

(三)、[]公司意见：同[]公司意见，但未上诉。

五、二审合议庭组成人员

审判长[]、审判员[]、[]

2-11. ADBとの面談議事録

日 時：2007年6月15日

場 所：ADB（アジア開発銀行）

出席者：ADB 彭小華（Peng Xiaohua） 主管律師

日本側 熊谷、田中、小島、陸

1. 熊谷団長

来訪趣旨説明 ADBの新規の司法制度改革のTAプロジェクト概要によれば、その一部に民事訴訟法改正も含まれ得ると記載されているので、全人代からJICAに民事訴訟法・仲裁法改正の支援要請を受けているので、活動の重複を避け、かつ、可能な協力関係を築きたいと考えている。

2. 彭氏

先日のシンポジウムで配布したTA概要以上に詳しいものを手交する。

この新規TAには民事訴訟法・仲裁法改正は全く含んでいない。

予定しているのは、以下のものである。

環境法、資金洗浄対策法、Asset Based Securitization、Social Security Law

また、シンポジウムで配布したTA案は、提案であり、全く未定であり、Possible Areaを列挙しているに過ぎない。民事訴訟法・仲裁法改正については、ADBと中国政府との間で協議したことは一度もなく、今後もADB側としてはその予定はないので、JICAの活動と重複する恐れはない。というのも、中国政府側も、各ドナーに要請を出す際、重複しないようにしているので、中国側がADBに民事訴訟法・仲裁法改正支援を要請することはないはずである。

もしJICAの活動と多少でも重複の可能性があるとするれば、ADBではなくGTZではないか。GTZは全人代に対し、立法支援をしているからである。

小島：ドナー・コーディネーションは行われているか。

彭氏：フォード財団が6か月に一度開催していたが、最近、EUも開催し始めた。

EUは、人権問題に興味があるように思えるし、NGOが多い。

WBは、最近是对中支援を減らしている（中国がWBの無償支援対象基準を卒業したから）。

ECは、増加させている（18,000,000ユーロ）。というのも、近時の中国の若手要人・幹部はほとんどアメリカか、イギリスに留学して教育を受けている。それに対抗するため、ヨーロッパは、中国の若者を留学させたり、国内留学的に大陸法的な教育をする法学校を中国内に設けたりして、大陸法の教育を上げようとしている。

田中：確かにGTZは裁判官への研修にも力を入れている。ADBのTA概要にも裁判官への研修が含まれていたが、これは実施予定か。

彭氏：新規TAの提案は未定だが、既に実施中のものとして、本日記付資料2頁に記載している裁判官研修がある。これは、WTO加盟直後に裁判官にWTOルールに関する研修をしたものである。裁判官に対する一般的な研修を継続的に行ったものではないし、今後裁判官への研修を具体的に提案・実施する場合であっても、喫緊の個別トピックに関する臨時の研修になるであろう。例えば医療過誤などの中国の裁判官にとって比較的新規で研修の必要なものに限られる。

小島：この新規TAの提案は今後どうなるのか。

彭氏：他のドナーからの融資があるかどうかにかかっている。この提案が決裁を通るには6か月以上かかる。

熊谷：もし提案が通った場合の実施方法は。

彭氏：以前の方法：外部の法律事務所の弁護士等をコンサルタントとして雇用し、レポートを作成させていた。

問題点：コンサルタントは、通常、政府関係者からのインタビュー結果をまとめるだけで政府にとって新規で有益な提案はわずかしかできない。

今後の方法：特定の立法課題がある場合、Domestic Workshopを開催し、国内の知見を集め、政府に提示する。

GTZのやり方から学んだ。GTZは、当該国にとって重要な問題点を抽出するが、その助言のためには、当該国の有能な人物を探し出してやらせる。

熊谷：ADBのHPで、Frameworkをプリントアウトしたが、そこに独占禁止法が含まれ、そこにプロジェクト実施期間も書かれていたが、立法計画が不明確な点があるのにどのように期間を特定したのか。

彭氏：それは、政治的なプロセスであるから、確定するのは不可能である。その点について上司の理解を徐々に得てきた。他分野の支援と異なり、法分野については政治的変更可能性が不可避であることをボードに理解させて、必要に応じて延長もあり得ることを了解させるようにしてきた。プロジェクトの更新・延長は可能である。また、「立法」支援であっても、「法の制定」にこだわらず、「法制度の改善」というより広範な概念にしている。

熊谷：民事訴訟法の場合は？

彭氏：関係者から事情聴取し、判断せざるを得ないだろう。

小島：あなたのチームの人数は。

彭氏：私は現在6プロジェクトを担当しているが、それ以外にローン審査も法律家として担当しているので、頻繁にマニラの本部に戻る必要がある。

主として資金洗浄法と担保取引法のプロジェクトに力を入れている。

熊谷：この新規TA提案について、どれをどのように実施するか、中国政府からの要請を受けて今後協議・検討されると思うが、是非ご留意いただきたいのは、JICAが全人代民法室をC/Pとして民事訴訟法・仲裁法改正支援を実施していることを忘れず、重複を避けるようにしていただきたいことである。

彭氏：承知した。また、ADBは常に他ドナーと活動が重複しないよう留意している。例えば、過去にGTZと支援分野が重複したことはあるが(会社法等)、支援対象機関が異なるとか、立法支援と運用支援(研修・キャパビルなど)と支援の段階を変えるなどして重複がないようにしてきた。

熊谷：了解した。ただし、例えば、JICAのC/Pが全人代であっても最高人民法院がADBに民事訴訟法に関してADBに支援を要請してくるなど、関連活動があれば、確実に重複を避け、協力内容をより効果的にしたいと思う。

小島：JICAの対中法整備支援プロジェクト概要については、私から後で送付する。

彭氏：中国での法分野の技術協力では、GTZが最も効果的な支援をしてきたと思う。GTZのアプローチが最も参考になる。

熊谷：仲裁法について、我々は、国務院法制弁公室で第1案を起草後、全人代民法室で完成させて審議にかけると聞いている。全人代が国務院の案をどの程度そのまま受け入れるのか、それともかなり変更するのか、あなたの知る限りでコメントを頂きたい。

彭氏：国務院案を全人代で大幅に変更したという話は聞いた記憶がないが…。

小島：独占禁止法の場合は非常に多くの変更指示が出たが。

彭氏：全人代での変更指示は何もかも変更させるようなものではなく、マイナーなものだと思う。ただ、全人代で非常に重要な変更がなされることはある。例えば、破産法で、中国の労働組合代表と中国銀行代表とがあるシンポジウムにおいて協議し、国有企業の破産時に労働債権が優先するという重大な原則が変更され、国有銀行の債権が優先するように変更されたことがある。

田中：国務院で第1案を起草するとき、下請けに出すことはあるか。

彭氏：いや、誰か担当者1～2名が実際に起案すると思うので、その人を特定するのが重要であろう。ただ、仲裁については、国際仲裁（CIETAC等）と国内仲裁があり、国内仲裁については人民法院と近いので、なぜ国務院が担当するのか不思議な感じがする。

環境、租税、建築瑕疵、医療等、裁判では対応困難な分野についてのADRの発展が必要であると感じている。

2-12. 森脇弁護士との面談議事録

日時：2007年6月15日 午前10時00分から午前12時00分まで

場所：JICA会議室

出席者：森脇 章（アンダーソン・毛利・友常法律事務所）、調査団（吉澤、佐藤、北村、植田）

1. 今後のスケジューリングの説明等（佐藤専門員）

今回の調査で大枠を固めて、正式な書類を8月くらいに作成し、正式にプロジェクトが始まる。5年間という要請だったが、3年程度ということにして、必要があれば延長を考える。

また、長期専門家として、日本人弁護士をできれば常駐させたいと考えている。長期専門家は、全人代とだけでなく、中国に駐在している弁護士、企業、日本留学経験のある学者等と交流、情報交換をすることも考えている。

（森脇） 1人常駐させるということはずばらしい。52期以降くらいの弁護士であれば、弁護士の絶対数が多く、いろいろな可能性にチャレンジする弁護士も少なくない結果、中国に興味を持っている弁護士も結構いるので、手を挙げる人もいるのではないかと。

2. 森脇弁護士

① 何人でドラフティングするかは知らない。しかし、多数の人が関与することは間違いない。そういう中でもまれていくので、誰が第1稿を書いたかということあまり意味がない。物権法の際も、第1稿と現在の条文とは似てもつかないものとなっている。

民法室の人が最終的に常務委員会に提出するものを決定するのだから、その人たちにインプットするのが重要であるが、それ以外の人たちにもインプットすることも重要。学者の中には権威者のような人たちもいるので、その人たちに入ってもらわなければならない。おそらく放っておいてもそうなるだろう。誰がプロジェクトに参加するかということもプロジェクトの格というものにもつながるので重要。

しかし、一旦C/Pを決めたら、そこと行うのが筋だし、重要となる。

独禁法の関係では、EU、アメリカも立法支援を行っており、それぞれに担当者が決まっております。プロジェクトを行っている。日本からも学者に参加してもらっている。

② 司法解釈を法律にすることはないというのは建前。システム上そうならないということだろう。

しかし、司法解釈に全く矛盾する立法を行うということは、やはり抵抗を感じるだろうし、立法にあたり既に出ている司法解釈を全く参酌しないということはないと思われる。

③ 本来はドラフティングを見せてもらいながら議論ができるといいが、最初は、日本の法律、判例のインプットという作業が多い。しかし、信頼関係ができると、公開される前のドラフティングを見せてもらえることもある。そうなるように信頼関係を構築することが重要。

独禁法は、非常にデリケートなので、公開されているもの以外を見せてもらったことはほとんどない。一度ある程度。

しかし、手続法であれば、独禁法ほどセンシティブにはならないとは思いますが、中国の民法法は基本的には日本と同系列（大陸法系）なので、日本の制度を導入しようという思いがあると思う。

④ 仲裁法について、国务院の法制弁公室が作るということであれば、そちらの人と積極的にプロジェクトに関わってもらおうほうがよいと思われる。民法室が作ると言ったとしても、調

整を行うということかもしれない。おそらく、法制弁公室で固まるという可能性も高い。C/Pを法制弁公室にする必要までではないが、何らかの形で、関与してもらうほうが重要だと思われる。

⑤ 民法室が、自分たち以外の関係者と交渉をすることについて、情報が知らないところで漏れることを懸念しているのか、あるいは、ロジ関係で、矛盾が生じてくることを恐れているということではないか。学者は、研究会の成果をすぐに発表したがるので、クローズドの研究会であっても漏らす可能性があるのも、しっかりとルールを決めておくという必要が生ずる。弁護士も同様かもしれない。

⑥ (佐藤) 運用面までのフォローをしたい。司法解釈を出すまでの貢献、CIETACへの貢献もしたいと考えているが、そのようなことはできるのか。

→裁判所は、そのようなものを吸収したいという意欲は非常に強い。問題は、全人代への立法援助とのタイミングとをどう合わせていくか。できれば同時並行的に行っていきたいが、裁判所が司法解釈を先行して出すようなことになれば、立法の裁量が狭められるという懸念があるかもしれない。

・現行の法律の下で司法解釈を出すことは当然あり得るのであって、ケーススタディのような実務的な研修を2回に1回程度して、全人代の顔を立てつつ、その際には最高人民法院からも人を派遣してもらうということも重要だろうと思う。

CIETACについては、知識欲は旺盛だが、自分たちは日本よりも経験があると思っており、場合によっては、日本からは学ぶところはないと言いかねない。もっとも、クローズドの研究会などで意見交換を行うような機会があれば望ましいだろう。するなら、十分準備をして、日本にもすばらしい知見があるということを示す必要がある。

3. 吉澤弁護士からの質問

中国における仕事の内容、中国における民事訴訟における問題点について。中国の弁護士事務所との役割分担等。また、各省と中央との関係。

① 中国においては、何でもやる必要がある。当初は、日本企業の撤退がメインの仕事で、その関係の仲裁や訴訟なども行っていた。仲裁の場合は法廷に立ち弁論をすることも可能な場合が多いが、訴訟では裏方オンリーであり、バーの中に立つことはない(裁判は傍聴するのみ)。紛争解決事例は常に一定程度あるが、現在は、そう大きな比率を占めていない。2000年ころには、偽物対策を行っていた。最近5年くらいは、紛争解決案件は年間1件か2件。投資プロジェクトや企業買収や、中国企業の東京での上場等前向きな仕事が増えてきた。

仕事の8割くらいは、日本企業が依頼者。中国企業の割合がだんだん増えてくる可能性もあると思われる。

月末はできれば中国にいるようにはしている。

② 民事訴訟の問題点は、規定が少なく、裁判官の裁量が広すぎる点にある。裁判官の地方保護主義が強いという点も、制度的にはこの規定のあいまいさが遠因となっている。裁判については、予測可能性が極めて低い。また、執行の申立てをしても、5年間塩漬けするということはざらにある。

さらに、裁判官が各地方政府で任命されているという点が問題の1つ。そうすると、その地域の行政、有力者を優遇することになることは当然。全国転勤と、中央による任命が必要。

二審制も非常に問題が多い。国家としての統一的な裁判権の行使がしにくい。再審が上告

審としての役割を果たすという部分もあるが、やはり、再審ではなく、通常の審級の中で最高人民法院に事件が行くようになっていないと、統一的な裁判は得がたい(第二審裁判所も、最高裁に覆されるというプレッシャーがないと、奔放に裁判をすることになる)。

裁判の公開も重要。

③ 具体例

訴状受理についても、受理段階でいろいろ文句を付けられ、些細な点について補正や追完を余儀なくされているうちに、相手方にこっそり訴訟の提起があるということが受理窓口から伝えられていたり、いきなり明日法廷を開くとの通知を送ってきたりして、攻撃・防御権を平気で侵害するということがよくある。

いつ終結するかわからないうちに判決されたという例もある。

明らかに証拠の採否などが不公平だ、という事例もないではないが、普通、不公正な裁判というのは、判決文を見ても客観的にわからないが、上記のような形でそれとなく「嫌がらせ」をされたりするので、やっている弁護士には非常によくわかることが多い。

仲裁委員と事件関係者が平気で食事をするということもよくある。相手方の弁護士がそれをビデオに撮って、そのビデオがテレビを通じて流れたという事件があったが、そのような例はまれ。もっとも、仲裁人については、裁判よりはまし。

④ 訴訟については、中国の外弁法により、外国の弁護士は訴訟代理人になることを認められていないので、中国の弁護士事務所にも入ってもらう必要がある。その依頼の仕方には、いろいろなやり方がある。かつては、我々がすべて準備書面を書いたり、証拠の取捨選択もしていたが、最近では、むしろ我々が特殊なノウハウを入れ込むということはなくなり、特許や意匠など専門的な部分でのサポートが大きくなってきた。フィーコントロールも重要な役割。中国事務所に直接頼むほうが高くなるという傾向があると依頼者に聞いたことがある。

そういう意味で、紛争解決において外弁であるわれわれが一般の訴訟手続きについてまで介入する事例は少なくなっていると思われる。

⑤ 制度上は、省ごとに法律を作るということはない。しかし、地方政府には条例制定件がある。また、日本の一般的な地方公共団体の体質とは異なり、地方が中央に挑戦するという部分もあり、地方の条例が中国の法律に違反している場合に、通達等で個別にその効力を否定されるということがよくある。現象としては、州法が連邦法によって否定されるアメリカに似ているともいえる。

4. 森脇弁護士

日本の民事訴訟法は中国とは比較にならないほど精緻であるところ、制度としては中国の民事訴訟法も日本と同系列(大陸法系)なので、日本が協力できる部分は大きいと思う。

しかし、もたもたしていると、中国はアメリカの訴訟制度を部分的に導入する可能性もある。中国は、もともと日本の制度を多く取り入れた大陸法系のシステムを持つが、最近では部分的にアメリカの制度を導入する傾向が顕著である。もし、そうなると、日本企業にとっては、自身が慣れ親しんでいる制度と異なる点が増えて、不便であり、ひいては日本の対中投資にマイナス。

立法スケジュールが非常に流動的なので、立法ができる前、立法期間中、立法ができた後それぞれについて、いろいろ考えて、修正できるようにしておいたほうがよい。独禁法については、立法後のセミナーも予定しているが、3年プロジェクト内にできるかどうかかわからない。

5. 佐藤専門員

経済法のプロジェクトでは、急な変更も非常に多い。その点の対応、マネジメントについての意見を聞きたい。

→非常に困っている。ただ、商務部のペースでできることはできる。もともと、レスが悪いとか、何をやりたいのかよくわからないということはよくある。中国では、何をやるにもそうであるが、事態がどんどん変化していくので、それに合わせてフレキシブルに対応できる体制を整えることができれば、比較的うまくいくと思う。

経済法よりは、民訴法のほうがまだ予測可能性が高い。

日本人専門家も重要だが、中国人専門家、日本に留学経験のある専門家も重要。楊東氏（開始当時が優秀な学者の「卵」であった）のような人がいることが望ましい。

以上

2-13. CIETACとの面談議事録

日時：2007年6月15日 午後2時00分から午後16時00分まで

場所：CIETAC

出席者：CIETAC側 于健龍氏ほか4名

日本側 熊谷、田中、北村、吉澤、佐藤、植田、各団員 小島所員 陸所員

1. 于健龍 (Yu Jian long) 氏

1997年に仲裁法が制定され1998年から施行された。昨年は全国で6万件超である。

2000年から国内案件も取り扱うようになった。現在約半数が涉外案件である。

40カ国にネットワークあり30を超える国で承認されている。香港、マカオの仲裁人もいる。

仲裁のルールは1996年民事仲裁規定が制定され、7回改訂されている。

名簿以外の仲裁人の選定も可能である。

仲裁法では仲裁機関、裁判所が仲裁判断をすることになっているが、現在、仲裁法廷に権限を移すことができる。審理の方式は柔軟である。大陸法系の弁護士は積極的に質問するが、英米系はそうではない。

3人の仲裁人から構成され、多数決であるが少数意見も記載される。3人のうち、欠員がでた場合、速やかに補充できる。

改正について國務院の日程にも上がっているが、小さな改正になる方針である。

仲裁の行政化の問題が出てきた。仲裁機関はあくまで民間であり中立である。また、仲裁の訴訟化の問題もある。

財務的な問題としては、中国に100の仲裁機関があるが、国の補助を受けている。経営が良好な機関は国の介入を嫌うが、悪い機関は国に頼る傾向があり、問題である。

香港、シンガポールの機関は国家の補助を受けている。

改正の際は、国家に拘束されることがないようにしたい。

改正の際は、仲裁前の保全措置が必要である。CIETACを通じて裁判所に保全（財産の保全及び証拠保全）を申し立てることは当事者に不利である（CIETACを通してやると、時間がかかる。）。

2. 討論等

(吉澤) 仲裁法の改正にあたって具体的な、CIETACの日本に対して期待するものは何か。

(于氏) CIETACから國務院にも話しているが、海事事務の専属管轄を与えてほしい。

(田中) JICAとしては、CIETACに専属管轄を与えるべきとは言えないが、海事仲裁を管轄する仲裁機関には、海事仲裁の一定の知識・経験を有する仲裁人が何人以上所属すべきであるというような助言は可能であろう。

(蘆氏) 中国政府と接触できるなら我々の要望を伝えてほしい。

(曹氏) 1995年の改正で、国際的な基準に合致する仲裁法ができた。

仲裁合意の中で、仲裁機関の指定がない場合でも、合意を有効にしてほしい。

裁判所の負担の軽減、司法資源の節約のためにも、仲裁を発展させる方向で改正してほしい。

(劉氏) 国際的な流れに一致させる方向での改正を望んでいる。

(曹氏) 法改正の際に国連のモデル法（1985年）に一致させるようにしたい。

(安氏) 日本での裁判は時間がかかり、また仲裁に詳しい日本の弁護士を探すのは難しい。その点を改善してほしい。

(佐藤) 仲裁法が改定された場合、CIETACで規則を変える予定はあるか？

(子氏) 規則の改正が必要であれば内部で独自に改正できる。

(佐藤) 今後、民訴法、仲裁法の改正にあたり、CIETACとも協議したい。

2-14. 毅弘律師事務所との面談議事録

日 時：2007年6月15日 午後4時15分から午後5時00分まで

場 所：毅弘律師事務所

出席者：呂 毅 勇弁護士

熊谷、田中、北村、吉澤、佐藤、植田、各団員

1. 熊谷団長

プロジェクトの内容を説明。

2. (佐藤) 最高人民法院から弁護士に意見を求められることはあるか？

(呂氏) ある。

(吉澤) 民訴法、仲裁法の具体的な問題点についてはどのような点があげられるか？

(呂氏) 不明確な自由心証主義、立証責任の適切な配分がなされていない点、証人の採用・証人尋問の実施に関わる手続き、弁護士に証拠の収集手段があたえられていない点などがあげられる。

(佐藤) JICAから長期専門家を派遣する予定であるが、ご協力いただけるか？

(呂氏) 可能である。

2-15. 中国人民大学における研究者との交流会議事録

日時：2007年6月18日 10時00分から12時00分まで

14時00分から16時00分まで

場所：中国人民大学法学院会議室

出席者：王利明 人民大学法学院院長、中国法学会民法学研究会会長、全人代法律委員会委員（民法学。比較的若い、貫禄のある様子。挨拶後退室。）

韓大元 人民大学法学院常務副院長、中国法学会憲法学研究会常務副会長（憲法。挨拶後、退室。）

劉明祥 人民大学法学院副院長、刑事法律科学研究中心執行主任（刑事法。挨拶後、退室。）

楊栄新 普通高等学校人文社会科学重点研究基地政法大学訴訟法学研究中心顧問（「民事訴訟法の大家」との紹介。76歳くらい。）

湯維建 人民大学法学院教授、中国法学会民事訴訟法学協会常務理事・秘書長（民事訴訟法。英語堪能。午前中のみ参加。）

劉栄軍 北京師範大学法学院副院長（元一橋大学留学生。日本語堪能³。）

陳桂明 人民大学法学院教授、中国民事訴訟法学研究会会長（司会。英語堪能。）

章程 精華大学法学院教授（「若手民事訴訟法研究者のホープ」との紹介。）

肖建國 人民大学法学院副教授

張弘 政法大学民商経済法学院副教授（民事訴訟法。女性。元九州大学留学生。日本語堪能。）

王亜新 精華大学法学院教授（民事訴訟法。元京都大学・九州大学留学。日本語堪能。午後から参加。）

楊東 人民大学法学院講師（会社法。元一橋大学留学生。布井教授に師事。JICA企業法プロジェクトの中国側コンサルタント。日本語堪能。）

在中国日本大使館二等書記官 鎌倉正和

JICA中国事務所職員 小島元、同 陸文権

調査団員

1. 調査団来訪趣旨説明（団長）

- (1) 民事訴訟法・仲裁法改正支援についての全人代からの要請内容と立法プロセスに関する聴取結果概要の説明。
- (2) プロジェクトにあたっては中国側が認識している問題点の把握が重要と考えており、運用機関に加え、学者の方の意見を把握した上で支援を進めたい。プロジェクトは、日本側の研究者、法務省、日弁連等の協力を得ながら進める予定である。また、法律家の長期専門家を派遣し、中国側研究者らとの交流を深めたい。
- (3) 企業法プロジェクトでは、商務部が担当であったため、関係者との情報交換等につき商務部がコーディネートしてくれたが、全人代ではそのような調整活動が期待し難いため、日本

³ 一橋大学では、伊藤真、竹下守夫、上原敏夫教授らに師事。竹下教授著「民事執行法の論点」を中国語訳して1000部出版、売り切れたため、再販準備中。6月19日、全人代法工委民法室の李処長に同書について紹介したところ、李処長は、「劉教授とは昨年一橋大学小林秀之教授（民事訴訟法）が訪中した際にシンポジウムで会った旧知の間柄であるから、入手して検討する。教示頂き感謝する」旨述べた。

側が留意して情報交換に努めたいと考えている。今後とも学者の先生方との交流を図りたいと考えているので、先生方の協力をお願いしたい。

2. 中国人民大学側の挨拶（王利明法学院院長）

- (1) 訪問を歓迎する。全人代では、民事訴訟法改正に取り組んでいる。日中の交流が大きな役割を果たすことを期待している。
- (2) 本日は、中国側も、他大学を含め高名な教授らに集まっていた（参加者へお礼の言葉あり）。
- (3) 当学部では、昨年日本法研究所を設立し、韓副学長が研究所長、劉副学長が委員、楊東講師が秘書長（事務局長）となり、日本法研究を深めていく予定である。当学部では、民事訴訟法についても力を入れているが、江偉教授という最も高名な民事訴訟法学者は、残念ながら現在入院中である。
- (4) 人民大学としては日本側との交流を全面的にサポートしていく所存である。

3. 意見交換

(1) 民事訴訟法改正における研究者の関与の具体的実情

熊谷：公式に全人代で起草するという以外に、研究者から全人代への助言・提言等の実態についてお尋ねしたい。研究者らの建議書第4稿を拝見したが、作成の端緒、経緯、提出、改稿理由等、差し支えない範囲でお聞かせ願いたい。

楊榮新：中国の民事訴訟法改正は今回で3回目になる。1回目は1982年3月に成立し、同年10月に施行された「試行」の法律、2回目は1991年4月成立同日施行の「民事訴訟法」である。「試行」のときは、17人の起草チームが設置され、全人代法工委副主任が起草の責任者であり、当時の常務委員会主任が指導者であった。全人代法工委は後半になって関与し始めた。当時は、法工委は発足直後で体制が整備されていなかったこともある。2回目は、かなり違う形を取った。1回目は幹部、最高人民法院、学者、研究所が中心になって起草したが、2回目は、法制委員会（現法制工作委员会）が起草の取りまとめをしており、学者、裁判官らを座談会に招いて起草を進めた。私は、1、2回目とも参加した。

3回目である今回の改正については、民事訴訟法から民事執行法が単行法化される可能性が高いと思う。民事執行法については、97年の日本の民事執行法改正に注目している。全人代は、どこの機関にも起草を依頼していない。学者・関係者は自主的にチームを作って建議稿の形で意見を発表している。江偉教授がリーダーシップを取って建議稿をまとめた。私の下でも同様に建議稿を作成した。民事執行については、中国には、現在2種類の建議稿が存在している。一つは最高裁の執行弁公室作成で、現在200条余のもので、第4稿の段階。もう一つは私が率いるチーム作成で、中華人民共和国強制執行法の建議稿で、現在第12稿⁴、352条のものである。強制執行法を単行法化することは、学会・実務界ではかなり成熟化している。今回の民事訴訟法改正の道程はかなり高いと思っているので、日本の同業者の協力は重要である。また、政法大学では、長年九州大学名誉教授の吉村教授と交流があり、中日民事訴訟法比較研究を継続しており、中国側の原稿は既に揃っており、出版目前の状況にある。この資料も法改正にあたり、有用であ

⁴ 第11稿は入手済み。

ると思う。

田中：吉村名誉教授は当部でもお世話になっており、伝言を依頼されている。日本側原稿もほぼ揃っており、できるだけ早く出版したいとのことである。本プロジェクトでも是非参照させていただきたいと考えている。

(2) 民事執行部分の部分改正について

北村：民事執行と再審についての部分改正を急いでおり、その後全面改正の予定と聞いている。執行について先生方が最も改正すべきと考えている項目はどのようなものか。

湯：執行について最も重要な問題は、「執行乱」（執行が非常に困難で乱れていること）である。その原因として、2点問題がある。①執行体制の問題、すなわち、最高裁の執行権限が合理的であるかどうか。②執行妨害対策の整備、すなわち、執行の妨害を排除して実効性を確保し、執行できるようにすることが重要。社会の誠実信義を保つためには、この2点を克服し、執行力を強化する必要がある。そのためには、強制執行法の整備が重要であると考えている。

肖：民事執行法改正・単行法化は、学界・実務界共通のコンセンサスとなっている。全人代から最高人民法院に依頼し、最高人民法院は既に第4稿まで完成しており、2004年、全人代は機動的立法計画（立法計画の候補リスト）に載せていたが、物権法が優先されたため先延ばしにされていた。現行民訴法には執行関係の条文がわずか30条余しかなく、年間230万件の執行事件を処理しなければならない現在、改正が喫緊の課題であることは容易にお察しいただけると思う。最高人民法院は、執行実務につき、1991年以来、数十件の司法解釈を発出してきた。1998年、人民法院は執行業務に関する若干規定137条を発出した。2004年、さらに差し押さえ、競売等に関する司法解釈を2件発出した。これらの司法解釈の数は、民訴法の条文を遙かに上回っている。民事強制執行に関する司法解釈では、債権者保護のため、債務者の権利の制限を多く定めているが、司法解釈で人民の権利を制限するのは、立法法に照らし正当性が研究者・理論界では疑問視されている。したがって、民事執行について法案を作成するにあたり、慎重な検討が必要である。

楊榮新：補足する。現行民訴法は270条で、執行に関する規定は30条余であり、簡略である。これは、私が起草した。当時、もっとたくさん書きたかったが制限されて削除させられ、このような簡略な規定となってしまった。実務にはもはや適合しない。したがって、民事執行法の制定は急務である。この経験があるので、私のチームが作成している建議稿（第12稿）では、353条の詳細な原案を作成し、全人代法制工作委员会に提出している。最終的に削除されるのが予想されるので、削除に耐え得るように詳細なものを作成した。全人代法工委に提出したものについては、座談会で意見交換が行われる。

佐藤：全人代への提出後、どのような形で意見交換をするのか。逐条的に検討するのか。

楊榮新：当該建議稿についての座談会ではなく、多方面からの建議稿の提出・意見書等を参考にして法工委が作成した草案について座談会をして意見を交換する。

吉澤：執行体制について問題があるということだが、詳しく説明してほしい。

湯：執行に関する力不足がある。執行権限が弱い。中国では、裁判所が執行を担当し、裁判と執行が一体化しているが、裁判と執行を分離し、独立した執行機関を設けようという考えが出ている。その場合、裁決権・執行権限の分離が問題となる。というのも、例えば、追加執行がある場合、執行機関に独立した裁決権を認めると、手続保障上問題があ

るからである。また、裁判所の裁判権と執行機関の執行実施権との間に衝突が起きている事例もある。我々が困っているのは、裁判所が執行裁決権を有しているが、執行実施権を有すべきか否かである。理論的には、執行実施権を独立した執行機関に与えることを検討しているが、問題がある。また、執行権の行使が分散化している。行政機関関係では、裁判所・行政機関がそれぞれ執行することがある。刑事は公安が執行し、民事は裁判所が実施するという形でバラバラである。

吉澤：日本でも民事執行と刑事執行とは分離している。また、日本では民事執行については裁判所が、執行官制度もあるが、最初から最後まで所管している。執行権限を裁判所から独立させるべきだという意見の理由がよくわからなかったので補足説明願いたい。

湯：独立させるべきだというのは多数意見というわけではない。裁判所の役割・権限を裁判に純化することにより、裁判権の強化に繋がると考えるからである。

執行権には、執行命令権・裁決権・実施権の3種類がある。狭義の執行権は、執行実施権であり、これは行政行為に近く、このような活動を裁判所が行うことは、裁判所の裁決権と矛盾することがあり得る。その結果、裁判所において裁判と執行の負担が加重になりつつあり、裁判官はどうしても裁判の方に努力を傾聴しがちで、執行が疎かになりがちになる。執行実施権を分離させることにより、裁判所の負担を軽減することが可能になると考えている。税関総署が執行を独立させたように、執行担当部局を独立させるということを考えている。独立した執行担当部局は最高人民法院に付属する機関とする案と、国务院に付属する機関とする案の2つがある。

北村：日本の民事訴訟では、執行については裁判所が責任を負うとされている。しかし、権利の存否を判断する裁判手続と執行手続とは明確に区別されており、したがって、執行場面で権利の存否について執行官が実体的な判断をすることはなく、判決に従い、粛々と執行をすることができる。日本でも裁判官の負担は重いが、そのために執行が遅れるということはない。また、執行について裁判所から独立した機関を設置しようという議論は全くない。

楊榮新：湯教授の意見は少数意見である。というのも、執行体制を独立化させるのは中国の実情と合わない。中国では行政組織・機構の簡素化を図ることにあり、新規な独立機関を設けるのは傾向に合わない。既存の組織である裁判所内の執行局を強化することにより執行力を強化するのが多数意見である。最高人民法院以外の各法院には執行局を設置している。執行局は、過去の執行庭とは異なる。

田中：民事執行に関し、カンボジアへの支援の経験から、比較法的な話をすると、独立した執行機関型としてはフランスの執行吏の制度がある。フランスの執行吏は民間の独立した弁護士のような存在である。メリットは執行吏の給料を国が負担しなくてよいこと(だから執行吏の数を増やせる)、デメリットは国の指導監督が行いにくいことである。日本では裁判所の特殊な職員として執行官がおり、給料は歩合制であるため、国の給料負担のデメリットはない上、裁判所職員として裁判官の指導監督を行うことができる。民事執行は人権侵害の恐れもあるので、裁判所による指導監督は必須であり、他方、警察の助力を得なければ実効性が担保されないなど、実務的な観点が必要である。

(昼食休憩)

(3) 再審について

王：今回の民訴法の改正は執行と再審から始まるが、将来的には全面改正にわたるので、こちらの点でも今日話し合う必要があると思う。

王：民事訴訟法について、過去には私も様子を見ていたが、とうとう改正の日程に上り、実務との乖離が大きくなり、改正が急がれるようになった。1991年民訴法は民事執行についてはわずか30条しかなく、多くの司法解釈があるが曖昧であり、執行法としての画一性に欠ける。執行は、実務上は、30条の条文と司法解釈と各裁判所の取り組みの3つで何とかしてきたが、より体系化・規範化を図る必要がある。また、大きな問題は、実務界（法院）と学界との情報の非対称性があることである。実務界の問題意識は学界では入手し難い。さらに、学者の中で強制執行を研究している学者は少ない。楊教授は稀少な学者の一人である。大陸法系の類似の法体系を有する国との意見交換は非常に重要で、日本の支援にも期待している。強制執行制度の中には担保、分配、不動産登記などの項目があるが、現在の最高人民法院の民事執行に関する司法解釈は、重複・矛盾が多く、制度として整備されていない。例えば、日本の強制執行の制度の中には、不良未執行者のブラック・リストを作る実務例もある。最高人民法院の執行局と協力して他ドナーの資金を得てブラック・リストについての調査・実証研究を今年から開始する。立法に間に合うかは不明だが、作りをしたいと考えている。

王：再審について、今回全面的改正は不可能であり、保守的なものになると考える。1回で完全なものになるとも思えない。強制執行については体系化し単行法化するが、日本側の対中協力は、執行については有効であろうが、再審について大きな貢献をすることは困難であろう。学者の中には、ドイツ法の導入を主張する学者もいるが、個人的には賛同できない。日本の協力は長期的なものを期待している。今回の緊急的な手当てである再審については、日本の貢献は少ないであろう。

陳：再審は重要な内容の一つである。学界には2つの意見がある。①既存の規定は広範過ぎる。緩やかな条件のため、再審が多すぎる。その結果、判決の権威・終局性が損なわれる。日本法・ドイツ法の経験を採用入れ、再審条件を厳格化し、再審数を減少させるべきだという意見が学界に少なくない。具体的には、現在の再審要件を抽象的な現行規定からより具体的にすべきであるとしている。例えば、「法律適用の誤り」、「事実誤認」の両者とも再審対象となり得るが、学者の多くは、このような抽象的な規定ではなく、より具体的な再審要件を規定すべきとしている。事実誤認は再審事由とすべきではないが、事実の偽造は再審事由となり得る、などである。学界の主要関心事は再審事由にある。②再審の審理制度が現行民訴法には規定されていない。当事者は再審申立をする権限はあるが、必ずしも再審が受理されるには至らない。学界には、裁判所・裁判官の裁量が大きすぎるという意見がある。

田中：全人代から三審制は将来の全面改正時の検討可能性のある課題の一つであると聞いている。しかし、日本では民事訴訟の再審は極めて稀であり、争いがあれば最高裁まで上告し、そこで確定すれば再審申立はしないのが普通である。再審の問題は、三審制の導入の可否と分離して議論するのは現実的ではないように思えるがどうか。

王：再審について改正しても保守的な問題があるというのは、三審制をどうするかという抜本的な問題と関わる。また、日本やドイツは、監督手続ではなく当事者のイニシアチブ

で再審が行われる。多くの学者は、監督手続としての再審を廃止すべきだと主張している。また、検察院による監督としての再審申立を強化すべきという意見と廃止すべきという2つの意見がある。個人的には、検察院の再審権限の取消は、権力構造に鑑み、非現実的であると考えている。なお、立法当局の方向について学者が変えられないということも問題である。

楊榮新：今回の民事訴訟法の改正については、物権法の改正の遅延（2006年3月予定が2007年3月になった）が影響し、2007年3月に予定されていたものが遅れた。今回の部分改正は、民事執行と再審の実務上の喫緊の問題点に応急的に対処するため20条程度の条文の改正を行う予定である。その後全面的な改正に入る。今回の改正案は既にできており、10条程度が執行に関連し、6条程度が再審に関連し、その他の条文が1条である。これが6月25日に全人代常務委員会に提出される。したがって、我々の協力は長期的な見地に立ち、将来の全面改正に向けたものにすべきである。今回の部分改正の条文は既にもう準備されているからである。

（4）執行・再審以外の論点について

劉：今日の会議の目的について、JICAの調査団の調査項目とこれまでの協議内容が一致していないと思える。JICAの調査目的は今後の5年間の民事訴訟法・仲裁法の改正に主眼を置いているはず。今日は執行と再審に話題が集中しているが、執行と再審についてはやれることが限られている。熊谷団長の当初の質問に戻る。中国の学者の立法への関与について、本日出席している各先生方は濃淡はあれ立法に関与している。学者の見地から民訴法改正についての方向性を述べると、まず、中国の民事訴訟法は既に社会の発展に追いついていない。国際社会の発展にも照らし、1990年代以降の諸外国の民事訴訟法の改正状況に鑑み、中国の民事訴訟法も改正の必要性が高い。しかし、改正のための理論的準備が不足している。立法の概念、立法技術、制度内容の認識等に不十分な面が多い。国益の観点のみならず、外部の友好国との関係も考慮して検討すべきである。さらに、民訴法は、社会化、民主化、科学化、国際化を目指して改正する必要がある。

劉：執行・再審についても、全面改正の中でも取り上げられることになろうから、5年間の協力の中で議論したい。

楊榮新：先ほど全人代法制工作委员会民法室の扈紀華副主任から電話を受けた。内容は、今日の午前中に開催された常務委員会の会議で、6月の民訴法の部分改正について話し合わせ、今年3月の全人代では民訴法改正につき、多くの議案が提出されていたところ、うち57件が執行と再審関係だったため、直ちに改正案を提出する必要がある。それを最高人民法院に委ねて改正案を作らせている。それから体系的な改正を行う予定である。人数は不正確だが、3名の専門家にすぐ電話で知らせなければならない。なぜなら、今回の改正案については、主要な専門家に事前に根回しする時間が十分なかったから、お詫びの電話をしなければならないからである。彼女からは、今後の全面改正にあたっては、是非今までどおり楊先生のご指導を受けたいのでよろしくお願ひします、という電話であった。なお、6月下旬には全人代常務委員会で改正案を審議するとのこと。

田中：今後の支援計画を策定するにあたり、民訴法改正のどの点から始めるべきと考えるか。職権主義から当事者主義へ、というのが全体の方向性だと考えるが、弁論主義とか証拠制度とか、どのような切り口で検討するか。

楊榮新：まず最初の数年間は、改正案作りに集中すべきであろう。前回の民訴法も2年半で起草し、さらに2年半試行し、合計5年間かかった。体系的な改正をするにあたっては、民訴法のどの部分から改正すべきかを体系的に考えるべきである。中国の民訴法は訴訟本体のみならず、民事手続法も多く含んでいる。改正の大枠を決める必要がある。既に決まっているのは、破産法を民訴法から独立させ、単行法化させることであり、破産法が成立済みである。これにより第19章は削除される。また、海事訴訟についても単行法化することが決定した。証拠について、単独の証拠法（民事訴訟証拠法）を制定しようという意見もある。個人的には、証拠制度は民事訴訟の核となる部分であるから、安易に独立させるのは賛成し難い。また、民事・刑事・行政各訴訟法にそれぞれ証拠法部分があるが、それを統一すべきか否かは検討課題である。証拠に関する条文は民訴法に残した上で、より詳細に規定すべきであると考えている。ただ、民事執行については、10年前から、理論的にも司法実務から考えても単行法化して「強制執行法」とすべきであると主張してきた。10年前は時期尚早であったが、今は可能ではないかと考えている。名称については、行政訴訟を含め、刑事以外は民事・行政・仲裁・公証等に関するすべての「強制執行」を規律する法律であるので、「民事」という言葉は取るのが適当である。民事訴訟法改正に関する建議稿も作成しているが、強制執行は建議稿に含めていない。

熊谷：今般の民事執行改正につき、先生方は、建議稿は提出済みとのことであったが、意見交換のための座談会に招かれたりはしていないのか。

楊榮新：招かれていない。

佐藤：全人代は、全面改正の主要項目として、少額訴訟、簡易手続、公益訴訟、証拠制度、審級制度の5項目を列挙していた。先生方から見てそれ以外の重点検討項目があれば教示願いたい。

劉：執行、再審も引き続き主要なテーマとなるが、他に、①医療、環境、会社関係訴訟等の専門的な訴訟への対応、②口頭弁論前の準備手続、③ADRについて、少額訴訟、簡易手続との関係を整理し、司法手続きにおける調停を活用することなども考えたい。

楊榮新：個別テーマだけではなく、全面的・体系的・システムの改正が必要と考えている。1991年改正では、①地方保護主義の克服、②執行難、③起訴難の3問題の解決が課題であった。しかし、結果的にはこの3問題から完全に逸れてしまった。地方保護主義の克服は、民訴法改正で解決できる問題ではなく、社会背景と密接に関連しているからである。執行難・起訴難も、他の問題と関連し合っているため、個別の解決は困難であった。あくまでも体系的にシステム全体の見直しを含む解決が必要である。

劉：私たちは4月22日、上海で民訴学会を開催した。管轄と司法アクセスの2点が問題となっていた。中国では、不受理の問題が大きい。

陳：将来の全面改正では、体系的な改正であるべきである。もしテーマを決めるというなら、現行民訴法の全章につき改正が必要と考える。例えば当事者の規定一つとっても原告・被告の範囲が不明確で、これが執行の困難さをもたらす一因となっている。また、管轄についても問題である。管轄の規定は現行法上不十分であり、提訴先に迷う。日本には民事保全法があるが、中国には保全の規定は数条しかなく、実務が困難である。起訴の条件についてだが、裁判所の不受理が多い。起訴条件が適正に定められていないからである。それが起訴難をもたらしている。さらに、中国民事訴訟法の特徴として強制措置

があるが、世界的に稀である。裁判官が当事者に処罰を与える権限を与えるもので、不合理な制度であると考え。このように、全面改正支援は、体系的なものであるべきであり、個別の主要テーマがあるかのような言い方は誤解を招くと思う。民訴法に関する問題は余りにも多いので、全人代が3から5年かけて全面改正しようという態度であるのは正しいと思う。

張：日本の民訴法をよく研究してきたので、日本の民訴法の中で中国にとって参考になる部分を提言していきたい。当事者の問題一つとっても語りきれないほどである。

田中：体系的な議論が必要であるという意見に賛成である。

(5) 日本の学者について

北村：皆様がよくご存じ・ご懇意の日本の学者はどなたか。竹下、上原、伊藤真、谷口安平、吉村徳重の各先生については既に聞いたが。

陳：著書・論文の翻訳が知られているのはもっと多い。

劉、王：三ヶ月、小島武、新藤、高橋宏志、山本克美、山本和彦、松下淳一、河野、川島の各先生。また、民訴法以外（法社会学、中国法制史等）では、鈴木賢、棚瀬先生、高見澤磨の各先生。

陳：王、劉先生らは、日本の留学生であり、日本からの知見を紹介してもらった。近時はヨーロッパからの留学から帰国した者も多い。しかし、日本法は、法体系、社会背景が共通しており、参考にしやすいと感じている。

2-16. 中国人民大学の見学

日時：2007年6月18日 午後4時10分から午後4時40分まで

場所：中国人民大学法学院

楊東氏が法学院内を案内してくれた。

1. 大学の建物

各学部ごとに8階建てくらいの大きな棟がある。法学部「明德法学楼」も中国でも最大規模の学部とのことで高校1個分くらいの大きさがあり、新しく機能的な建物である。6階には大会議室と模擬法廷（日本の司法研修所のものに類似）がある。

2. 図書室

4階と5階があり、諸外国の法律雑誌・書籍多数を含む大規模な法律図書館である。ネクサス・レクサスにアクセスできるネット閲覧室もある。西原春夫教授の寄贈による日本法の図書室が1室あるが、新しい日本の法律図書がないので、新規に設立された日本法研究センターの予算で今年から新たに日本の法律図書・雑誌を購入する予定である。

3. 学生の様子

非常に真面目に勉強している様子が印象的であった。また、丁度卒業式があったらしく、法学楼前正面玄関の階段において、アメリカのような黒いローブと独特の帽子を着用した学生らが記念撮影していた。

2-17. 全人代との協議議事録

日時：2007年6月19日 午前9時00分から午後4時30分まで

場所：全人代法制工作委员会とのM/M署名日

出席者：中国側 高志新 全人代常務委法制工作委员会弁公室主任

扈紀華 法工委民法室副主任、李処長、王弁公室外務担当

日本側 熊谷、佐藤、田中、北村、吉澤（12:20まで）、植田（通訳）、小島、陸

高主任からの挨拶

前回の協議結果については副主任から報告を聞いており、双方で既に合意に達していると考えて満足している。

法工委としては外国の協力を必要としている。

法工委の業務について補足して説明したい。というのも、我々の業務の内容を理解していただいて初めてこの協力の意義がわかると思うからである。

同席者紹介。

法工委の業務は、以下のとおりである。

- ① 委員長会議の指示を受け、基本法の法案を起草することである。すなわち、刑法、民法、訴訟法等である。
- ② すべての全人代に提出される法案につき、各方面の意見を聴取すること。中央各部門、地方各部門、法学研究者等から意見を聴取する。これらの意見を踏まえて法案を検討し直す。法案提出の最終的な責任は法工委にある。
- ③ 全人代で審議するすべての法案につき、同法案に関連するすべての資料を提出すること。外国の関連法律も提出しなければならず、アメリカ、日本、ドイツの関連法律は必ず提出が義務づけられている。
- ④ 5年ごとの立法計画、毎年の立法計画の策定。
- ⑤ 法規、司法解釈の審査。
- ⑥ 法令・司法解釈が矛盾抵触する場合の審査。審査には、能動的な審査と受動的な審査の2種類がある。何らかの要請を受けて審査を始める場合と、法工委の記録に基づき法工委が自ら審査する場合。
- ⑦ 法律の集積・編纂：中国語版と英語版の両方。社会には他種類の出版物があるが、我々の発行するものが最も権威がある。
- ⑧ 法律の宣伝、広報、地方の幹部に対する研修。

このように、法工委は、立法の全過程に携わり、唯一携わらないのは、審議の議決だけである。したがって、諸外国の同業者である立法関係者との交流が必要であり、希望している。JICAからの立法に関する協力を切に希望する。また、皆さんが立法協力のパートナーとして我々を選んだことは適切であったと考える。

質問があればいつでもどうぞ。

前回の扈紀華副主任との協議の議事録を拝読した。問題ないと思っている。

民事訴訟法・仲裁法整備というプロジェクト名もなかなかよいと思っている。

民事訴訟法は非常に重要な法律である。時間の推移とともに改正の必要性が高まってきている。

今月下旬の常務委員会では執行と再審についての部分改正の審議することに決まっている。
しかし、民事訴訟法は非常に重要であるので、この全面改正は一大プロジェクトである。我々は大量の調査研究、外国と国内の調査を行った上で全面改正を行う予定である。

仲裁法も市場経済化の進展とともに、行政では解決できなくなっており、重要性を増しつつある。

したがって、法工委としては、民事訴訟法・仲裁法を中心にJICAと協力し、これが成功すれば、協力分野を拡大したいと考えている。

協議議事録を拝見したところ、日本国内向けの報告書作成のための協議が多かった印象を受けた。そこで、幾つか質問したい。

- ① 協力期間について 3年より5年の方が適切だと思う。延長手続が煩瑣であろう。JICAでも煩瑣かもしれないが、我々の内部の手続が非常に煩瑣なのである。是非再検討を願いたい。
- ② 仲裁法について 仲裁法は法工委で起草され、全人代で採択される法案である。今回は、法工委と国務院と共同で完成させる責務を負っている。したがって、M/Mの表現を修正していただきたいが、「国務院で起草され」とあるが、「全人代と国務院とで共同で仲裁法の改正法案を起草し」修正していただきたい。というのも、仲裁法案は、元々は法工委が起草し始めたものだからである。

我が国の原則は、起草責任の最終責任者（法工委）が起草担当者だからであり、仲裁法案も我々が起草し始めたものだからである。起草機関が将来どうなるか変化する可能性がある。長期専門家について派遣には反対しないが、オフィスは提供し難い。今、オフィスはない。将来的に我々オフィスが拡張しても長期専門家に1部屋を提供するのは困難である。長期専門家の任務は、調整連絡が重要である。JICA中国事務所が調整連絡業務を負えば、長期専門家は不要ではないか。

③ その他 文言上の問題

1頁目 「破産法」は既に採択済みなので削除。

「散見」は、用語として不適切。「見られる」とすべき。

M/Mとして署名するのであれば、もっと簡潔なものにすべきでは。ご提示のM/M案の内容は、全体としては上記①～③の問題点を除いては概ね良いと思うが、署名するにはもっと詳細な検討が必要と思う。

扈紀華副主任からの補足

当初、日本国内向け報告書と理解して検討していたので、あまり問題はないと思っていた。しかし、双方で署名するのであれば、こちらの意見をもっと反映した内容に変更していただく必要があると思う。高主任が申し上げた問題点があるからである。

我々としては、できるだけ早急に協議を終えて合意に達し、具体的な協力を開始したい。

熊谷団長回答

(1) 用語の修文はご指示どおり訂正する。

(2) 協力期間について 3年間では手続が煩瑣であるというのは理解している。しかし、5年間とするには、「起草には5年間かかる」ということを中国側から明言していただかなければ国内のボードが承認してくれないのである。しかも、法工委側がこのような明言はし難いこ

とも理解している。法案審議が、政治的理由で変動する可能性があることが通常だからである。そういう意味では「3年」も承認を得られるかどうか不安がある。万一審議が2年で終わるとJICA内部としては困るからである。

JICAとしては、5年で決めて短縮するよりは3年にしておいて延長の方が手続は簡略である。

高主任：日本側の事情は理解した。とりあえず3年、必要に応じ5年に延長、という表現にする必要性はよくわかった。

また、これがうまくいけば、他の民事立法についても協力していきたい。

熊谷：そのように言っていただき、非常に光栄である。ただ、その他の協力については、新プロジェクトとして科技委を通じて採択手続をする必要がある。

高主任：理解した。

(3) 仲裁法について

2頁目2段落目の「仲裁法については、」及び同頁下から5行目の同様の部分は、ご指摘のとおり修文する。

仲裁法の起草責任者は扈紀華副主任か。

高主任：「民法室の責任者」というのが適切。

(4) 長期専門家のオフィスについて

長期専門家が民法室のオフィスに常駐するのが難しいというご趣旨か。

高主任：その通り。外国人が我々の職場に常駐するのはあり得ない。

熊谷：了解した。しかし、長期専門家の役割は、連絡調整のみではないので、法律専門家を派遣したいと考えている。法律の協力についてのこれまでの経験では、言葉一つで重要な意味が変わってしまう。日中相互の意見交換を調整するには、非法律家では適切・正確な活動はできない。したがって、「日本側投入」欄の長期専門家の役割も、「法律／業務調整」と変更することを提案したい。また、これまで法律専門家を長期専門家として派遣してきたが、1人の法律家が何もかも理解しているということはありません。国内の助言チームと協力しながら当該国にとって最も必要・適切な助言活動をしてきた。長期専門家としてこのような役割を果たす者の必要性についてどうお考えか。

扈副主任：確かにそのような専門家がいたら、随時の意思疎通に役立つと思う。しかし、それは、日本側の活動形態の問題であり、そのために我々がオフィスの提供等の負担を負うのは問題である。

熊谷：我々の利便のためだけではない。中国側のためでもある。オフィスが出せないことは了解した。

扈副主任：専門家を派遣するかどうかは日本側が決めることであり、協力には確かに必要であろう。専門家がいたほうが有益ではある。しかし、専門家に対するインプットはJICA内部の問題ではないのか。民法室が専門家に対して何を必要とするのかわからない。

熊谷：オフィスを提供して頂けないことは了解したので要求しない。ただし、調査団としては、長期専門家の必要性の高さは実感しているので、帰国後国内で派遣方法を協議したい。

高主任：長期専門家の派遣期間は？

熊谷：派遣期間1年以上を長期専門家と呼んでいる。3年のプロジェクトであれば、1～2名の可能性がある。例えば、長期専門家が民法室の皆様と協議するため、定期的ないし随時訪問するにあたり、来訪したときは使用してもよい机をご用意頂くことは可能か。

高主任：臨時の机を用意することも難しい。来訪の予定があれば準備は可能であるが、常設するのは困難である。

熊谷：長期専門がいなければプロジェクトの実施は困難である。というのも、中国側の社会背景をも踏まえて橋渡しをする人物がいなければ有効な協力はできないからである。

高主任：長期専門家派遣は反対しないが、オフィスは提供できない。

熊谷：長期専門家派遣は、中国側の要請に基づいて行うことになっている。プロジェクト自体が要請主義だからである。プロジェクトの合意書には、長期専門家の免責事項が含まれている。例えば、重大な事故が発生したときに専門家が免責されるとか専門家が日本から輸入する機材・資料につき免税にしてもらう、という事項である。したがって、専門家につき中国側が関知しないというのではプロジェクトは困難である。企業法プロジェクトも同様の免責の合意を締結している（企業法プロジェクトの免責合意書を示す）。科技部を通して全プロジェクトで同様の合意書を締結しているので、ご理解願いたい。また、これは、JICAのみならず、他のどのドナーも同様の合意を締結しているはずである。

高主任：これが国際慣例であれば、従う。日本側との協力は初めてであるが、他国とで経験はある（扈紀華副主任がチェック）。

熊谷：オフィスについては検討する。中国関係のJICAプロジェクトでオフィスの提供を受けていない専門家が1人だけいるので、例外が認められるか否か検討したい。

扈副主任：ご理解いただきたい。費用の問題ではなく、大学等の民間機関と異なり、国家機関特有の問題があるからである。解放軍は、国家機関内に外国人がオフィスを有して出入りすることは許さない。

熊谷：確認だが、専門家のために全人代が費用を負担して別途オフィスを借りるということも難しいのか。

高主任：これは、国家間の取り決めである。ドイツとの協定でも中国側は提供できなかったのので、GTZは自らオフィスを探し、プロジェクト予算の中からオフィス代を支出した。GTZの専門家については、初年度は中国側は何も提供できなかったが、3年目には財政部との継続交渉の結果、家賃の一部を負担することが可能となった。したがって、すべての支出は財政部の許可が必要であるから、法工委として財政部に申請してみるということで了解願いたい。

熊谷：了解した。

では、高主任からのご質問にはこれで回答した。

次に、当方からの補足質問をしたい。

仲裁法の起草責任者について、「民法室」とするのはやや問題がある。

別添4頁目のProject Director, Project Managerの氏名を特定する必要があるからである。Project Managerには、民訴法・仲裁法両法の起草責任者の氏名を入れるのが適切である。これを扈副主任とすればよいのかと考えていた。

扈副主任：では、Project Directorは高主任で、Project Managerは扈副主任で問題ない。本プロジェクトを民訴法と仲裁法の2つのサブ・プロジェクトに分ける場合、仲裁法の対外的な責任者が私であることは変わらないからである。民法室内部具体的に誰かが担当したとしても、私に対外的責任者だからである。

熊谷：パブリック・コメントはどのように行われるのか。

扈副主任：パブリック・コメントを取るか否か、いつ取るかは委員長会議で決定するので、私には予測不能である。パブリック・コメントではない、有識者等からの意見聴取の座談会は私の権限で随時開催可能である。

熊谷：そのような座談会に長期専門家が参加することは可能か。毎回出なくてもよいが。理由は、そこでの議論をも踏まえつつ情報提供する必要があると考えているからである。

高主任：座談会等に外国人の長期専門家が直接参加するのは困難である。座談会等も法工委の会議の一環だからである。ただ、法工委から、会議の結果について長期専門家に報告することは可能である。

熊谷：了解した。では、以下の方法を採用したい。

日本人長期専門家が独自に有識者や、裁判官・仲裁人を集めてセミナーを開催し（プロジェクト経費で）、専門家が理解した問題点等を民法室にフィードバックする、可能であれば民法室の方々もセミナーに参加していただく、ということは可能か。

高主任：開催の主権者名義はどうするのか。

熊谷：まだ決めていないが、名義については法工委とご相談の上、問題のない名義にしたい。本調査団は、各機関と種々面談したが、プロジェクトを立案計画する上で非常に有用であったと考えているので、長期専門家もこのような活動を継続したいからである。有用な理由の一つとして、中国には日本に留学して民事訴訟法を学んだ研究者も少なくなく、彼らの知見を活用するのはプロジェクトを効率化し、より有効なものにするのに必要と考えている。

高主任：しかし、例えば、長期専門家が、長期専門家名義で、最高人民法院にセミナー参加要請をしたとしても不審に思われるだろう。法工委が各機関の意見を聞いているのであるから、日本の専門家が別途意見を聴取するのは二度手間であり、不便であろう。民事訴訟法改正に関する重要問題について国際セミナーを法工委が主催し（開催費用も全人代が負担し、JICAは日本側出席者の費用のみ負担すればよい）、日本からも専門家を招聘する、という方法のほうが現実的で有用である。

扈副主任：JICAと直接行うセミナーであるから、専門家が自分の名義で活動するには、大義名分がなく、不経済であろう。

高主任：法工委が立法を担当しており、日本人専門家の役割は、日本法の紹介のコンサルティングをしてもらうことであり、中国のことを調査・紹介してもらう必要はない。

熊谷：国際セミナーのようなものは、可能であればよいかもしれないが、日本から大勢の研究者等を中国に派遣するのはなかなか難しいので、JICA-Netセミナーの形式であればやりやすいと考えていた。

高主任：我々が他国と協力する方式には幾つかある。

- ① 外国に視察団を派遣する。
- ② 国際セミナーを数日間開催し、外国の専門家と協議する。

③ 少数の者を外国に派遣する（短期研修）

④ 資料交換

長期専門家の役割として、長期専門家が中国の実情を調査して代わりに起草するようなことは期待していない。法工委がなぜ外国人を送り込むのか不審に思われる。

熊谷：ハード面の協力は求められていないと理解してよいか。

高主任：求めている。あってもなくてもよい。

熊谷：長期専門家が起草しようなどとは全く考えていない。意見聴取したいというのも、全人代の役割を肩代わりするつもりも全くない。各機関にインタビューしたい理由は、中国側から日本法の改正経緯・理由等について質問されたとき、これに答えるにあたり、質問の背景を理解していないと適切な回答ができないので、日本の専門家に対し、中国側の質問をただ単に伝達するのみならず、その社会背景を伝える必要があるからである。

高主任：そのような役割は民法室が行う。

熊谷：いえ、ベトナムやカンボジアの経験でも、社会背景の理解には、必ず相違があり、その分析・日本の専門家への伝達には非常に苦労してきたので、絶対必要である。長期専門家は、関係各機関の「意見を聞く」というのは、スパイ活動をしているような誤解を受けたくないのであるが、絶対に必要な作業であることを理解していただきたい。

高主任：我々の協力プロジェクトであるから、長期専門家が理解を深めるためだけとはいえ各機関にインタビューすることは望ましくないと考える。

熊谷：長期専門家が、非常に多忙な民法室の皆さんと頻繁に予約して面談して協議・質疑することは、かえって皆さんに迷惑であろうと思うし、非現実的であると思う。したがって、民法室の皆さん以外のところに聞きに行くという作業は避けられないと思う。名義については、JICA中国事務所の名前でやればよいと思う。長期専門家の活動を説明するためにも、なぜ関係者から意見聴取するのが不適切だとお考えなのか理由をお聞かせ願いたい。

高主任：民訴法の改正は法工委の責任で行う業務である。長期専門家は、日本の法改正の趣旨を説明するのが責務であり、中国のことを説明してもらう必要はない。

また、協力のパートナーとして、長期専門家が中国側の改正意図を聞きたいときは我々に聞けばよい。他に聞く必要はない。長期専門家が最高人民法院にインタビューに行けば、不審に思われる。外国の専門家がそこまでする必要はない。また、長期専門家が個人的に中国の弁護士や学者と意見交換する必要もない。

扈副主任：日本の長期専門家との協力については

① 日本法の改正の趣旨・背景を説明してもらう

② 日本国内の各専門家との連絡調整

③ 中国の問題について必要があれば民法室経由で聞いてもらいたい。外堀から情報を収集するやり方はやめてもらいたい。

高主任：長期専門家が中国の各専門家から意見聴取するのはやめてもらいたい。

熊谷：長期専門家が日本の専門家に質問を投げる場合、日本の専門家は、まず、「その点は中国ではどうなっているのか」と必ず聞かれる。また、日本の学者は、中国人の知人や元留学生もいるので、その点は彼に聞いて、という反応がくる場合も少なくない。ま

た、法律家として、仲裁人や弁護士と食事をしていろいろな実務的な意見を聞くことは避け得ない。

それも禁止されているというのであれば長期専門家は活動不能である。

そのような人的接触や活動を禁止するというご趣旨であろうか。

李処長：今ドイツと協力している例を説明する。

まず、現在の中国の立法の背景をドイツの専門家に説明する。すると、ドイツの専門家が中独比較研究を行う。その上で助言をする。

日本の専門家も同じようにすればよい。

我々が反対しているのは、プロジェクトの名義を借りて単独で活動することである。個人的に活動することは反対しない。

熊谷：日本の専門家は真面目に取り組むので、プロジェクト活動の一環として日中の学者間の勉強会をJICA-Netで行うこともあり得ると思うが、それも禁止されるか。ベトナムやカンボジアではずっとこのようなやり方をしてきたが。

高主任：この問題については、長く協議してきた。意見は以下のとおりである。

① 法工委は法改正を担当している。各機関の意見を徴収する責任を有している。

それは、日本の専門家にもフィードバックして共同研究を行う。

② 協力プロジェクトが開始された後、日本の専門家がプロジェクト名を使って中国の研究者と協議する必要はない。

③ 長期専門家が個人的に学者等と交流しても問題はない。

(5分間休憩)

熊谷：中国側の問題意識はよく理解したので、それは尊重したい。しかし、日本側でバックアップする学者等は、中国側の実情を理解しなければ適切な助言はできないので、JICA事務所の協力をも得ながら勉強会は開催したい。その際、「中国民訴法改正の起草作業について」等という形では開催しない。

高主任：日中両者の理解を深めるためというのであれば、国際セミナーを開催し、法工委ときちんと協議していただくのが重要である。

熊谷：そのようなご提案はありがたいと思う。

高主任：これで、双方の意見は明確になってきたと思う。長期専門家の役割について、このM/M案に書き込むべきではないと思う。

熊谷：了解した。ただし、日本側の専門家が中国の実情について勉強したいとき、JICA-Netを利用して勉強会を開催することはあり得ると思う。これは、全人代の名義を借りるようなものとは異なり、また、中国側の研究者の意見を聞くというものではなく、単に実情や現行法の確認、学界の動向等である。

高主任：問題意識は既にお伝えしたとおりである。プロジェクトを実施しながら具体的に協議していきたい。他に何かあるか。

熊谷：「プロジェクトに関する5項目評価」の説明。

DACの評価5項目で、この種のプロジェクトでは国際的な慣行として評価すべき項目とされているものである。

「妥当性」は、日中双方の観点からプロジェクト実施が妥当か否かを評価するものである。

「有効性」とは、成果を達成することで目標を達成できるか、という観点である。

「効率性」とは、投入により成果が効率的に達成できるか、という観点である。

現時点では、投入額が未定であるので、「要精査」としている。

「インパクト」とは、プロジェクトの直接の成果以外の波及効果のことである。

「自立発展性」とは、プロジェクト終了後自立発展するか、ということである。

通常は、プロジェクトの対象機関の組織・財政面も記載するが、今回は、全人代が対象であるので、そのような点は記載不要であるから、他の観点を記載している。

また、「プロジェクトの基本的枠組み」に記載している内容を一覧表にしたPDMというものを作成する。(企業法プロジェクトのPDMを示しながら)このような形で本プロジェクトについてもPDMを作成することになる。

さらに、次回面談時には、評価指標案も提示する予定であり、その際協議したい。すべてのプロジェクトは、評価しなければならないが、事前にPDMで評価の指標を決めておく必要があるからであり、これの作成には時間がかかるので後日にしたい。

熊谷：M/M署名をどうすべきか。直ちに修正できる点は手元にパソコンとプリンターがあるので直ちに修正する。その他修正点を精査されるか。今日の午後か明日であれば今日の午後のほうが望ましいが。

高主任：では、ここで修正作業し、12時30分に修正版を頂き、一緒に昼食を取ることにしたい。

12:00-12:30 中国側一旦退室、日本側修正作業継続、修正版作成、高主任に提示。

12:30-14:00 高主任主催昼食会（この間に高主任と扨副主任とで修正版チェック）

* 昼食時に聴取した話

- ・高主任・扨副主任は来日経験なし。李処長は一度来日したことあり。
- ・高主任は、独禁法関係でアメリカから帰国したばかりであるが、頻繁にドイツに招かれ、その際、周辺2カ国を訪問してもよいことになっているため、渡欧することが多い。
- ・扨副主任は、頻繁にドイツに招聘されている。その他に訪問したことのある国は、イタリア、デンマーク、イギリス、オーストラリア、アメリカ、カナダ、インドネシア等である。李処長はそれよりも多数国を訪問したことがある。
- ・扨副主任の夫は学者で1年間日本に滞在したことあり。
- ・高主任は、年1回大使館の法務省アタッシェと協議する機会がある。
- ・1984年から日中法律家交流協会⁵の活動により、数年に一度会合がある。

14:00-16:00 高主任から修正版に対する修文点を指摘、熊谷団長が逐次修正

高主任：別添3頁目 「例えば」以後のパラグラフはどういう意味か。

熊谷：初日の協議で例示した内容である。

(扨副主任、他の会議に出席するため退室)

高主任：このパラグラフ自体を削除すべきではないか。必要があれば実施すればよい。外国と協力する場合、例えば独禁法でアメリカと協力する場合、関連する工商局・商務部の者を参加させることはあるからである。

熊谷：趣旨は了解した。削除することに異存はない。これを記載した理由は、C/Pは全人代

⁵ 東京赤坂総合法律事務所に事務局があり、主として弁護士が会員である。

であっても、全人代自身が関係機関と協力しながら仕事をしている組織であると日本側は考えている。したがって、日本側として、全人代との協議において関係機関についてきちんと協議したか否かについて記録に残し、報告する必要があったからである。

高主任：では、「日本側が招聘するとよいと考える人々に」を削除してはどうか。

熊谷：削除でもよいが、選定主体が不明確になる。

高主任：参加させる人材を選定する主体については、「日中双方協議の上」としてはどうか。

熊谷：賛成である。

高主任：「インパクト」のところ（中国語への翻訳の問題。日本語は不変）。

表題の「中華人民共和国」は不要では。

熊谷：中文では不要だが、JICA側としては対中プロジェクトであることがわかる必要がある
ので日本語版では残したい。

高主任：了解。後は誤字・脱字等である（王さんが植田さんに逐次指摘。高主任は一時退出。）。

王：「常務委」は省略すべきではない。

別添1「プロジェクトの背景」で、「困難化」、「法と実務の乖離」等は要修文。

（以下、用語の修文作業を終えると、王氏がチェック後、李処長がチェックし、高主任を呼び戻し、高主任がチェック）

高主任：「研修」は不適切なので「視察」にならないか。

陸：ビザ取得手続等が変わってくるので「研修」のスキームは維持する必要がある。

田中：「研修」は、JICAの技術協力の法律上の用語であり、変更は困難である。JICAは、法律上、技術協力の方法として、「専門家派遣」、「研修員受入」、「機材供与」等の限られた方法しか列挙されておらず、いかなる高位の高官の視察的な訪日も「研修」の用語で対応しているので、ご理解いただきたい。当部は、研修受入実施機関として、可能な範囲で処遇を変えるなどの努力はしている。

高主任：了解した。「研修」で構わない。

（最終訂正版印刷、相互に確認）

→ M/M署名。

高主任：本日は、お疲れ様でした。本プロジェクトの成功を祈念する。北京で再会できることを楽しみにしている。

熊谷：長時間ありがとうございました。

田中：是非日本にもお越しいただきたい。

高主任：今年は無理だと思うが、来年は是非訪日したい。

（団長と高主任で握手）

以上

2-18. 在中国日本大使館との面談議事録

日 時：2007年6月20日 午前9時00分から午後9時40分まで

場 所：在中国日本大使館会議室

出席者：二等書記官鎌倉正和（裁判官）、調査団員（吉澤団員を除く）

1. 調査結果に関する概要報告（団長）

- (1) 「立法交流プロジェクト(仮称)事前評価調査団報告」に基づき結果の報告。
- (2) 大使館から中国の研究者を紹介いただいたことを含め、大使館の調査への協力に対して謝意。
- (3) 情報を提供するだけにならないような枠組み（長期専門家による情報収集、国内助言体制の構築）が重要と認識。
- (4) 今後とも大使館の協力をお願いしたい。

2. 大使館のコメント（鎌倉書記官）

- (1) プロジェクトの重要性は認識。大使館としても協力したい。
- (2) 長期専門家の役割・必要性について、中国には日本への留学経験を有する研究者も多いので、「中国の実情を把握して日本にわかりやすく伝える」というだけでは（それだけなら上記の研究者でも可能なので）、十分に説得的ではない。日本での実務経験を踏まえて問題点を把握できること、が重要だろう。
- (3) 長期専門家の資質はプロジェクトの成否に大きく影響すると思われるので選定は慎重に行ってほしい。

以上

2-19. 在中国日本大使館 香川公使との面談議事録

日 時：2007年6月20日 午前9時45分から午前10時00分まで

場 所：在中国日本大使館経済部長室

出席者：日本国大使館経済部長 香川剛廣公使、鎌倉正和二等書記官、調査団員（吉澤団員を除く）

1. 調査結果に関する概要報告（団長）

- (1) 「立法交流プロジェクト(仮称)事前評価調査団報告」に基づき結果の報告。
- (2) 大使館から調査に協力いただいたことへの謝意。
- (3) プロジェクトへの大使館の協力をお願いしたい。

2. 大使館のコメント（香川公使）

- (1) プロジェクトの重要性は認識。日本企業の経済活動にとっても重要。
- (2) 大使館としても協力したい。

2-20. JICA中国事務所との面談議事録

日 時：2007年6月20日 午前11時00分から午前11時30分まで

場 所：JICA中国事務所所長室

出席者：JICA中国事務所 古賀重成所長、同渡辺雅人次長、同小島元所員、同陸文権所員、調査
団員（吉澤団員を除く。）

1. 調査結果に関する概要報告（団長）

- (1) 「立法交流プロジェクト(仮称)事前評価調査団報告」に基づき結果の報告。
- (2) 期間は3年とし、進捗を見ながら延長を検討することとしたい。
- (3) 運用面の支援は、今回のプロジェクトでは対象に入れないが、進捗を見ながら検討したい。
また、中国側からは「このプロジェクトがうまくいけば他の法律も」との発言もあった。
- (4) 長期専門家による情報収集について全人代は非常にネガティブだったので、工夫が必要である。

2. JICA事務所のコメント（古賀所長）

- (1) 期間を3年とした点及び運用面は含まないこととした点を含め、調査結果は妥当と思われる。
- (2) 今後も本部と事務所との連携を密にして進めたい。

3. 事前調査団M/M

中華人民共和国立法交流プロジェクト（仮称）に関する 日本側事前評価調査団と全国人民代表大会常務委員会法制工作委员会との 協議議事録

独立行政法人国際協力機構（以下、「JICA」という。）により組織された、JICA 社会開発部ガバナンスチーム長熊谷晃子を団長とする「立法交流プロジェクト（仮称）」（以下、「プロジェクト」という。）事前評価調査団（以下、調査団という。）は、2007年6月10日から6月20日までの期間、中華人民共和国全国人民代表大会常務委員会法制工作委员会（以下、全人代法工委という。）及び関係部局と、プロジェクトの基本計画等について、一連の協議を行い、日中双方で協議結果を別添に記載した内容のとおりであることを確認した。

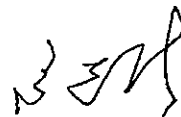
なお、本協議議事録は等しく正文である日本語、中国語を各2通作成した。

2007年6月19日 北京



熊谷 晃子
事前評価調査団
団長

独立行政法人国際協力機構



高 志新
全国人民代表大会常務委員会
法制工作委员会弁公室
主任
中華人民共和国

協議結果

プロジェクトの背景

調査団と全人代法工委双方は、プロジェクトの背景について以下のとおり確認した。

中国は、1999年第9期全人代第2回会議にて改正した憲法に「依法治国」という4字を挿入し、「中華人民共和国は法による国家管理を執行し、社会主義法治国家を建設する」と明確に規定している。2010年を目途に社会主義市場経済における法システムの構築を国家目標として掲げており、現在、民法典、国有資産管理法などの起草制定及び民事訴訟法、仲裁法等の法律の改正作業が進められている。同時に2001年12月のWTO加盟議定書の約束に従って、2010年までの段階的な市場開放スケジュールに即したWTO各協定の国内法下と既存法の改正作業が継続して実施される予定になっている。

一方で、中国の現行の民事訴訟法は条文が簡略であり、市場経済化に伴い激増している民事紛争に対応するため、関係する各法律を改正する必要がある。

また、WTO加盟に伴い、より、国際ルールに即した、法の制度整備が求められている。

そこで、第10期全人代常務委員会は2004年～2008年の任期内に作業が行われる立法計画76件を策定し、特にプライオリティの高い「今期の全人代で審議される法案」第一類(59件)の「7 訴訟及び非訴訟手続法類」に民事訴訟法改正と仲裁法改正を位置づけ、殊に民事訴訟法については、90件もの議案を提出して全面的改正を求めている。

これを受け、全人代常務委員会法制工作委员会は、同議案において喫緊の改正課題とされた民事執行と再審手続についての部分改正を2007年に行い、これらを含めた全面改正を今後行う予定である。

プロジェクト名

調査団と全人代法工委双方は、プロジェクトの協力内容を具体的に明示するため、要請時のプロジェクト名称「中日立法交流プロジェクト」を「日中民事訴訟法・仲裁法改善プロジェクト」(英文: Improvement of Civil Procedure Law and Arbitration Law Project)とすることを提案することとした。

プロジェクト名(案) : 日中民事訴訟法・仲裁法改善プロジェクト(Improvement of Civil Procedure Law and Arbitration Law Project)

民事訴訟法、仲裁法改正スケジュールとプロジェクト協力期間

全人代法工委は、民事訴訟法は基本法であること、第10回全人代において90にも上る改正議案が提出されていること、中でも改正要望の多かった執行、再審について、第一段階の改正として2007年に審議予定であること、その後第二段階の改正として全面改正を行うこと、この広範な

改正に当たって、日本の民事訴訟法改正の経験や考え方につき、多くの事項について理解を深めたいこと、民事訴訟法のような基本法でない通常の法律であっても、通常2ヶ月に一度の全人代常務委員会の審議に3回はかかること、から、早急な協力の開始と、要請どおり5年間の協力期間を希望する旨述べた。

仲裁法については、第11回全人代の改正計画に入っており、今年中に全人代法工委と国务院法制弁公室が共同で改正案を作成し、審議にかけることとなっている。

また、各法案の審議のタイミングは全人代常務委員会の指示によって決まるため、起草完成時期についてもそれに従ったものにならなければならない、全人代法工委ではスケジューリングが不可能であること、第11回全人大の具体的な立法計画については2008年3月の全人代で新しい立法5年計画ができる予定であるため、各法律の具体的改正スケジュールについては流動的な面もあるが、いずれにしても民事訴訟法については、上述のとおりすでに全人代において改正要求議案が多く出されているため、修正作業は継続され、民事訴訟法改正のプライオリティが下がることはない旨言明した。

調査団は、全人代法工委の希望、立法スケジュールの事情について理解し、また、日本の民事訴訟法改正時に長期の検討プロセスを経た経験からも、改正法案検討のための協力期間は十分にとる必要があることを理解しつつも、プロジェクトでコントロールできない事由によりスケジュールに不明な点があるまま長期協力のコミットはしがたいため、以下の考え方を基本として帰国後早急に検討することとした。

協力期間(案)：2007年11月(可能であれば繰上げ)から3年間。以後立法スケジュールを見て協力期間を延長。

中国側実施機関

全人代法工委より、民事訴訟法、仲裁法改正に関する関係機関、役割分担について、以下のとおり説明があった。

民事訴訟法は、最も重要な法律の一つであるため、その改正起案は全人代法工委民法室の職員自らが実施。タスクフォースで実施するのではない。

仲裁法は、全人代法工委と国务院法制弁公室が共同で起案する。

改正案検討に当たって、実務上の問題点について最高人民法院から詳しい意見を聞くこととしている。最高人民法院、地方の人民法院、地方の全人代の関係者には、場合によって座談会形式で召集し、それぞれの意見を聞く可能性もある。

学者など学術専門家グループによる関連法案の改正に関する研究などについても参考にするが、特定の研究者などに起案を委託したり依頼することはない。全人代法工委自前の業務である。

日中双方は、協議の上、日本の専門家によるセミナーや、日本への研修に、上記の関係機関の人材を参加させることができる。

プロジェクト実施機関：全国人民代表大会常務委員会法制工作委員会
National People's Congress, Standing Committee, Legislative Affairs Commission
プロジェクト実施主体：全国人民代表大会常務委員会法制工作委員会民法室
National People's Congress, Standing Committee, Legislative Affairs Commission,
Civil Law Department
関係機関等(案)：最高人民法院、地方人民法院、國務院法制弁公室、地方人民代表大
会、学識経験者
Project Director：高 志新 全人代法工委弁公室主任
Project Manager：鹿 紀華 全人代法工委民法室副主任

プロジェクトに関する5項目評価

調査団は、プロジェクト実施に当たって、妥当性、有効性、効率性、インパクト、自立発展性の5項目に沿って評価を行う必要性及びその観点について全人代法工委に説明した。調査団と全人代法工委は本プロジェクトの5項目評価について、以下のとおり基本的な認識を共有した。

妥当性：高い。

民事訴訟法、仲裁法の改正ニーズは、プロジェクトの背景にも記したとおり、全人代の立法計画における優先度が高い。また、裁判所の負担軽減・訴訟の効率化や、国際ルールにより調和的な民事訴訟・仲裁両制度における執行・保全制度の整備などの訴訟制度改革が、焦眉の急となっているなど、実務上の改正ニーズは大変高い状況である。

日本政府の対中経済協力計画との整合性・必要性の観点から見ても、本プロジェクトは協力計画の一分野である「改革・開放支援」に合致している。

また現時点では、立証責任の転換や不合理な推定規定など、企業側が不当な判決を受け得る規定案なども散見されるが、これらの規定が濫用された場合の危険性を含めた日本を含む諸外国の訴訟実例を検討するなどの情報交換を通じて、適切な改正草案の策定を進めることも必要である。

有効性：高い。

民事訴訟法・仲裁法の改正に当たり、日本が国際ルールに則った法制度を構築し、複雑・多様化する民事紛争に対応するために実施してきた司法制度改革の経験は、同様な問題を現在抱える中国の両法の改正に参考となる観点を示すことができる。それらの経験を生かし、中国の社会背景を勘案しつつ検討を行い、新しい法案を起草することにより、国際的なルールとより調和的で効率的な民事訴訟・仲裁制度の整備が促進されることとなる。よってプロジェクトの成果が上がることによって目的が達成されることとなり、有効性は高いといえる。

効率性：高いことが期待される。(更なる精査を行う)

民事訴訟法のような基本法の改正にかかるものは、通常であれば大きな投入を必要とする。しかしながら、中国側には中国自身が各国の法律を検討してきた蓄積がある上、日本側は、司法制度改革の知見の蓄積(例えば、社会的背景を踏まえた職権主義から当事者主義への転換など)及び従前の法整備支援の知見の蓄積(市場経済化移行国における社会的背景を踏まえた民事訴訟法等の立法支援の経験)を、JICA-Net の活用その他によって、長期専門家 1 名(未定・検討中)に集約して現地での協力を進めることができる。

また、改善された民事訴訟法・仲裁法が適用される範囲は、中国人民・法人、在中外国人・法人、中国の民事訴訟・仲裁制度を利用する関係者と広い範囲にわたるため、裨益層は大変広いといえる。

これらのことから、プロジェクトの効率性は高いことが期待される。

インパクト : 正のインパクトが大きいことが期待される。

民事訴訟法・仲裁法で現在改正が必要とされている項目は、再審、執行及び倫理規則など、より公正な制度に資する諸点や、簡易手続、小額訴訟などより迅速な審理に結びつくような制度である。これらの項目について検討がなされ、新たな法案が起草された後、改善された法が成立し、裁判所・仲裁委員会等の機関によって適切に運用されることによって、将来的に、公正かつ効率的で充実した審理に基づく迅速な民事紛争解決制度が整備され、民事紛争の適正・円滑な解決が促進されることとなる。

また、基本法である民事訴訟法、投資環境整備に必須の仲裁法が改善されることは、市場経済化を一層促進し、かつ改革開放の趣旨にも即し、よいインパクトが期待される。

自立発展性 : 高い。

本プロジェクトの実施により、改善された法案が施行されれば、関係者に等しく適用される。また、法案の改善を目的とするプロジェクトであるため、カウンターパート機関のキャパシティービルディングの観点で見るとは適切ではないが、法改正に当たり検討されたさまざまな視点は、今後も全人代法工委において必要とされるさまざまな法改正の作業に際し、参考になるものと期待できる。新法成立後、適切に運用されることが必要であるが、これらは新法成立後の施行機関の活動を見てゆく必要がある。

プロジェクトの基本的枠組み

調査団と全人代法工委は、中国における上記民事訴訟法、仲裁法改正に関する状況を踏まえ、プロジェクトの基本的枠組みについて、以下のとおり整理した。

本プロジェクトにおいては、全人代法工委からの要請であること、立法スケジュールの流動性、全人代法工委の民事訴訟法、仲裁法改正における機能と他関係機関との関係性を踏まえると、現時点で改正後の運用に関する協力までも入れたスケジュールまで立て、その活動まで組み込むことは現実的ではないため、起草そのものの協力を絞ることが現実的である。

上位目標(案)：中国において、公正かつ効率的で充実した審理に基づく迅速な民事紛争解決制度が整備され、民事紛争の適正・円滑な解決が促進される。

(プロジェクト終了後、民事訴訟法、仲裁法の改正法が成立し、運用面においても最高人民法院ほかのアクターによる司法解釈、その普及がなされることにより、達成される将来像)

プロジェクト目標(案)：日本を含む国際的なルールとより調和的で効率的な民事訴訟制度・仲裁制度の整備が促進される。

(日本をはじめとするさまざまな経験を踏まえた、民事訴訟法、仲裁法改正法案が起草されることによって達成されるプロジェクト期間終了までの姿)

成果(案)：(日中双方の活動によってもたらされるアウトプット)

1 民事訴訟法の改正論点について立法関係者が理解し、日中の知見が生かされた改正法案が起草される。

2 仲裁法の改正論点について立法関係者が理解し、日中の知見が生かされた改正法案が起草される。

活動(案)：

1-1 中国民事訴訟法の改正に資する日中の法令・規則及び裁判実務の比較検討

1-2 中国民事訴訟法の立法審議にかかる課題の検討：特に、民事執行、再審、少額訴訟、簡易手続、公益訴訟、証拠制度、審級制度等(立法スケジュールに応じて議論のポイントを選定・変更・追加)

2-1 仲裁法の改正に資する日中の法令・規則及び仲裁実務の比較検討

2-2 仲裁法の立法審議にかかる課題の検討：特に、仲裁委員会の独立性、臨時仲裁、仲裁協会の地位、仲裁合意、当事者・仲裁廷及び仲裁人の権利及び義務、仲裁人の倫理規則、仲裁裁定の執行・保全等(立法スケジュールに応じて議論のポイントを選定・変更・追加)

裨益者：裨益者として、中国人民・法人、在中外国人・法人、中国の民事訴訟・仲裁制度が適用されうる関係者

日中双方からの投入

調査団からは、今後も刻々と状況の変化のある中国側の法改正スケジュールに対応しつつ、その時々での改正項目の議論のポイントを中国側と議論し、日本の経験・リソースを勘案の上、セミナーのテーマ等、プロジェクト活動の重点を絞るために、法的な知識を持った長期専門家の必要性につき全人代法工委に提案した。全人代法工委も、改正作業に当たり随時意見交換をすべく、法的バックグラウンドを持つ人材の常駐の必要性を表明した。全人代法工委は、長期専門家のオ

フィスについて、全人代法工委自身が現在オフィスホテルに間借りしており、これ以上の間借りの場所の余裕もすでにないこと、外国人が全人代の内部に常駐することは困難なことについて説明した。また、外部にオフィスを借りる場合の費用については、財政部から別途手当てを受けることが必要であることから、その申請をすることを表明した。調査団側は、JICA の協力プロジェクトの場合、オフィスの提供はカウンターパート側が行うことが基本である旨説明の上、オフィスがない場合においても日本側で何らかの措置をした上で長期専門家を派遣するか否かにつき、別途検討することとした。

1 日本側投入(案)

(1) 専門家および関連経費

- ・長期専門家(民事紛争解決制度/業務調整)1名
- ・短期専門家(現地セミナー講師等)年2回程度、必要に応じ
- ・現地セミナー開催等の現地活動費
- ・JICA-Net セミナー開催等の費用

(2) 研修受入および関連経費

年2回程度民法室及び関係機関のメンバーを予算の範囲内で招聘

2 中国側投入(案)

(1) カウンターパート

起草メンバー、必要な事務・連絡職員等

(2) ローカルコスト

プロジェクトオフィスの賃料、維持・管理費、その他中国側経費など

今後の手続

調査団より、帰国後協力枠組みを固め、必要な日本側国内作業(JICA 内部承認手続含む)を行ったうえで、プロジェクト開始のための文書(Record of Discussion、Project Design Matrix、Plan of Operation、等)をまとめ、プロジェクト開始までに、別途 JICA 中国事務所と全人代法工委の間で署名が必要である旨、説明した。また、調査団は、Record of Discussion に記載される中国側のとるべき措置について説明し、全人代法工委は、国際協力のルールに則った必要な事項として理解を示した。

以上

4. 面談者リスト

【6月11日】

1. JICA中国事務所 (10:30-12:00)

古賀 重成 JICA中国事務所 所長
渡辺 雅人 JICA中国事務所 次長
熊谷 晃子 JICA社会開発部第1グループガバナンスチーム長
田中 嘉寿子 法務省法務総合研究所国際協力部 教官
北村 治樹 法務省民事局 局付
佐藤 直史 JICA国際協力専門員
植田 絵麗 財団法人日本国際協力センター 通訳

2. 在中国日本大使館 (13:00-14:00)

上野 正晴 在中国日本大使館 一等書記官・検察院連絡官
鎌倉 正和 在中国日本大使館 二等書記官 (法律)
熊谷 晃子 JICA社会開発部第1グループガバナンスチーム長
田中 嘉寿子 法務省法務総合研究所国際協力部 教官
北村 治樹 法務省民事局 局付
佐藤 直史 JICA国際協力専門員
植田 絵麗 財団法人日本国際協力センター 通訳

3. JETRO北京事務所 (15:00-16:00)

秋葉 隆充 日本貿易振興機構北京代表処知的財産権部 副部長
熊谷 晃子 JICA社会開発部第1グループガバナンスチーム長
田中 嘉寿子 法務省法務総合研究所国際協力部 教官
北村 治樹 法務省民事局 局付
佐藤 直史 JICA国際協力専門員
植田 絵麗 財団法人日本国際協力センター 通訳

【6月12日】

1. 全人代協議 (全国人民代表大会常務委員会法制工作委员会民法室) (8:30-11:30)

扈 紀 華 全国人民代表大会常務委員会法制工作委员会民法室 副主任
李文閣 全国人民代表大会常務委員会法制工作委员会民法室 処長
段京連 全国人民代表大会常務委員会法制工作委员会民法室 調査研究員
王興文 全国人民代表大会常務委員会法制工作委员会弁公室
熊谷 晃子 JICA社会開発部第1グループガバナンスチーム長
田中 嘉寿子 法務省法務総合研究所国際協力部 教官
北村 治樹 法務省民事局 局付
佐藤 直史 JICA国際協力専門員
植田 絵麗 財団法人日本国際協力センター 通訳

2. 最高人民法院 (14:00-16:00)

羅 東 川 最高人民法院研究室 副主任、高級裁判官、法学博士
黄 建 中 最高人民法院研究室 裁判アシスタント
曹 莎 最高人民法院研究室
熊谷 晃子 JICA社会開発部第1グループガバナンスチーム長
田中 嘉寿子 法務省法務総合研究所国際協力部 教官
北村 治樹 法務省民事局 局付
佐藤 直史 JICA国際協力専門員
鎌倉 正和 在中国日本大使館 二等書記官 (法律)
小島 元 JICA中国事務所
陸 文 権 JICA中国事務所
楊 東 中国人民大学法学院 講師、日本法研究所 秘書長
植田 絵麗 財団法人日本国際協力センター 通訳

【6月13日】

1. 本田技研工業 (中国) 投資有限公司 (13:00-14:00)

加藤 秀司 本田技研工業 (中国) 投資有限公司 知的財産権法務部 部長
熊谷 晃子 JICA社会開発部第1グループガバナンスチーム長
田中 嘉寿子 法務省法務総合研究所国際協力部 教官
北村 治樹 法務省民事局 局付
吉澤 敏行 日本弁護士連合会
佐藤 直史 JICA国際協力専門員
小島 元 JICA中国事務所
植田 絵麗 財団法人日本国際協力センター 通訳

2. アンダーソン・毛利・友常法律事務所

若林 耕 アンダーソン・毛利・友常法律事務所 弁護士
熊谷 晃子 JICA社会開発部第1グループガバナンスチーム長
田中 嘉寿子 法務省法務総合研究所国際協力部 教官
北村 治樹 法務省民事局 局付
吉澤 敏行 日本弁護士連合会
佐藤 直史 JICA国際協力専門員
小島 元 JICA中国事務所
植田 絵麗 財団法人日本国際協力センター 通訳

【6月14日】

1. GTZ (9:30-10:30)

Prof. Dr. Hinrich Julius German Development Cooperation Legal Advisory Service Geman Director
Ms. Baerbel Kohake German Development Cooperation Legal Advisory Service Project Intern
Ms. Vanessa Egert Project Intern (4月から来ている法学生)

Ms. 王 芳 中国人スタッフ、知財担当
熊谷 晃子 JICA社会開発部第1グループガバナンスチーム長
田中 嘉寿子 法務省法務総合研究所国際協力部 教官
北村 治樹 法務省民事局 局付
吉澤 敏行 日本弁護士連合会
佐藤 直史 JICA国際協力専門員
小島 元 JICA中国事務所
陸 文 権 JICA中国事務所
植田 絵麗 財団法人日本国際協力センター 通訳

2. 社会科学院 渠濤教授 (11:30-12:00) (場所: 日本大使館)

上野 正晴 在中国日本大使館 一等書記官・検察院連絡官
鎌倉 正和 在中国日本大使館 二等書記官 (法律)
渠 濤 中国社会科学法学研究所 研究員、教授
熊谷 晃子 JICA社会開発部第1グループガバナンスチーム長
田中 嘉寿子 法務省法務総合研究所国際協力部 教官
北村 治樹 法務省民事局 局付
吉澤 敏行 日本弁護士連合会
佐藤 直史 JICA国際協力専門員
植田 絵麗 財団法人日本国際協力センター 通訳

3. 北京市第2中級人民法院 (14:00-16:00)

①法廷傍聴 (第3法廷で、製造物責任事件の控訴審傍聴) (14:00-15:00)

②民事第6法廷の延長・副延長、副主任との座談会 (15:00-16:00)

劉 立 軍 民事第六法廷 副延長
左 峰 民事第六法廷 延長アシスタント
謝 恩 品 弁公室副主任
熊谷 晃子 JICA社会開発部第1グループガバナンスチーム長
田中 嘉寿子 法務省法務総合研究所国際協力部 教官
北村 治樹 法務省民事局 局付
吉澤 敏行 日本弁護士連合会
佐藤 直史 JICA国際協力専門員
小島 元 JICA中国事務所
陸 文 権 JICA中国事務所
植田 絵麗 財団法人日本国際協力センター 通訳

【6月15日】

午前二班に分かれて行動

1 A. ADB (アジア開発銀行)

彭小華 ADB主管弁護士 駐中国代表処
熊谷 晃子 JICA社会開発部第1グループガバナンスチーム長
田中 嘉寿子 法務省法務総合研究所国際協力部 教官
小島 元 JICA中国事務所
陸文権 JICA中国事務所

1 B. 森脇 章 弁護士面談

場所：JICA中国事務所

森脇 章 アンダーソン・毛利・友常法律事務所 弁護士
北村 治樹 法務省民事局 局付
吉澤 敏行 日本弁護士連合会 弁護士
佐藤 直史 JICA国際協力専門員
植田 絵麗 財団法人日本国際協力センター 通訳

2. CIETAC (14:00-16:00)

于健龍 中国国際経済貿易仲裁委員会 (中国国際商会仲裁) 副主任 秘書長
曹麗軍 中国国際経済貿易仲裁委員会 (中国国際商会仲裁) 副処長 仲裁員
劉璐 中国国際経済貿易仲裁委員会 (中国国際商会仲裁)
安瑞 中国国際経済貿易仲裁委員会
盧松 外交学院国際関係学部 教授
熊谷 晃子 JICA社会開発部第1グループガバナンスチーム長
田中 嘉寿子 法務省法務総合研究所国際協力部 教官
北村 治樹 法務省民事局 局付
吉澤 敏行 日本弁護士連合会
佐藤 直史 JICA国際協力専門員
小島 元 JICA中国事務所
陸文権 JICA中国事務所
植田 絵麗 財団法人日本国際協力センター 通訳

3. 呂毅勇 毅弘律師事務所 (16:15-17:00)

呂毅勇 毅弘弁護士事務所 主任
熊谷 晃子 JICA社会開発部第1グループガバナンスチーム長
田中 嘉寿子 法務省法務総合研究所国際協力部 教官
北村 治樹 法務省民事局 局付
吉澤 敏行 日本弁護士連合会
佐藤 直史 JICA国際協力専門員
植田 絵麗 財団法人日本国際協力センター 通訳

【6月18日】

中国人民大学における大学関係者との交流会（10:00～16:00）

陳桂明	中国民事訴訟法学研究会会長、中国人民大学法学院教授
楊蓉馨	中国政法大学 教授
王利明	中国人民大学法学院 院長
韓大元	中国人民大学法学院 常務副院長
劉明祥	中国人民大学法学院 副院長
劉榮軍	北京師範大学法学院 副院長
湯維建	中国人民大学法学院 教授
肖建国	中国人民大学法学院 副教授
張弘	中国政法大学民商經濟法学院 副教授
章程	清華大学法学院 教授
王亜新	清華大学法学院 学術委員会主任、教授
楊榮新	普通高等学校人文社会科学重点研究基地政法大学訴訟法学研究 中心顧問
楊東	中国人民大学法学院講師、日本法研究所秘書長
熊谷 晃子	JICA社会開発部第1グループガバナンスチーム長
田中 嘉寿子	法務省法務総合研究所国際協力部 教官
北村 治樹	法務省民事局 局付
吉澤 敏行	日本弁護士連合会
佐藤 直史	JICA国際協力専門員
鎌倉 正和	日本国駐中華人民共和国大使館 二等書記官（法律）
小島 元	JICA中国事務所
陸文権	JICA中国事務所
植田 絵麗	財団法人日本国際協力センター 通訳

【6月19日】

全人代法制工作委员会とのミニッツ協議・署名（9:00～10:00）

高志新	全国人民代表大会常務委員会法制工作委员会弁公室 主任
扈紀華	全国人民代表大会常務委員会法制工作委员会民法室 副主任
李文閣	全国人民代表大会常務委員会法制工作委员会民法室 処長
王興文	全国人民代表大会常務委員会法制工作委员会弁公室
熊谷 晃子	JICA社会開発部第1グループガバナンスチーム長
田中 嘉寿子	法務省法務総合研究所国際協力部 教官
北村 治樹	法務省民事局 局付
吉澤 敏行	日本弁護士連合会
佐藤 直史	JICA国際協力専門員
小島 元	JICA中国事務所
陸文権	JICA中国事務所
植田 絵麗	財団法人日本国際協力センター 通訳

【6月20日】

1. 在中国日本大使館 (11:00~11:30)

香川 剛廣	在中国日本大使館 經濟部長 公使
鎌倉 正和	在中国日本大使館 二等書記官 (法律)
熊谷 晃子	JICA社会開発部第1グループガバナンスチーム長
田中 嘉寿子	法務省法務総合研究所国際協力部 教官
北村 治樹	法務省民事局 局付
吉澤 敏行	日本弁護士連合会
佐藤 直史	JICA国際協力専門員
小島 元	JICA中国事務所
植田 絵麗	財団法人日本国際協力センター 通訳

2. JICA中国事務所報告 (10:30-12:00)

古賀 重成	JICA中国事務所 所長
渡辺 雅人	JICA中国事務所 次長
熊谷 晃子	JICA社会開発部第1グループガバナンスチーム長
田中 嘉寿子	法務省法務総合研究所国際協力部 教官
北村 治樹	法務省民事局 局付
吉澤 敏行	日本弁護士連合会
佐藤 直史	JICA国際協力専門員
小島 元	JICA中国事務所
陸 文 権	JICA中国事務所
植田 絵麗	財団法人日本国際協力センター 通訳

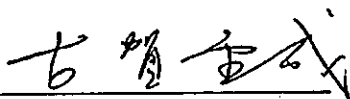
中華人民共和国
民事訴訟法・仲裁法改善のための技術協力に関する
独立行政法人国際協力機構と
全国人民代表大会常務委員会法制工作委员会との協議議事録

独立行政法人国際協力機構（以下、「JICA」という。）中華人民共和国事務所と中華人民共和国全国人民代表大会常務委員会法制工作委员会（以下、「全人代法工委」という。）は、民事訴訟法・仲裁法改善プロジェクトの実施協議議事録（R/D）で合意された基本計画の詳細を決定するため、一連の協議を行った。

JICA と全人代法工委は、双方で協議結果を別添に記載した内容のとおりであることを確認した。

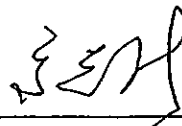
なお、本協議議事録は等しく正文である日本語、中国語を各2通作成した。

2007年11月 日 北京



古賀 重成

独立行政法人国際協力機構
中華人民共和国事務所 所長



高 志新

中華人民共和国
全国人民代表大会常務委員会
法制工作委员会弁公室 主任

I. プロジェクト・デザイン・マトリックス

日中双方は別添1のプロジェクト・デザイン・マトリックス (Project Design Matrix: PDM) について基本的に合意した。

また、プロジェクトの進行に応じて適宜見直し、合同委員会の場を通じて正式に修正することを合意した。

II. 活動計画

日中双方は、別添2の活動計画 (Plan of Operation: PO) につき基本的に合意した。

また、協力期間内において、立法スケジュールに応じて活動計画を見直し、合同委員会の場を通じて正式に修正することについて合意した。

III. プロジェクト実施体制

別添3のとおりの実施体制とすることで、日中双方が同意した。

別添1 プロジェクト・デザイン・マトリックス(PDM)

別添2 活動計画(PO)

別添3 プロジェクト組織図

✓

③

Project Design Matrix (PDM) (Draft)
 プロジェクト名: 中国民事訴訟法・仲裁法改正プロジェクト
 実施機関: 全国人民代表大会常務委員会法制工作委员会

Ver.No.

作成日 2007/10/31

上位目標	評価指標	入手段	外部条件
<p>中国において、公正かつ効率的で充実した裁判に基づく迅速な民事紛争解決制度が整備され、民事紛争の適正・円滑な解決が促進される。</p>	<p>1. 民事訴訟法の司法解釈及び内部文書が減少する。 2. 外国企業の新入の受理件数が増加する。 3. 人民法院の未決案件数が減少する。 4. CIETAC仲裁受理処理件数が増加する。</p>	<p>司法解釈集 司法統計 司法統計 CIETACの統計記録</p>	<p>同国の国策としての市場経済化の方針に変更がない</p>
<p>プロジェクト目標 日本を含む国際的なルールとより調和的で効率的な民事訴訟制度・仲裁制度の整備が促進される。</p>	<p>1. 民事訴訟法の司法解釈及び内部文書が減少する。 2. 外国企業の新入の受理件数が増加する。 3. 人民法院の未決案件数が減少する。 4. CIETAC仲裁受理処理件数が増加する。</p>	<p>民事訴訟法最終草案 民事訴訟法最終草案 協議記録・インタビュー報告書</p>	<p>全国人民代表大会常務委員会の立法計画に変更がない</p>
<p>成果 1. 民事訴訟法の改正論点について立法関係者が理解し、日中の知見が生かされた改正法案が提案される。 2. 仲裁法の改正論点について立法関係者が理解し、日中の知見が生かされた改正法案が提案される。</p>	<p>1-1. 中国民事訴訟法に日本の法令・裁判実務の知見が明らかに反映された条文が組み込まれる。 1-2. 中国民事訴訟法に周辺法との整合性を意識した条文が組み込まれる。 1-3. 活動参加者の日本の法令・裁判実務に対する理解度が向上する。 2-1. 改正仲裁法に日本の法令の知見が反映された条文が組み込まれる。 2-2. 改正仲裁法に関連条約・規則との整合性を意識した条文が組込まれる。 2-3. 活動参加者の日本法に対する理解度が向上する。</p>	<p>仲裁法最終草案 仲裁法最終草案 協議記録・インタビュー報告書</p>	
<p>活動 1-1. 中国民事訴訟法の改正に資する日中の法令・規則及び裁判実務の比較検討 1-2. 中国民事訴訟法の立法審議にかかる課題の検討(特に、民事執行・再審・小額訴訟・簡易手続・公益訴訟・証拠制度・審級制度等) 2-1. 中国仲裁法の改正に資する日中の法令・規則及び仲裁実務の比較検討 2-2. 中国仲裁法の立法審議にかかる課題の検討(特に、仲裁委員会の独立性・臨時仲裁・仲裁協会の地位・仲裁合意・当事者/仲裁廷及び仲裁人の権利及び義務・仲裁人の倫理規則・仲裁裁定の執行/保全等)</p>	<p>投入 (日本側) ・専門家 長期1名(民事紛争解決制度/業務調査) 短期(セミナー講師等・年2回程度) ・本邦研修 年1~2回程度 ・セミナー開催等の現地活動経費 ・JICA Netセミナー開催等の費用</p>	<p>(中国側) ・カウンタートパート配置 ・プロジェクト実施に必要な運営費</p>	<p>実施機関及び参与機関よりC/P職員が配置され統括する</p>



R

別添2

Plan of Operations

中国民事訴訟法・仲裁法改善プロジェクト

作成日 2007/10/31

	2007			2008			2009			2010			2011								
	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	
成果																					
1. 民事訴訟法の改正論点について立法関係者が理解し、日中の知見が生かされた改正法案が起草される。																					
2. 仲裁法の改正論点について立法関係者が理解し、日中の知見が生かされた改正法案が起草される。																					
活動																					
1																					
1-1. 中国民事訴訟法の改正に関する日中の法令・規則及び裁判実務の比較検討																					
1-2. 中国民事訴訟法の立法準備にかかる課題の検討 (特に、民事執行・清算・小額訴訟・簡易手続・公示催告・証拠制度・審判制度等)																					
2																					
2-1. 中国仲裁法の改正に関する日中の法令・規則及び仲裁実務の比較検討																					
2-2. 中国仲裁法の立法準備にかかる課題の検討 (特に、仲裁委員会の独立性・臨時仲裁・仲裁協会の地位・仲裁合意・当事者/仲裁法及び仲裁人の権利及び義務・仲裁人の倫理規則・仲裁費の執行/保全等)																					

3

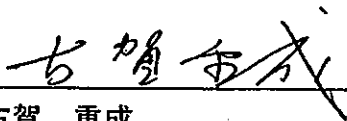
中華人民共和国 民事訴訟法・仲裁法改善プロジェクトにかかる
技術協力に関する独立行政法人国際協力機構と
全国人民代表大会常務委員会法制工作委员会との協議議事録

独立行政法人国際協力機構（以下、「JICA」という。）中華人民共和国事務所と中華人民共和国全国人民代表大会常務委員会法制工作委员会（以下、「全人代法工委」という。）は、民事訴訟法・仲裁法改善プロジェクト（以下「当該プロジェクト」という。）の有効な実施のため、双方が取るべき措置について一連の討議をおこなった。

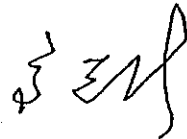
討議の結果、双方はそれぞれの政府に対し附属文書に記載する諸事項について勧告することに同意した。

等しく正文である日本語、中国語による本書各々2通を作成し、双方の合意のもとに署名した。

2007年11月 日 北京

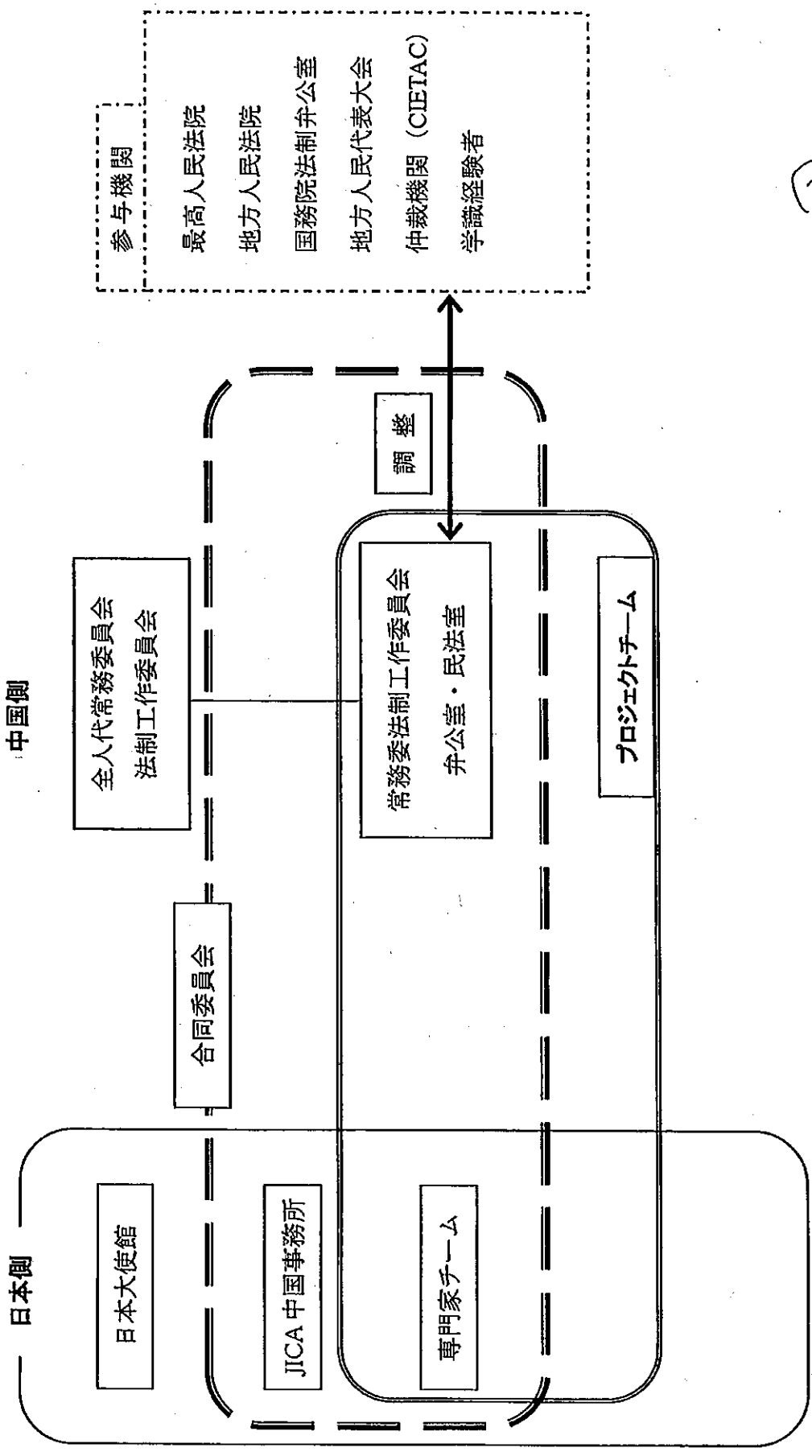


古賀 重成
独立行政法人国際協力機構
中華人民共和国事務所 所長



高 志新
中華人民共和国
全国人民代表大会常務委員会
法制工作委员会弁公室 主任

民事訴訟法・仲裁法改善プロジェクト実施体制



3

I. JICA と中国側の協力

1. JICA と中国側は、当該プロジェクトの実施につき相互に協力する。
2. 当該プロジェクトは、附表 I の基本計画に基づいて実施される。

II. JICA の取るべき措置

日本国において施行されている法律及び規則に従い、JICA は、JICA の経費負担により日本の技術協力計画の通常手続きに基づき、以下の措置をとる。

1. 日本人専門家の派遣
JICA は、附表 II に掲げる日本人専門家の役務を提供する。
2. 研修員受入れ
JICA は、日本における技術研修のため当該プロジェクトに関係する中国側人員を受け入れる。
3. 特別措置
JICA は、日本国において施行されている法律及び規則に従い、当該プロジェクトの円滑な実施を保証するために、研修等の実施に必要な経費の一部を負担する特別措置を取る。

III. 中国側の取るべき措置

1. 中国側は、全ての関係者、受益者グループ及び団体を当該プロジェクトに積極的に参加させることにより、日本の技術協力期間中および終了後、当該プロジェクトの自立的運営が持続されることを確保するために、必要な措置を取る。
2. 中国側は、日本の技術協力の結果として中国国民が獲得する技術及び知識が、中国の経済及び社会発展に貢献することを確保する。
3. 中国側は、日中両国政府が本プロジェクトに関して合意する内容を遵守し、必要な手続を行う。上記 II-1 にいう日本人専門家及びその家族に対し、以下の事項に関する特別措置、免税及び便宜を与えらるとともに、同様の任務を遂行する第三国または国際機関の専門家に劣らない特別待遇、

免税及び便宜を与える。

- (1) 日本人専門家に海外から送金される報酬に対して、または、これに関連して課せられる所得税及びその他の課徴金が免除される。
 - (2) 日本人専門家及びその家族が持ち込む個人的私用品及び業務に関連する機材に対して関税が免除される。
4. 中国側は、中国人が日本における技術研修から得た知識及び経験が、当該プロジェクト実施のために有効に用いられることを確保するために必要な措置を取る。
 5. 中華人民共和国において施行されている法律及び規制に従い、中国側は中華人民共和国側の負担において、当該プロジェクトへ以下のものを提供するために必要な措置を取る。
 - (1) 附表Ⅲに掲げる中国人カウンターパートの配置
 - (2) 附表Ⅳに掲げる土地、建物及び附帯施設もしくは賃料の一部
 6. 中華人民共和国において施行されている法律及び規制に従い、以下の必要な措置を取る。

当該プロジェクト実施のために中国側に必要な運営費

IV. 当該プロジェクトの管理

1. 全人代法工委弁公室主任は、プロジェクトディレクターとして、当該プロジェクトの管理及び実施に係る全体の責任を負う。
2. 全人代法工委民法室副主任は、プロジェクトマネージャーとして、当該プロジェクトの運営及び管理について責任を負う。
3. JICA 中国事務所は、当該プロジェクトの実施に関する事項に関し、当該プロジェクトのプロジェクトディレクター及びプロジェクトマネージャーに対し、必要な提言及び助言を与える。

4. 日本人専門家は、中国人カウンターパートに対して当該プロジェクトの実施に関する技術的事項において、必要な技術的提言及び助言を与える。
5. 当該プロジェクトを効果的にかつ成功裏に実施するために、附表Vに記述される機能及び構成による合同委員会が設置される。
6. 当該プロジェクトに係る組織図は、附表VIの通りである。

V. 合同評価

当該プロジェクトの評価は、協力期間の中間時及び終了前間に、達成レベルを検討するためにJICAと全人代法工委により行われる。

VI. 日本人専門家に対する請求

中華人民共和国政府は、日本人専門家の中華人民共和国内における職務の遂行に起因し、またはその遂行中もしくはその遂行に関連して、日本人専門家に対する請求事由が発生した場合には、日本人専門家の故意または重大な過失による場合を除き、その請求に関する責任を負う。

VII. 相互協議

JICA及び全人代法工委は、本附属文書から生ずる、あるいは本附属文書に関連する主要事項について相互に協議を行う。

VIII. 当該プロジェクトに関する理解及び支援の促進

中国側は、当該プロジェクトに対する中華人民共和国内における理解及び支援の促進のため、当該プロジェクトを中華人民共和国人民に知らしめるために適切な措置を取る。

IX. 協力期間

この附属文書における当該プロジェクトのための技術協力期間は、2007年11月1日から2010年10月31日までの3年間とする。

附表 I	基本計画
附表 II	日本人専門家
附表 III	カウンターパート
附表 IV	土地、建物及び附帯施設
附表 V	合同委員会
附表 VI	プロジェクト組織図

g

3

附表 I 基本計画

上位目標

中国において、公正かつ効率的で充実した審理に基づく迅速な民事紛争解決制度が整備され、民事紛争の適正・円滑な解決が促進される。

プロジェクト目標

日本を含む国際的なルールとより調和的で効率的な民事訴訟制度・仲裁制度の整備が促進される。

成果

- 1 民事訴訟法の改正論点について立法関係者が理解し、日中の知見が生かされた改正法案が起草される。
- 2 仲裁法の改正論点について立法関係者が理解し、日中の知見が生かされた改正法案が起草される。

活動

- 1-1 中国民事訴訟法の改正に資する日中の法令・規則及び裁判実務の比較検討
- 1-2 中国民事訴訟法の立法審議にかかる課題の検討（特に、民事執行、再審、少額訴訟、簡易手続、公益訴訟、証拠制度、審級制度等）
- 2-1 中国仲裁法の改正に資する日中の法令・規則及び仲裁実務の比較検討
- 2-2 中国仲裁法の立法審議にかかる課題の検討（特に、仲裁委員会の独立性、臨時仲裁、仲裁協会の地位、仲裁合意、当事者・仲裁廷及び仲裁人の権利及び義務、仲裁人の倫理規則、仲裁裁定の執行・保全等）

附表 II 日本人専門家

- 1 長期専門家
民事紛争解決制度/業務調整 1名
- 2 短期専門家
現地セミナー講師等、年2回程度派遣

附表 III カウンターパート

- 1 プロジェクトディレクター
全人代法工委弁公室主任
- 2 プロジェクトマネージャー

全人代法工委民法室副主任

3. カウンターパート

起草メンバー、必要な事務・連絡職員等

附表Ⅳ 土地、建物及び附帯施設

1. 現地セミナー実施場所

2. 日本人専門家の執務するオフィス（賃料）

附表Ⅴ 合同委員会

1. 機能

合同委員会は、少なくとも年一回、または必要が生じたときに開催し、次の機能を持つものとする。

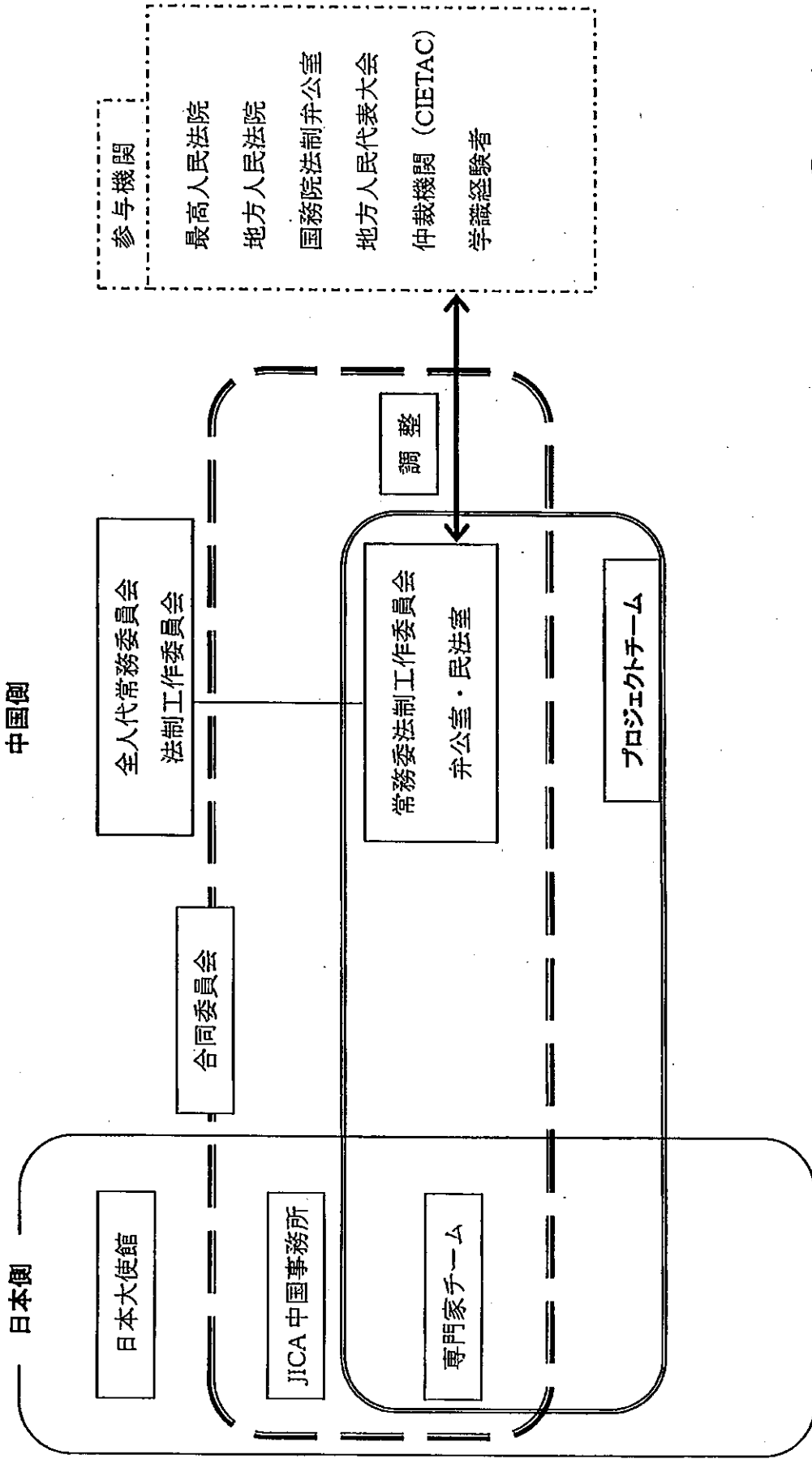
- (1) 討議議事録に沿って策定される当該プロジェクトの年次活動計画を承認する。
- (2) 上記の年次計画により遂行される技術協力活動の全体の進捗に関する検討を行う。
- (3) 技術協力計画から生ずる、あるいは技術協力計画に関連する主要事項につき、検討し意見交換を行う。

2. 構成

- (1) 議長 全人代法工委弁公室主任
- (2) 副議長 全人代法工委民法室副主任
- (3) 中国側構成員
 - ・（科学技術部）
 - ・ 全人代法工委弁公室
 - ・ 全人代法工委民法室
 - ・ 必要に応じ、参与機関（最高人民法院、仲裁機関、学識経験者等）
- (4) 日本側構成員
 - ・ JICA 中国事務所代表
 - ・ 必要に応じ、JICA により派遣された専門家、調査団

注記：在中国日本大使館はオブザーバーとして出席できる。

民事訴訟法・仲裁法改善プロジェクト実施体制



②